

(案)

第6次千葉市障害者計画

第7期千葉市障害福祉計画

第3期千葉市障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

千葉市

目 次

内容

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け・他計画との関係.....	2
3 計画の期間.....	3
4 「障害者」とは.....	3
第2章 本市の障害者の現状	4
1 障害者数の推移.....	4
(1) 身体障害者.....	4
(2) 知的障害者.....	7
(3) 精神障害者.....	9
2 実態調査結果.....	11
(1) 調査の目的.....	11
(2) アンケート調査の実施方法.....	11
(3) 障害者ご本人について.....	12
(4) 医療的ケアの種類.....	15
(5) ご家族や介助者について.....	18
(6) 療育・保育について困っていること.....	21
(7) 学校・教育について.....	22
(8) 就労について.....	24
(9) 運動やスポーツの実施状況.....	29
(10) 希望する暮らしを送るために必要な支援.....	30
(11) サービス利用について.....	33
(12) 障害のある人に対する市民の理解度について.....	41
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念.....	43
2 計画の視点.....	44

3 計画の構成.....	46
第2部 各論.....	47
第1章 重点課題.....	47
重点課題Ⅰ 親なき後を見据えた支援.....	47
1 現状と課題.....	47
2 対応方針.....	47
重点課題Ⅱ 発達障害者への支援.....	49
1 現状と課題.....	49
2 対応方針.....	49
重点課題Ⅲ 重度の障害のある人たちへの支援.....	52
1 現状と課題.....	52
2 対応方針.....	52
重点課題Ⅳ 働く人や働きたい人たちへの支援.....	54
1 現状と課題.....	54
2 対応方針.....	54
第2章 基本目標.....	56
基本目標1 地域生活支援の拡充.....	56
(1) 自立した地域生活への支援・促進.....	56
(2) 日中活動の場、生活の場の確保.....	59
(3) 福祉用具利用支援の充実.....	60
(4) 経済的支援の充実.....	61
(5) 一般就労の支援.....	62
(6) 福祉的就労の支援.....	63
基本目標2 相談支援の充実.....	64
(1) 身近な相談支援機関の充実.....	64
(2) 専門的な相談支援体制の強化.....	66
(3) 権利擁護の推進.....	68
基本目標3 保健・医療の充実.....	69

(1) 障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実.....	69
(2) 地域での医療体制等の充実	70
基本目標4 障害児に対する支援の充実.....	72
(1) 早期発見・早期療育の体制の整備	72
(2) 障害児支援の充実	73
(3) 学校教育の充実.....	74
基本目標5 理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシー.....	78
(1) 相互理解の推進.....	78
(2) スポーツ・文化活動の支援及び交流の促進	80
(3) 情報提供、コミュニケーションの充実.....	82
(4) 一般就労の支援（再掲）	84
(5) 福祉的就労の支援（再掲）	85
(6) ボランティア活動の促進.....	85
(7) オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組みとレガシーとしての継承.....	86
基本目標6 生活環境の整備	88
(1) 住環境の整備.....	88
(2) 公共施設等の整備	88
(3) 安全な交通の確保	89
(4) 防犯・防災体制の整備.....	90
第3部 障害福祉サービス提供の見込量等	92
第1章 成果目標.....	92
1 施設入所者の地域生活への移行.....	92
2 地域生活支援の充実.....	92
(1) 地域生活支援拠点等の整備.....	92
(2) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	92
3 福祉施設から一般就労への移行等	93
第2章 活動指標.....	94
1 発達障害者等に対する支援.....	94
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催	94
(2) 発達障害者支援センター	94
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	95
(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場	95

3	相談支援体制の充実・強化のための取組み	95
	(1) 総合的・専門的な相談支援	95
	(2) 地域の相談支援体制の強化	95
	(3) 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	96
4	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	96
	(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	96
	(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	96
	(3) 指導監査結果の関係市町村との共有	97
第3章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策		98
1	指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方	98
2	指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策	98
3	指定障害福祉サービス等の見込量	99
第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項		102
1	必須事業	102
2	任意事業	106
第4部 障害児通所支援等の見込量等		109
第1章 成果目標		109
1	児童発達支援センターの設置	109
2	障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）	109
3	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	109
4	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	110
5	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	110
6	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	110
7	障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置	110
第2章 指定通所支援等の見込量と確保の方策		111
1	指定通所支援等の見込量の算定の考え方	111
2	指定通所支援等の見込量確保の方策	111

3 指定通所支援等の見込量	111
第5部 計画の推進に向けて	113
1 関係機関・地域等との連携.....	113
2 進行管理と評価.....	113
3 計画の弾力的運用	113
資 料 編	114
1 計画策定過程.....	116
2 千葉県障害者施策推進協議会条例.....	117
3 千葉県障害者施策推進協議会委員名簿	119
○主な用語解説	120

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成29年4月に10年後の共生社会に向けたビジョンを定めた「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定し、相互に関連している様々な問題を総合的に捉え、かつ、長期的な視点をもって取り組むこととしました。

この中長期指針を踏まえた第2段階の実施計画として、令和3年3月に、「第5次千葉市障害者計画」「第6期千葉市障害福祉計画」「第2期千葉市障害児福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も更なる相互理解を深めるとともに、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会を構築する。」という基本理念のもと、様々な障害者施策や障害福祉サービスの供給量の確保等を通じて障害者の自立と社会参加の促進に取り組んできました。

国においては、障害者基本法の一部改正（平成23年8月施行）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法とする。）の制定（平成28年4月施行）など障害者権利条約の批准に向けた法の整備が行われ、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が取り入れられました。さらに、令和5年4月には、第5次障害者基本計画がスタートするとともに、令和6年4月には、障害者差別解消法の一部改正法が施行され、行政機関等だけでなく、民間事業者にも合理的配慮が義務付けられます。

現在、障害者やその家族の高齢化はさらに進展し、高齢の親が障害者を介護する状況や、障害者本人が要介護状態にある親や配偶者を介護しなければならない状況など、各家庭の介護力が低下しており、地域社会全体で障害者を支えていくことが強く求められています。

特に、地域で生活する障害者の中には、発達障害や高次脳機能障害など、法定サービスを基本とした既存の制度のみでは解決が難しい課題を抱えている人たちがおり、その対応が求められています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした、障害に対する理解や障害者の社会参加の機運を一過性のものにするのではなく、すべての障害者に対する市民の理解を更に増進し、多様性を理解し尊重することができる共生社会の実現に向け実施してきた施策を、現行の「第5次千葉市障害者計画」に引き続き取り組み、次世代へと継承することが必要です。

本計画は、これらの状況の下、中長期指針を踏まえた第3段階の実施計画として、「第5次千葉市障害者計画」の到達点や実態調査の結果を踏まえ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築することを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画として策定するものです。

2 計画の位置付け・他計画との関係

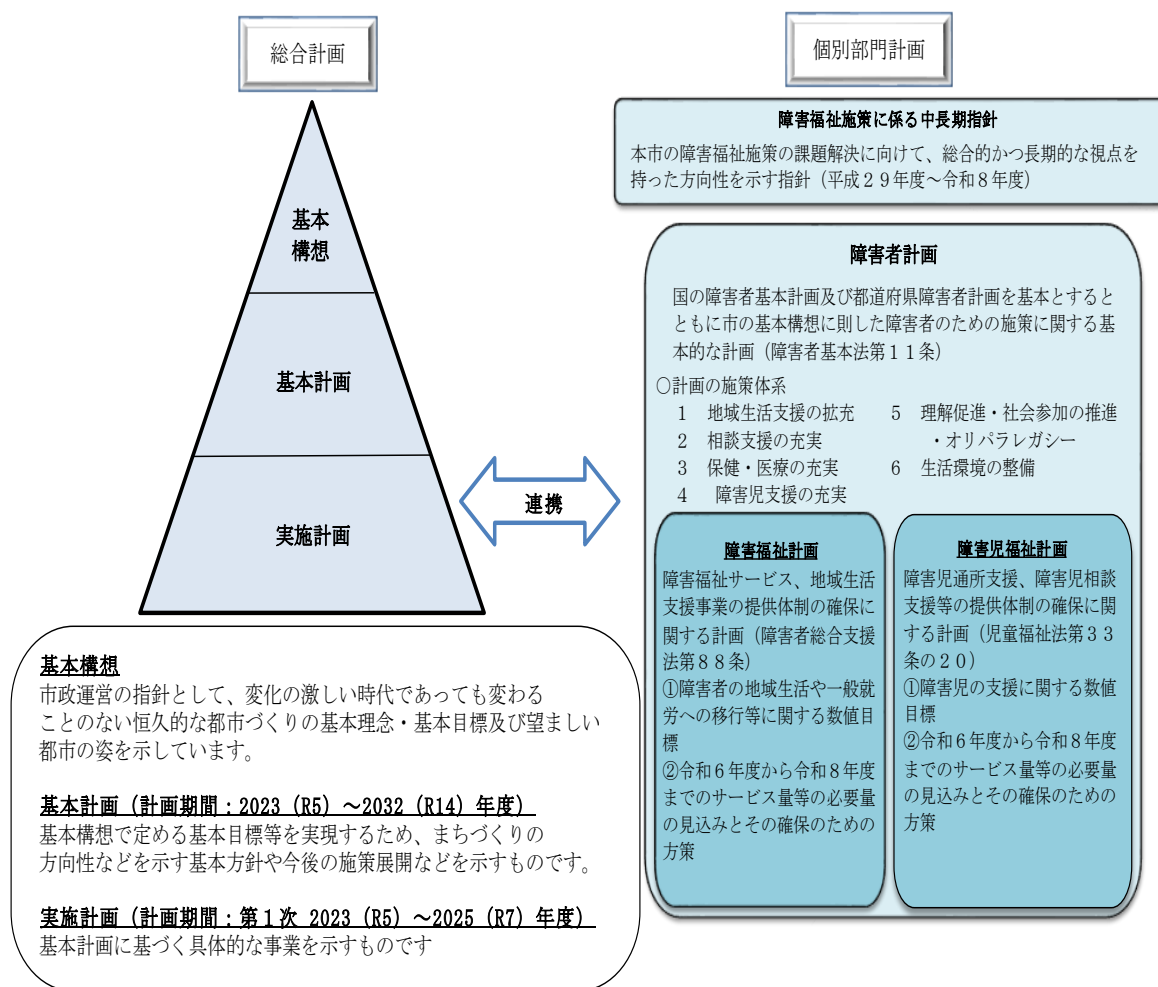
(1) 位置付け

この計画は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが目的の「障害者基本計画」を基本とした「市町村障害者計画」、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保及び業務の円滑な実施に関する、「市町村障害福祉計画」、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定した本市の障害者施策に関する個別部門計画となります。

また、この計画は、「千葉市基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画であるとともに、平成29年度からの10年間を見据えた指針である「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を上位方針として策定します。

(2) 他計画との関係

「千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）」、「支え合いのまち千葉 推進計画（千葉市地域福祉計画）」、「千葉市こどもプラン」、「特別支援教育推進基本計画」、「千葉市バリアフリーマスタープラン」等、関連計画との整合を図りながら策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国の動き	＜障害者基本法＞								
	第4次障害者基本計画 (平成30～令和4年度)					第5次障害者基本計画 (令和5～令和9年度)			
	平成29年改正 指針			令和2年改正 指針			令和5年改正 指針		
市の動き	＜障害者総合支援法・児童福祉法＞（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）								
	千葉市新基本計画 (平成24～令和3年度)			千葉市基本計画 (令和5～令和14年度)					
	第3次実施計画			第1次実施計画			第2次実施計画		
市の障害者関連計画等	千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針 (平成29～令和8年度)								
	第4次障害者計画			第5次障害者計画			第6次障害者計画		
	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

4 「障害者」とは

この計画が対象とする障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害者、難病患者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人とします。

なお、平成26年1月の障害者権利条約の批准に先立って改正された障害者基本法において、障害者が受ける制限を「機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる」とするいわゆる「社会モデル」の考え方が取り入れられたことから、これまで「障害」と表記してきたものの一部に、正確には「機能障害」と表示すべきものがありますが、この計画では、引き続き「障害」の表記で統一しています。

第2章 本市の障害者の現状

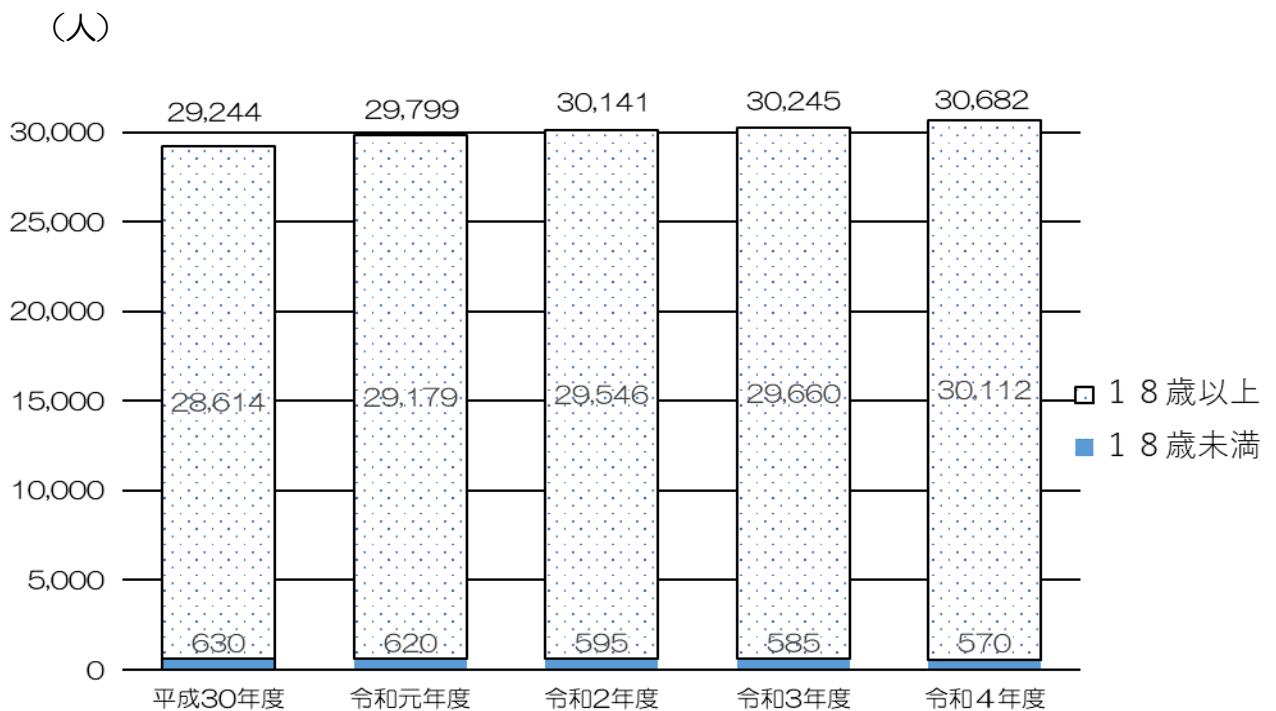
1 障害者数の推移

(1) 身体障害者

①身体障害者手帳の交付状況の推移

身体障害者手帳の交付状況の推移をみると、毎年度、増加傾向にあり、平成30年度の29,244人から令和4年度には30,682人となっています。

図1-1 身体障害者手帳の交付状況



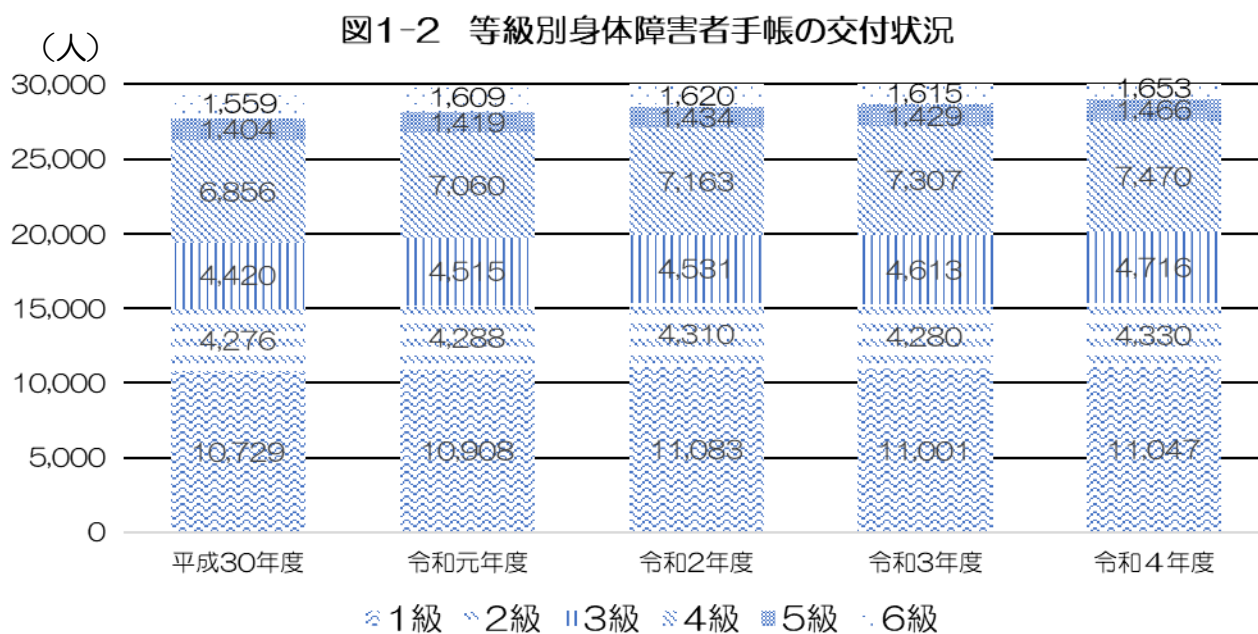
(人)

年齢階層	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全 体	全 体	29,244	29,799	30,141	30,245	30,682
	18歳未満	630	620	595	585	570
	18歳以上	28,614	29,179	29,546	29,660	30,112

伸び率	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全 体	全 体	—	1.90%	1.15%	0.35%	1.44%
	18歳未満	—	-1.59%	-4.03%	-1.68%	-2.56%
	18歳以上	—	1.97%	1.26%	0.39%	1.52%

②等級別身体障害者手帳の交付状況の推移

等級別に身体障害者手帳の交付状況の推移をみると、各年度とも1級と2級で全体の5割程度を占めています。構成割合には、ほとんど変化が見られません。



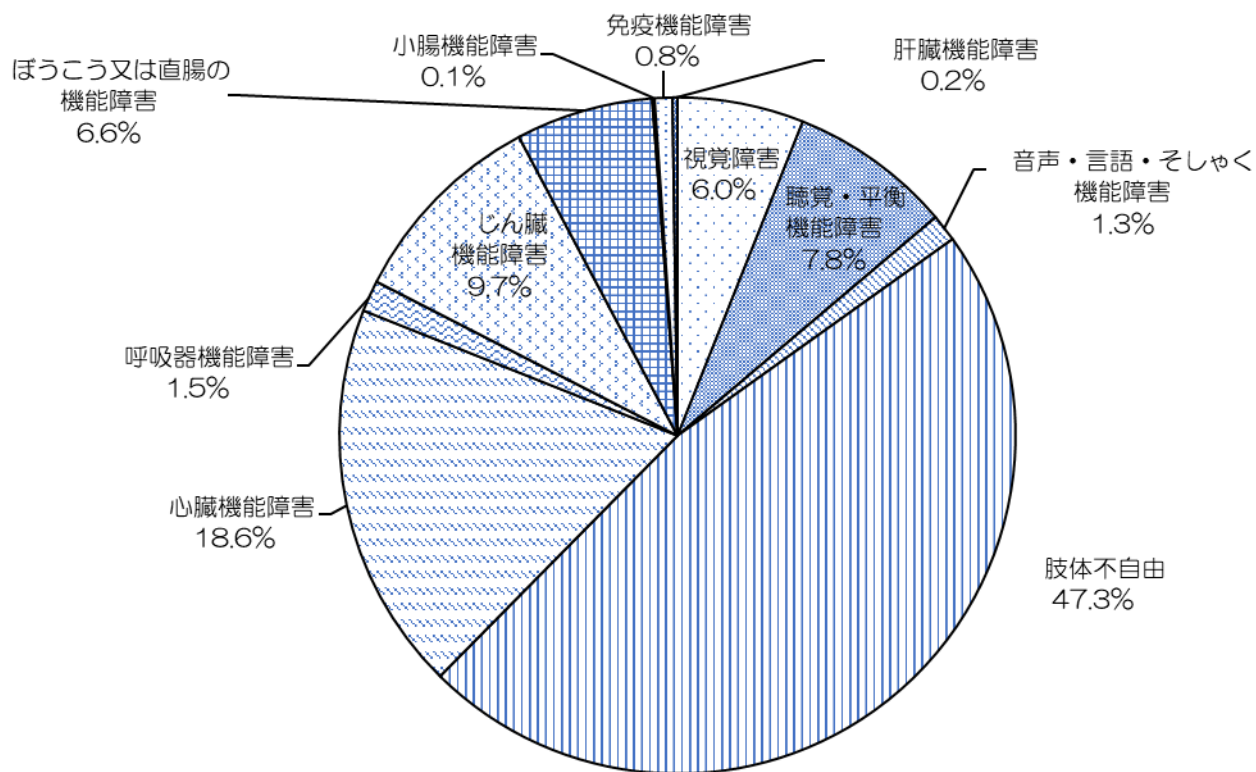
(人)

等級 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	10,729	10,908	11,083	11,001	11,047
2級	4,276	4,288	4,310	4,280	4,330
3級	4,420	4,515	4,531	4,613	4,716
4級	6,856	7,060	7,163	7,307	7,470
5級	1,404	1,419	1,434	1,429	1,466
6級	1,559	1,609	1,620	1,615	1,653

③身体障害者手帳の交付状況（内訳）

身体障害者手帳の交付状況の内訳をみると「肢体不自由」が47.3%で最も割合が高く、次いで「心臓機能障害」が18.6%となっています。

図1-3 身体障害者手帳の交付状況（内訳）令和4年度



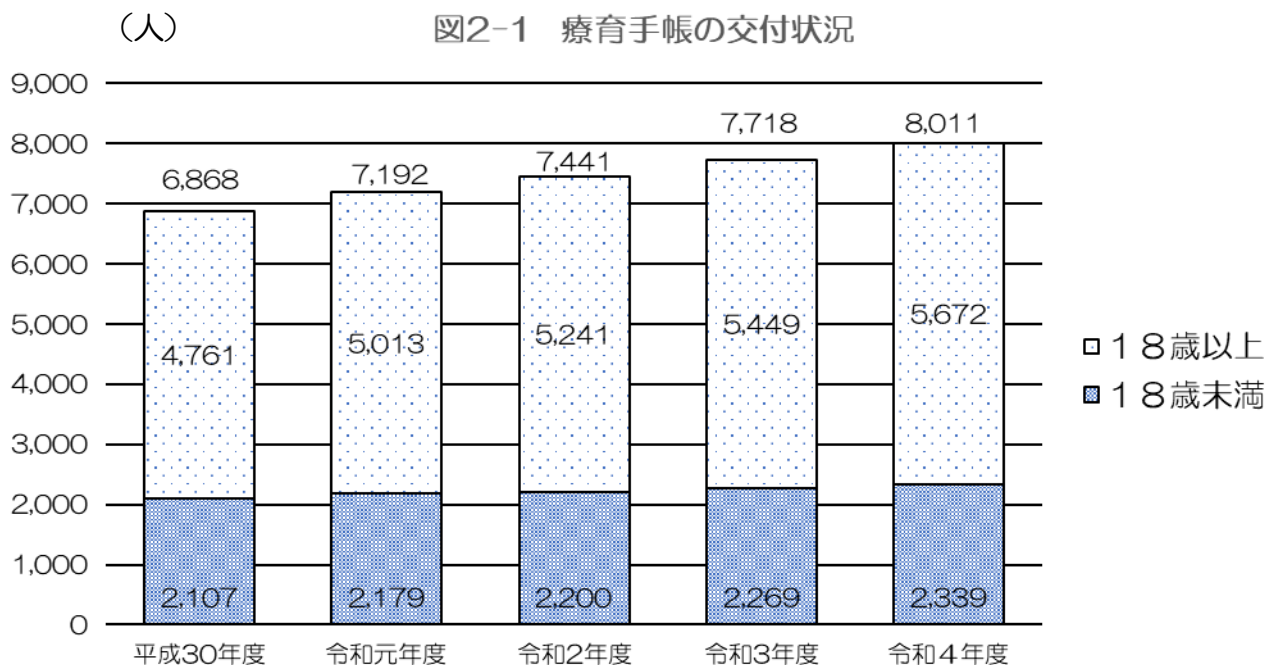
障 害 部 位	人数 (人)	構成比 (%)
全 体	30,682	100.0%
視覚障害	1,854	6.0%
聴覚・平衡機能障害	2,387	7.8%
音声・言語・そしゃく機能障害	401	1.3%
肢体不自由	14,503	47.3%
心臓機能障害	5,717	18.6%
呼吸器機能障害	458	1.5%
じん臓機能障害	2,978	9.7%
ぼうこう又は直腸の機能障害	2,016	6.6%
小腸機能障害	36	0.1%
免疫機能障害	260	0.8%
肝臓機能障害	72	0.2%

(2) 知的障害者

①療育手帳の交付状況の推移

療育手帳の交付状況の推移をみると、毎年度、増加傾向にあり、平成30年度の6,868人から令和4年度には8,011人となっています。

また、18歳未満の比率は、全体の3割程度を占めています。



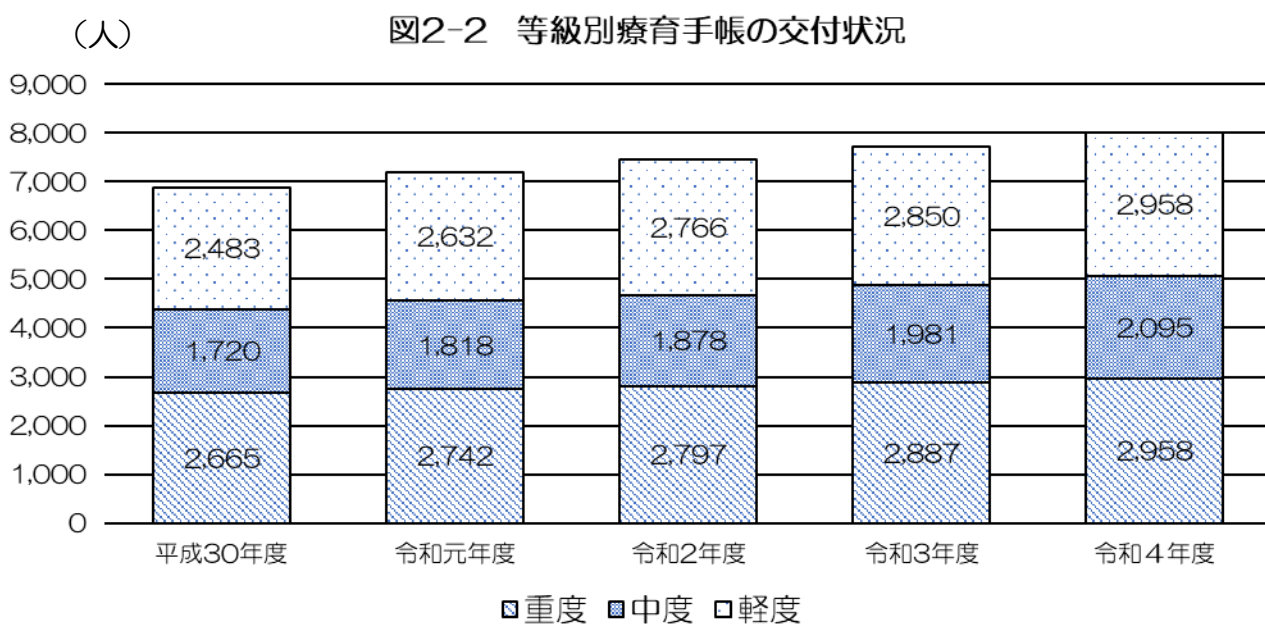
(人)

年齢階層		年度				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全	体	6,868	7,192	7,441	7,718	8,011
	18歳未満	2,107	2,179	2,200	2,269	2,339
	18歳以上	4,761	5,013	5,241	5,449	5,672

伸び率		年度				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全	体	—	4.72%	3.46%	3.72%	3.80%
	18歳未満	—	3.42%	0.96%	3.14%	3.09%
	18歳以上	—	5.29%	4.55%	3.97%	4.09%

②障害程度別療育手帳の交付状況の推移

障害程度別に療育手帳の交付状況をみると、各年度とも、重度が全体の4割程度を占めています。特に軽度が増加傾向にあります。



(人)

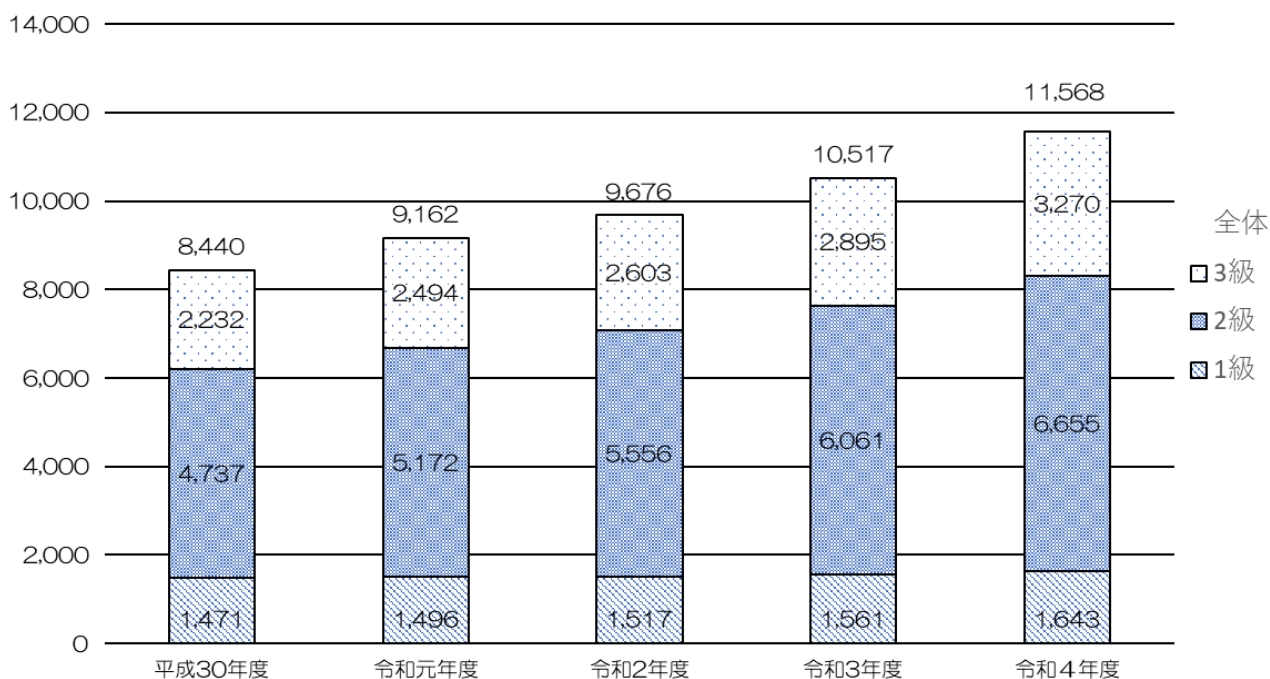
障害程度 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度	2,665	2,742	2,797	2,887	2,958
中度	1,720	1,818	1,878	1,981	2,095
軽度	2,483	2,632	2,766	2,850	2,958

(3) 精神障害者

①等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移をみると、毎年度、増加傾向にあり、平成30年度の8,440人から、令和4年度には11,568人となっており、5年間で約1.4倍となっています。また、等級では2級が最も多くなっています。

図3-1 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(人)

等級	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全 体	全体	8,440	9,162	9,676	10,517	11,568
	1級	1,471	1,496	1,517	1,561	1,643
	2級	4,737	5,172	5,556	6,061	6,655
	3級	2,232	2,494	2,603	2,895	3,270

②精神障害者通院医療費公費負担患者数の推移

精神障害者の通院医療費公費負担患者数の推移をみると、総数では、平成30年度の16,028人から、令和4年度には19,230人となっています。

なお、令和4年度の内訳をみると、「うつ病等」が9,502人で最も多く、次いで「統合失調症」が4,220人となっています。

図3-2 病名別精神障害者通院医療費公費負担患者数の推移

(人)

病名		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総	数		16,028	16,759	18,791	18,210	19,230
	統合失調症		4,034	4,112	4,318	4,151	4,220
	うつ病等		7,741	8,233	9,089	8,884	9,502
	脳器質性 精神障害		580	585	721	629	666
	中毒性 精神障害		311	315	365	327	352
	その他の 精神疾患		848	962	1,200	1,209	1,410
	知的障害		64	66	73	73	77
	人格障害		80	76	84	72	75
	精神神経症		1,132	1,177	1,330	1,339	1,423
	てんかん		869	905	1,015	1,011	1,038
	その他		369	328	596	515	467

2 実態調査結果

出典：「千葉県障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査報告書―障害者生活実態・意向調査―（令和5年3月）」

(1) 調査の目的

福祉・保健・医療・雇用・教育・生活環境など、幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的推進と、障害福祉サービス等の必要見込量とその確保のための方策を策定するためには、障害者等の生活実態と意向を明らかにするための基礎調査が不可欠です。

この調査は、障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法とする。）第88条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に規定する障害児福祉計画の次期計画の策定に係る必要なデータを収集し、障害者施策の一層の推進を図ることを目的として実施しました。

(2) アンケート調査の実施方法

①調査対象

千葉市に住所のある人で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人と、自立支援医療（精神通院医療）を利用している人及び千葉市療育センターに通っている人の中から対象者を選定しました。

対象者	分類	人数	抽出数	対象者の選定方法
I 在宅の人 (43,344名)	身体障害	29,660	1,500	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の人から抽出
	知的障害	5,449	500	療育手帳をお持ちの18歳以上の人から抽出
	精神障害	8,235	700	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人と、自立支援医療（精神通院医療）を利用している人から抽出
II 施設に入所している人 (718名)		718	600	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、千葉市から障害者施設に入所している人
III 18歳未満の人 と保護者の人 (2,854名)	身体障害	585	500	身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の人から抽出
	知的障害	2,269	500	療育手帳をお持ちの18歳未満の人から抽出
IV 発達障害のある人 (482名)		482	250	精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの18歳以上の人のうち、発達障害の類型に属する病名での申請がある人
V 発達障害のある18歳未満 の人とその保護者の人 (83名)		23	23	精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの18歳未満の人のうち、発達障害の類型に属する病名での申請がある人（全数）
		60	50	千葉市療育センター「すぎのこルーム」に通っている人に対して、一定期間配布
VI サービス事業所 (1193か所)		1193	100	千葉市内に住所のある障害福祉サービス事業所から抽出

②調査期間

令和4年12月13日～令和4年12月27日

③調査方法

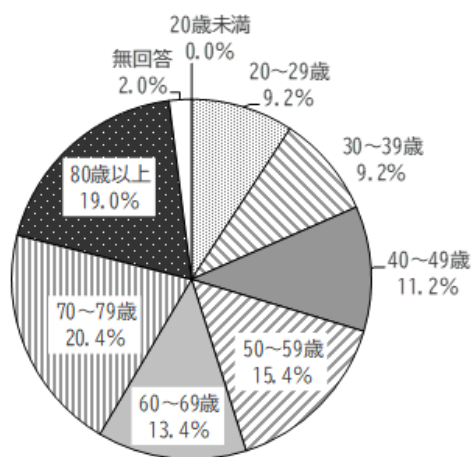
対象の人及び事業所に郵送（一部窓口配布）で調査票を配布し、無記名で郵送回収しました。

(3) 障害者ご本人について

①年齢

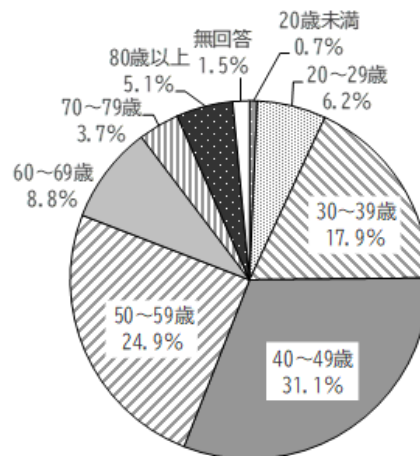
在宅の人（18歳以上）では「70～79歳」、施設に入所している人（18歳以上）では「40～49歳」、18歳未満の人では「15歳以上」、発達障害のある人（18歳以上）では「20～29歳」、発達障害のある人（18歳未満）では「3～5歳及び15歳以上」が最も多くなっています。

【在宅の人（18歳以上）】



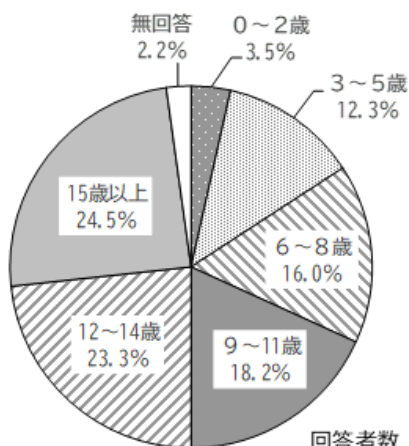
回答者数 = 945

【施設に入所している人（18歳以上）】



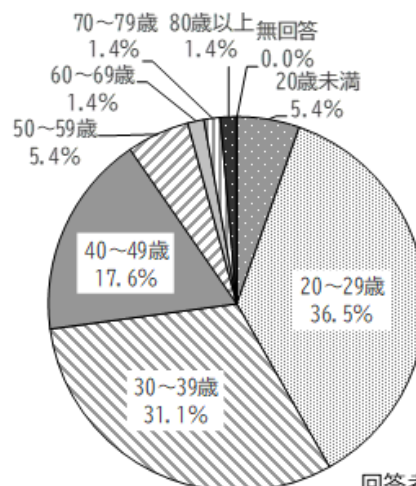
回答者数 = 273

【18歳未満の人】



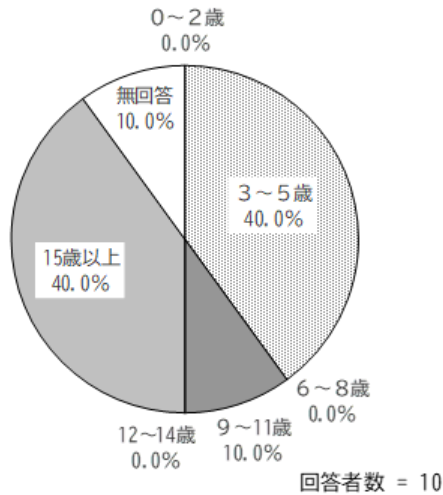
回答者数 = 318

【発達障害のある人（18歳以上）】



回答者数 = 74

【発達障害のある人（18歳未満）】

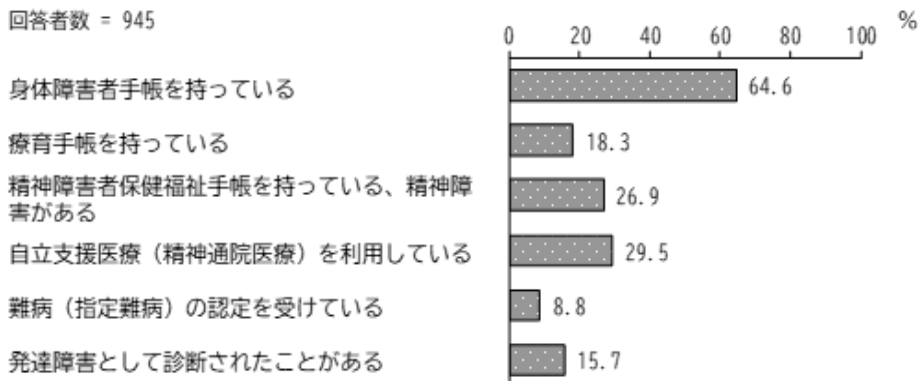


②障害の種別

在宅の人（18歳以上）では「身体障害者手帳」、施設に入所している人（18歳以上）及び18歳未満の人では「療育手帳」が最も多くなっています。（複数回答）

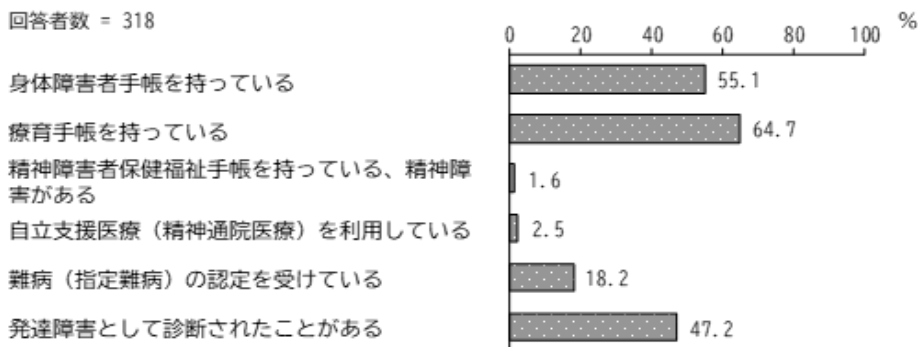
【在宅の人（18歳以上）】

回答者数 = 945



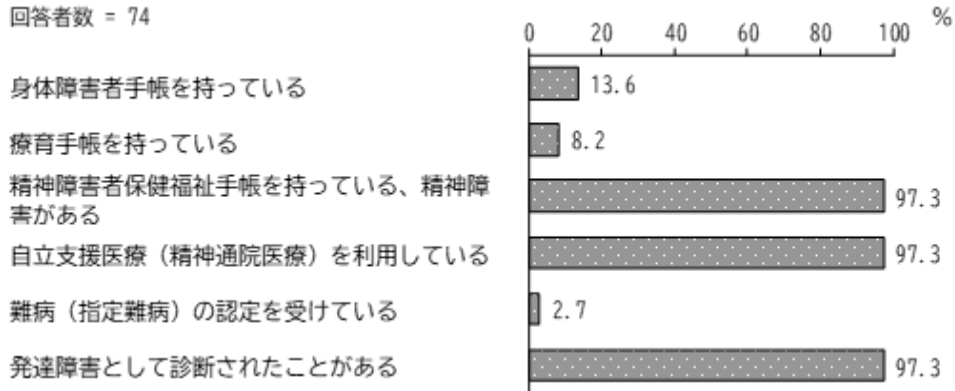
【18歳未満の人】

回答者数 = 318



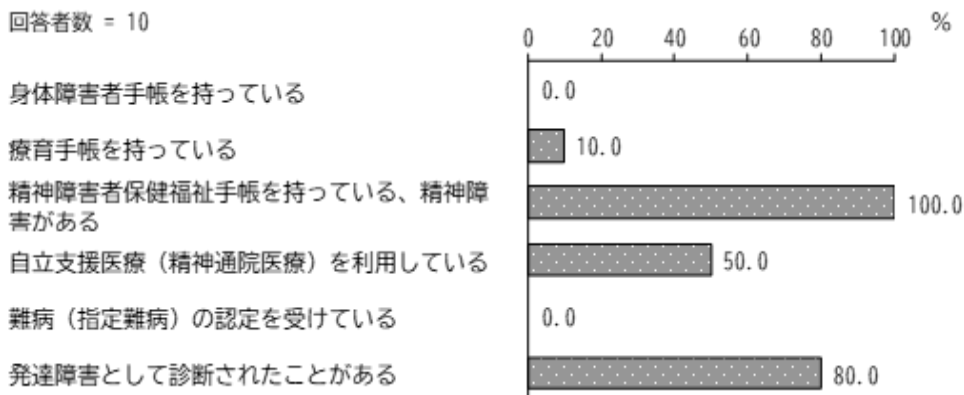
【発達障害のある人（18歳以上）】

回答者数 = 74



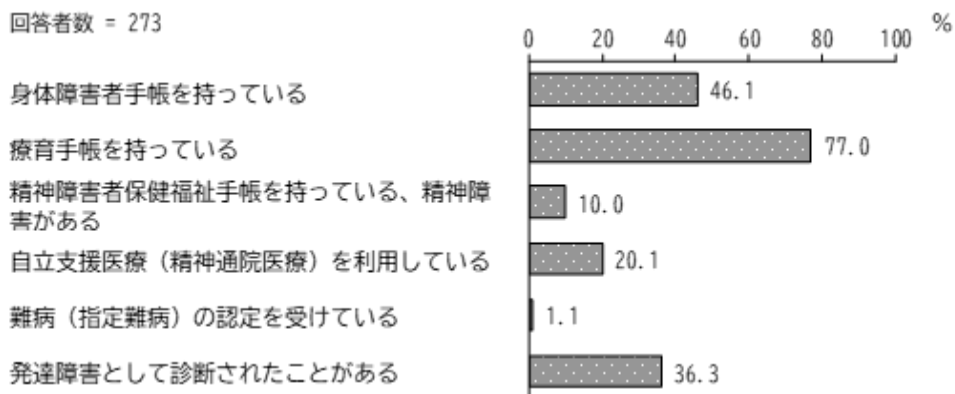
【発達障害のある人（18歳未満）】

回答者数 = 10



【施設に入所している人（18歳以上）】

回答者数 = 273

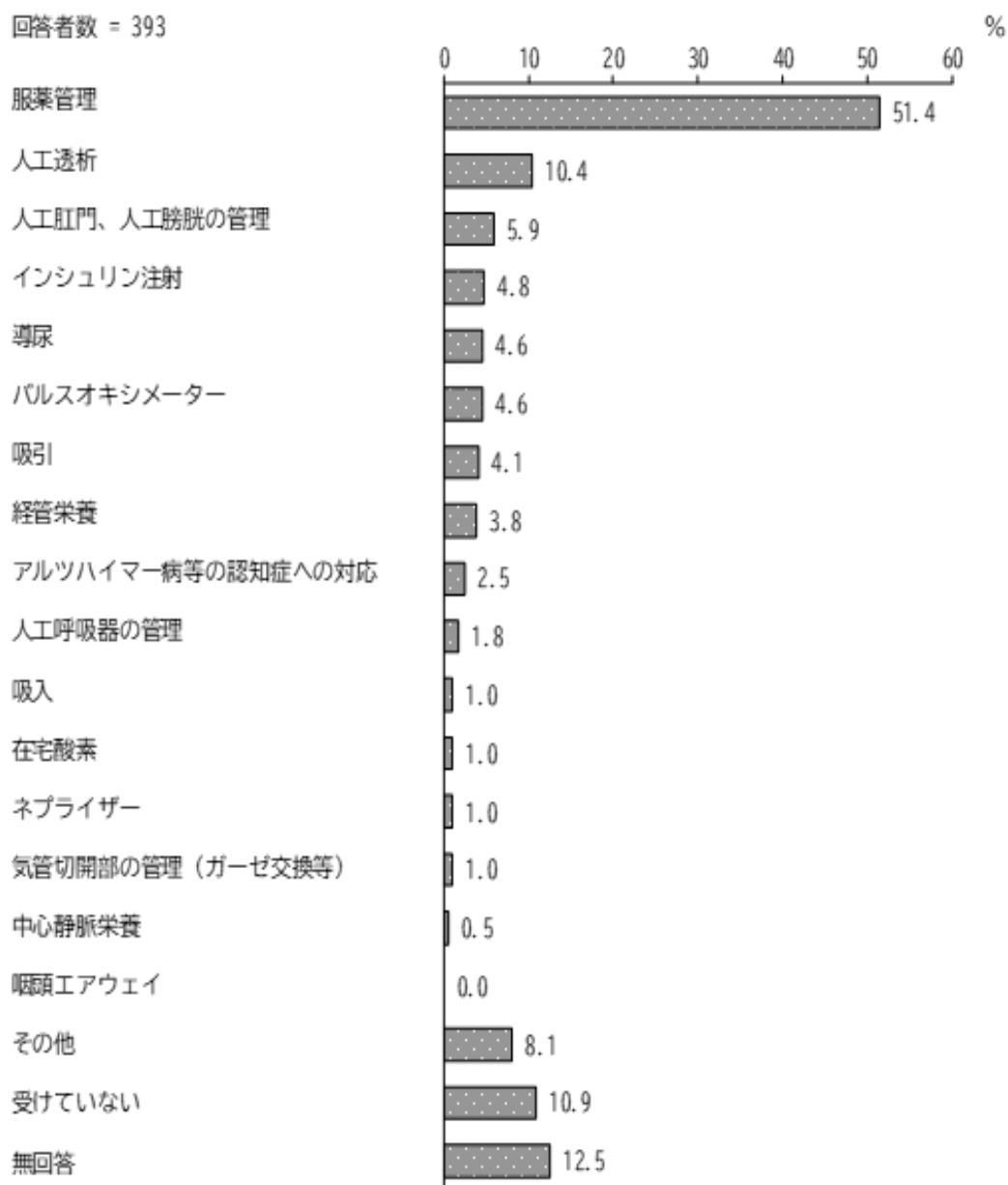


(4) 医療的ケアの種類

在宅の人（18歳以上）、18歳未満の人、施設に入所している人（18歳以上）、いずれも「服薬管理」が最も多くなっています。（複数回答）

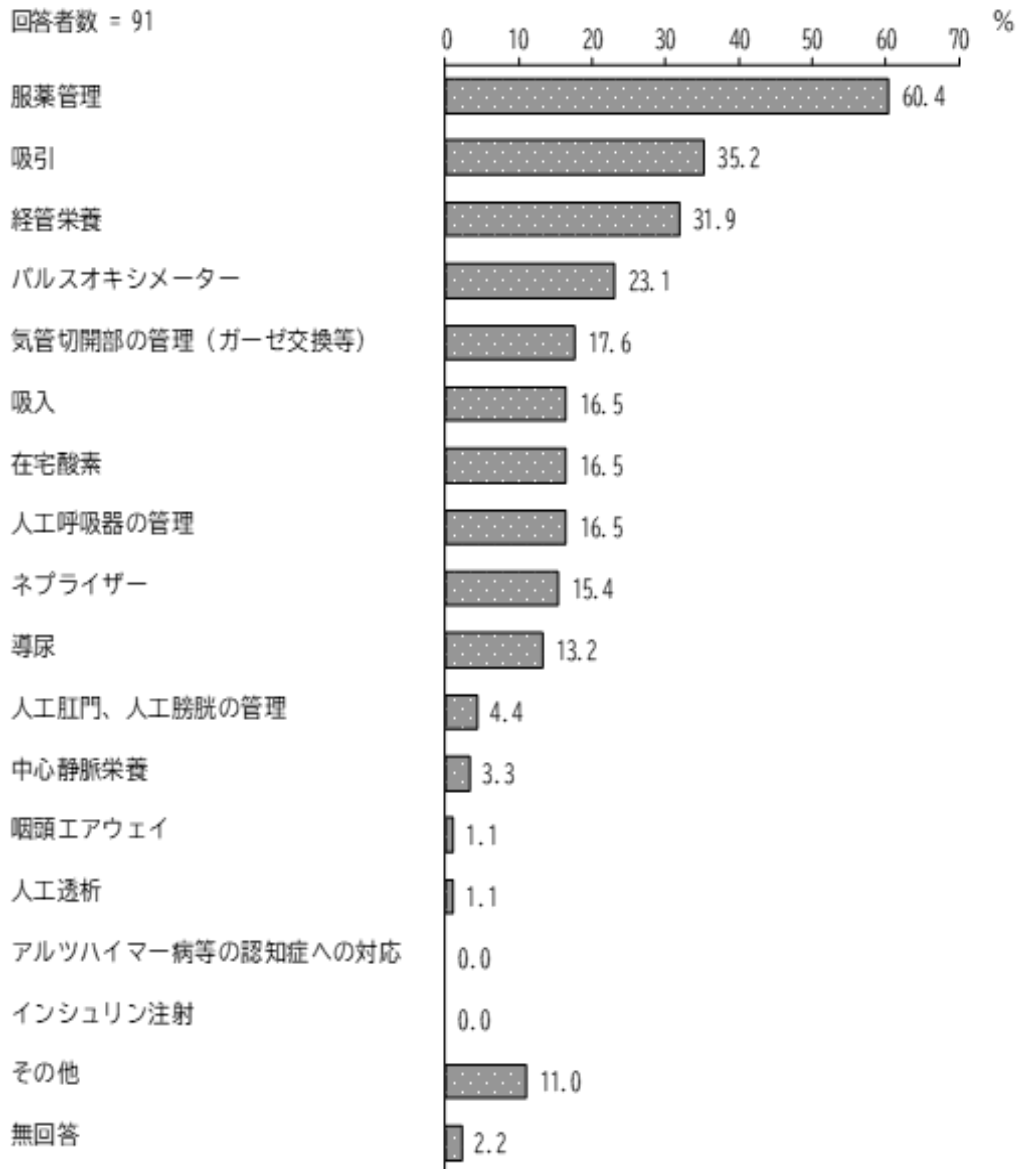
【在宅の人（18歳以上）】

回答者数 = 393



【18歳未満の人】

回答者数 = 91



【施設に入所している人（18歳以上）】

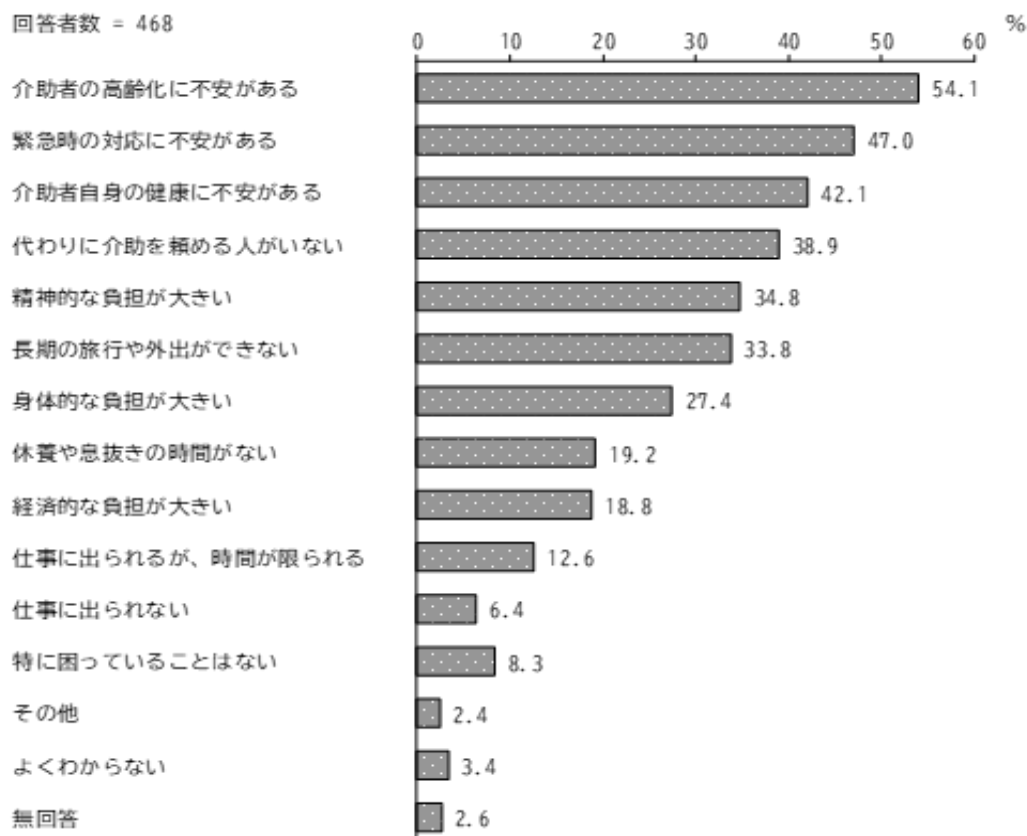


(5) ご家族や介助者について

① 主な介助者が困っていること

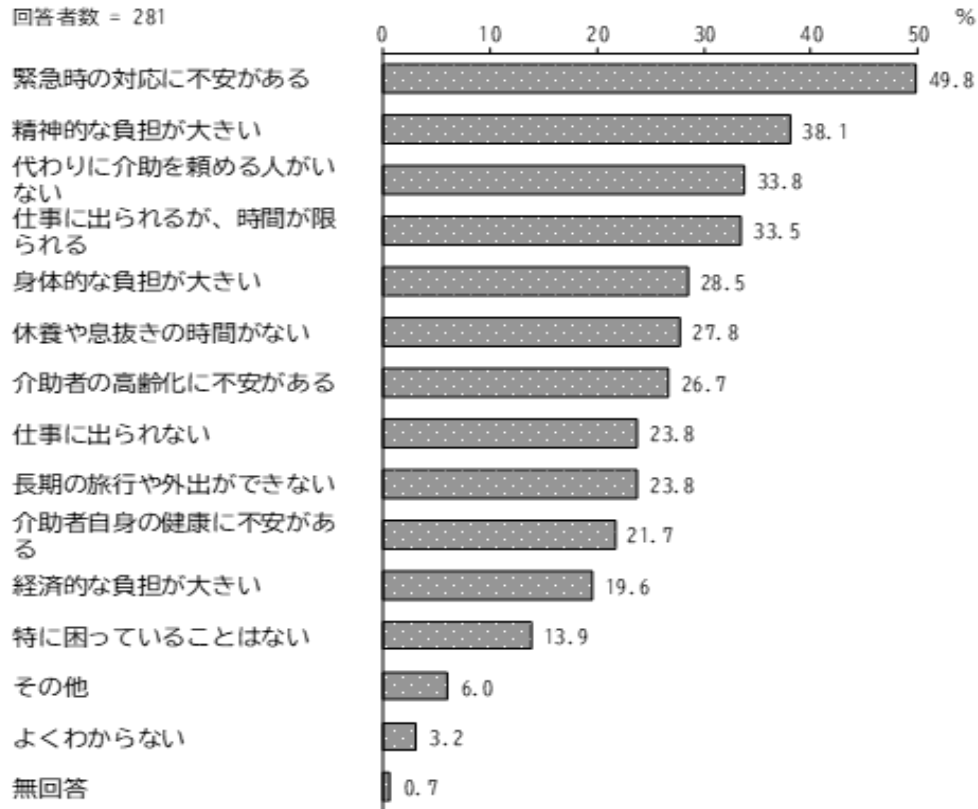
在宅の人（18歳以上）では「介助者の高齢化に不安がある」、18歳未満の人では「緊急時の対応に不安がある」、発達障害のある人（18歳以上）、発達障害のある人（18歳未満）では「精神的な負担が大きい」が最も多くなっています。（複数回答）

【在宅の人（18歳以上）】



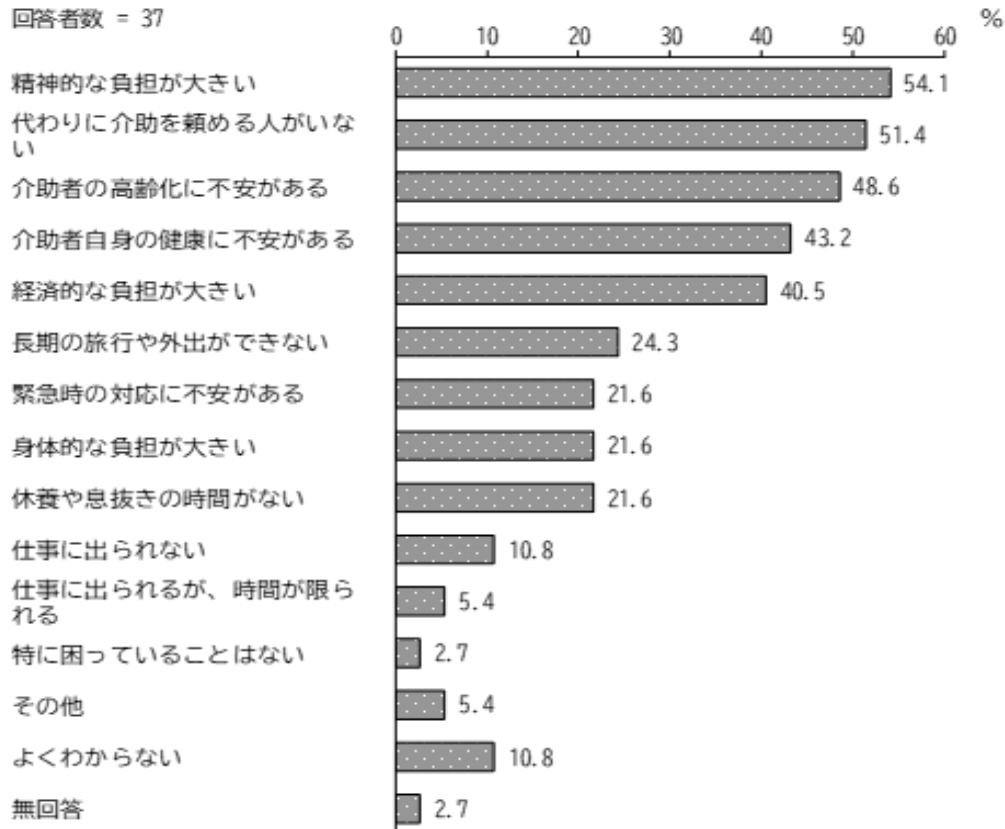
【18歳未満の人】

回答者数 = 281



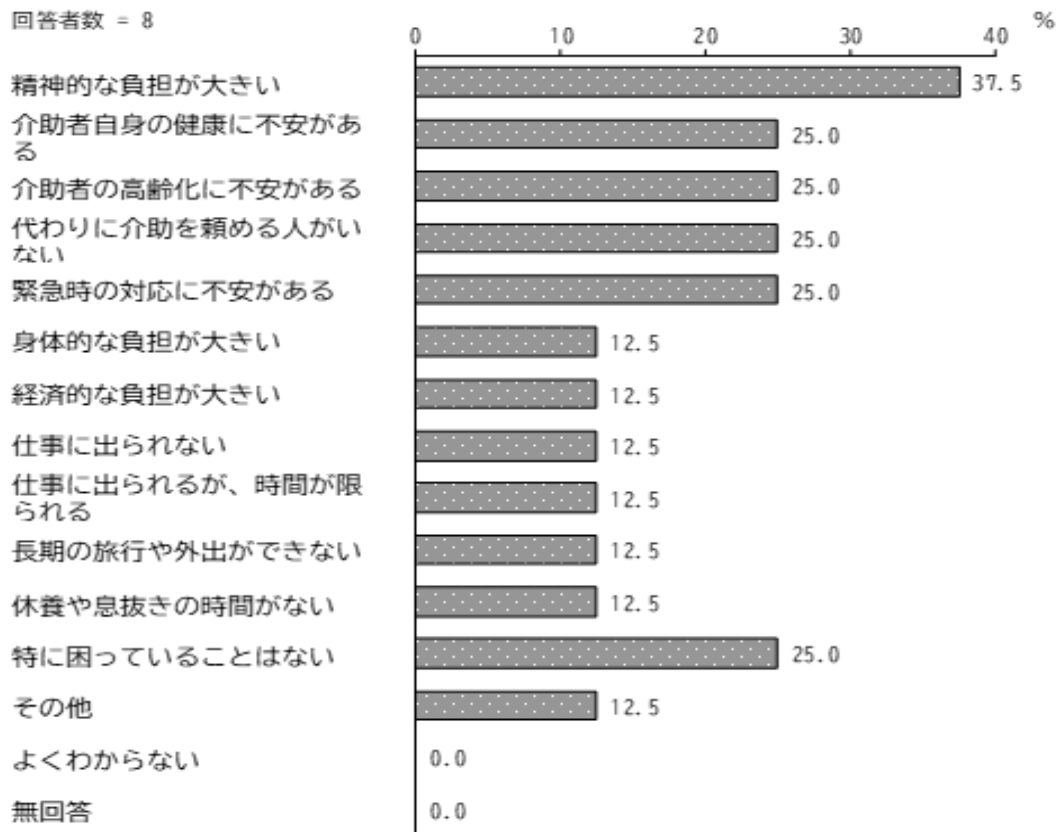
【発達障害のある人（18歳以上）】

回答者数 = 37



【発達障害のある人（18歳未満）】

回答者数 = 8

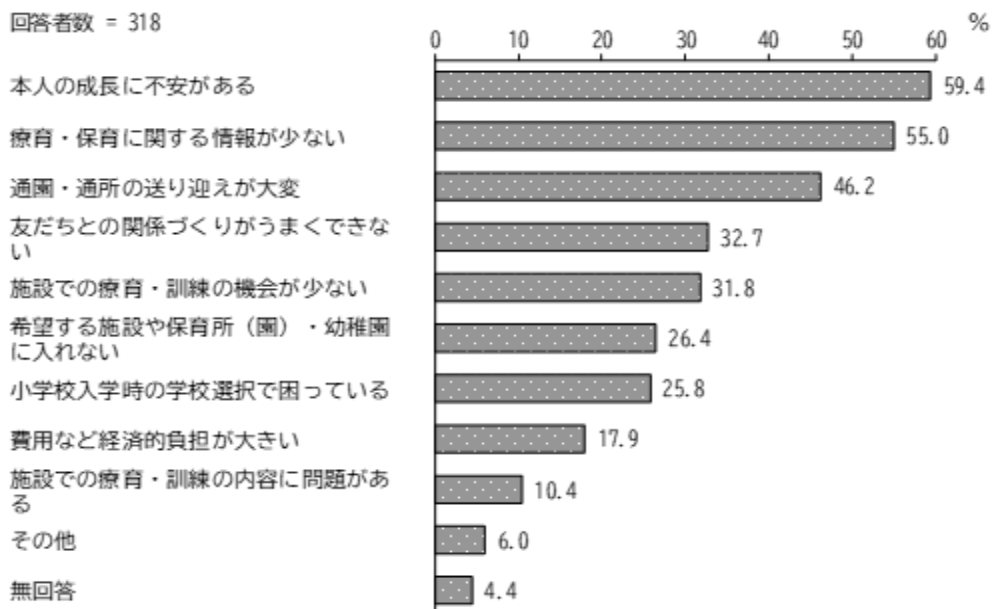


(6) 療育・保育について困っていること

18歳未満の人では「本人の成長に不安がある」、発達障害のある人（18歳未満）では「療育・保育に関する情報が少ない」、「友だちとの関係づくりがうまくできない」が最も多くなっています。（複数回答）

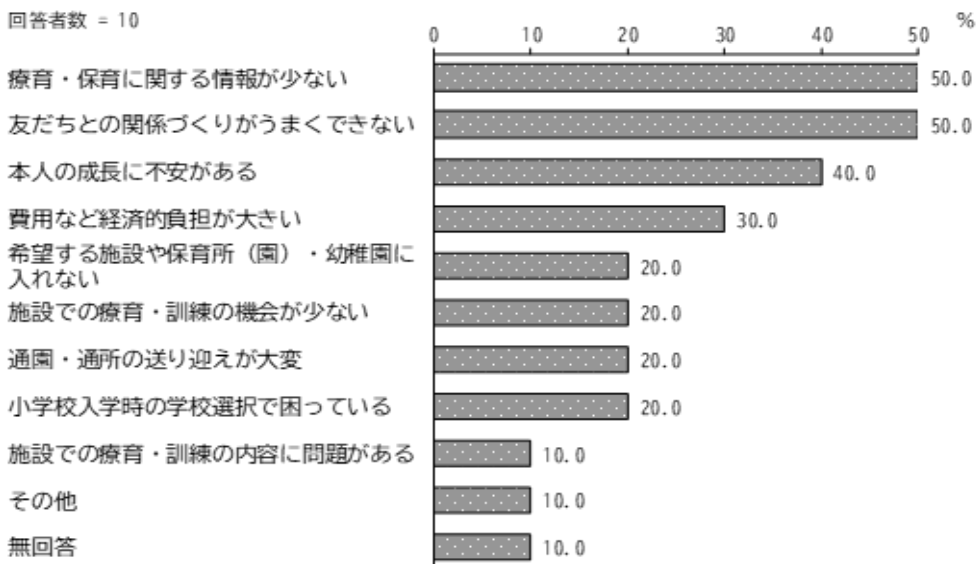
【18歳未満の人】

回答者数 = 318



【発達障害のある人（18歳未満）】

回答者数 = 10



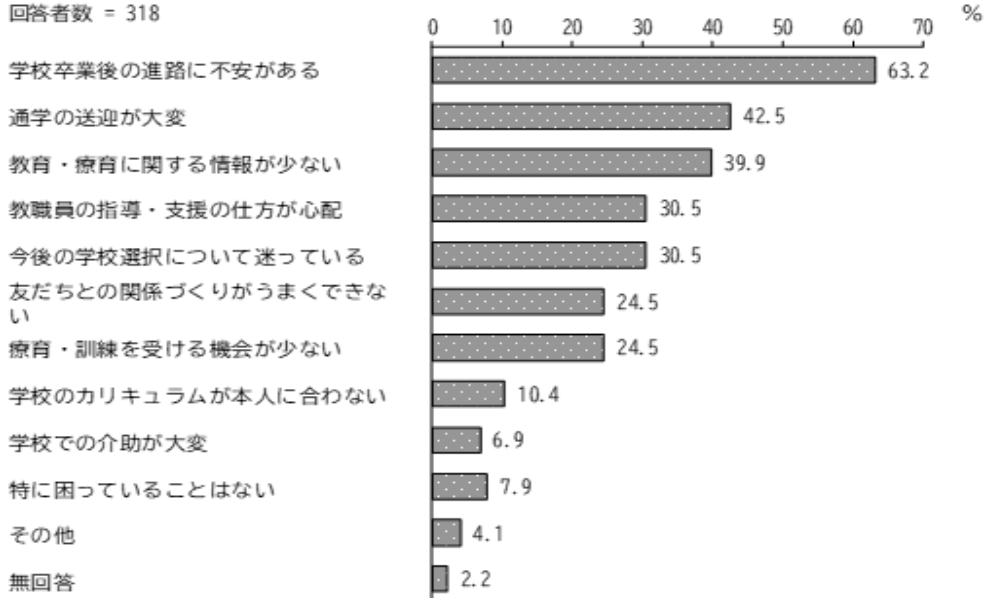
(7) 学校・教育について

①学校・教育について困っていること

18 歳未満の人では「学校卒業後の進路に不安がある」、発達障害のある人（18 歳未満）では「友だちとの関係づくりがうまくできない」が最も多くなっています。（複数回答）

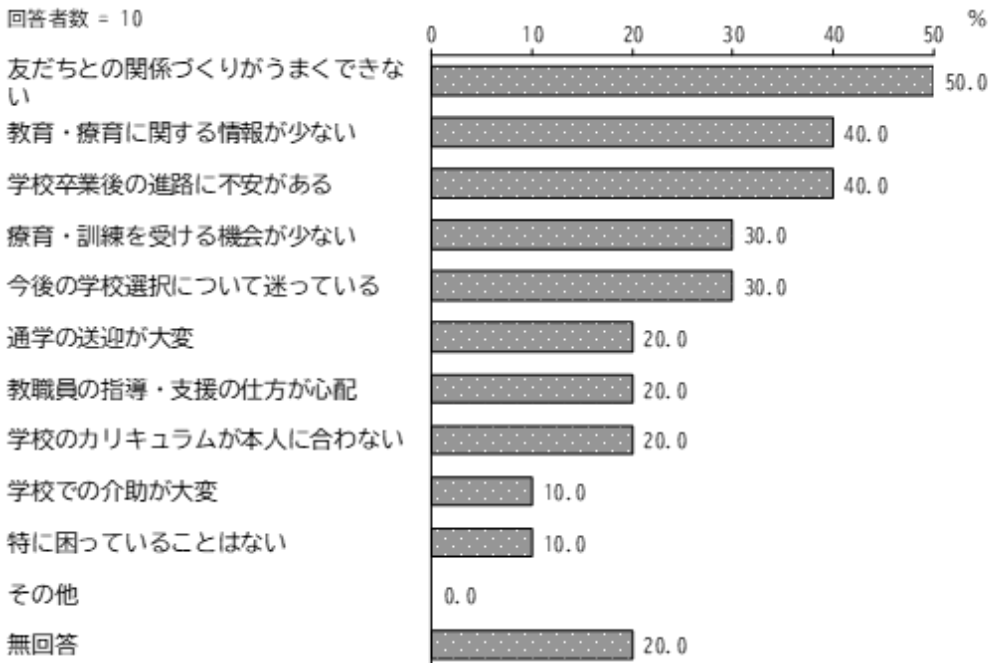
【18 歳未満の人】

回答者数 = 318



【発達障害のある人（18 歳未満）】

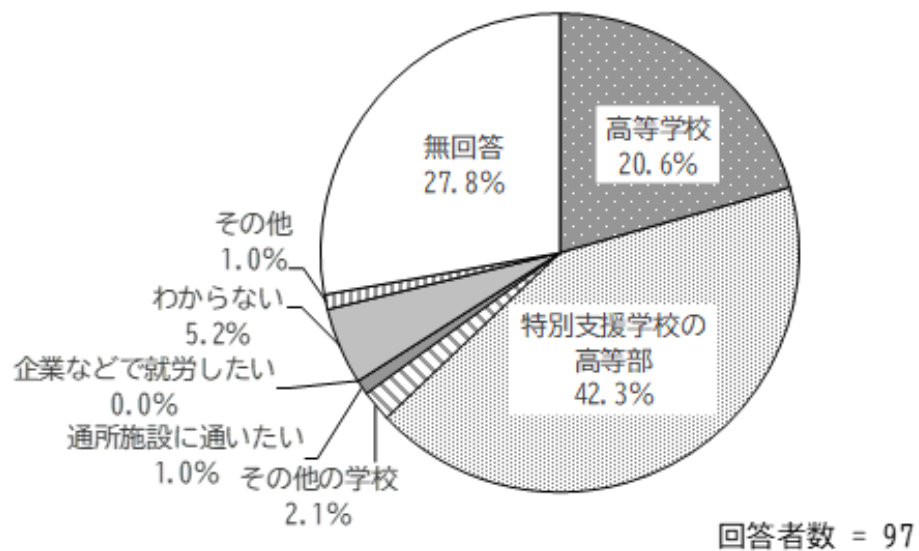
回答者数 = 10



②学校卒業後の進路希望

「特別支援学校の高等部」が最も多くなっています。

【18歳未満の人】

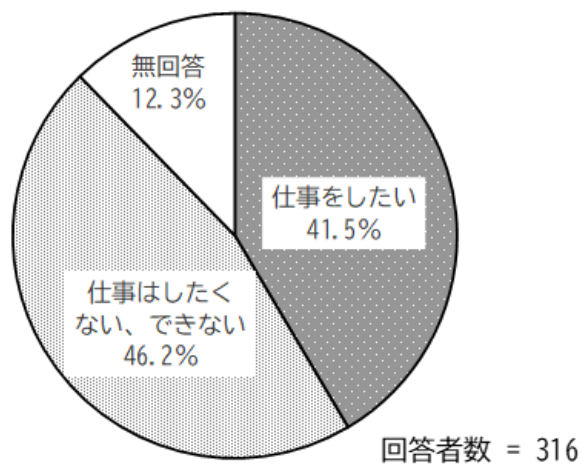


(8) 就労について

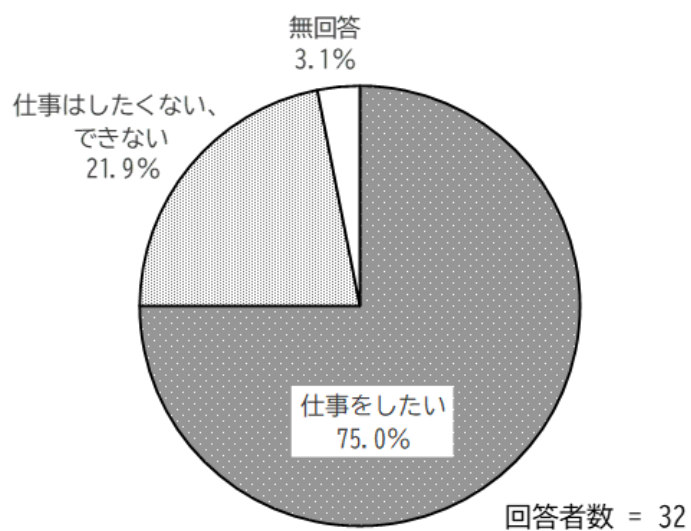
①今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについて

「仕事をしたい」と回答した方の割合について、在宅の人（18歳以上）は41.5%、発達障害のある人（18歳以上）は75.0%となっています。

【在宅の人（18歳以上）】



【発達障害のある人（18歳以上）】

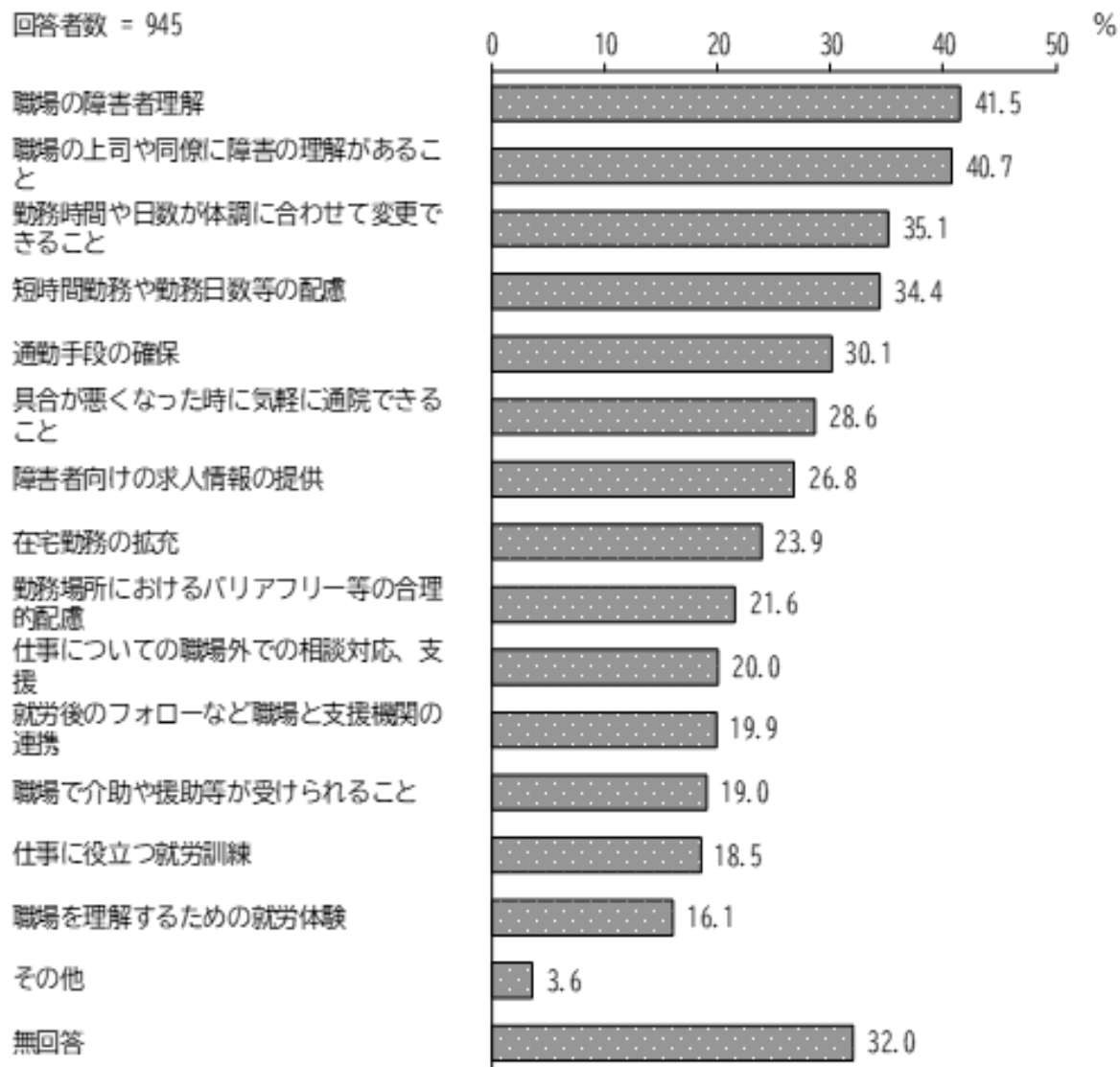


②障害者の就労支援のために必要なこと

在宅の人（18歳以上）、18歳未満の人では「職場の障害者理解」、発達障害のある人（18歳以上）、発達障害のある人（18歳未満）では「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多くなっています。（複数回答）

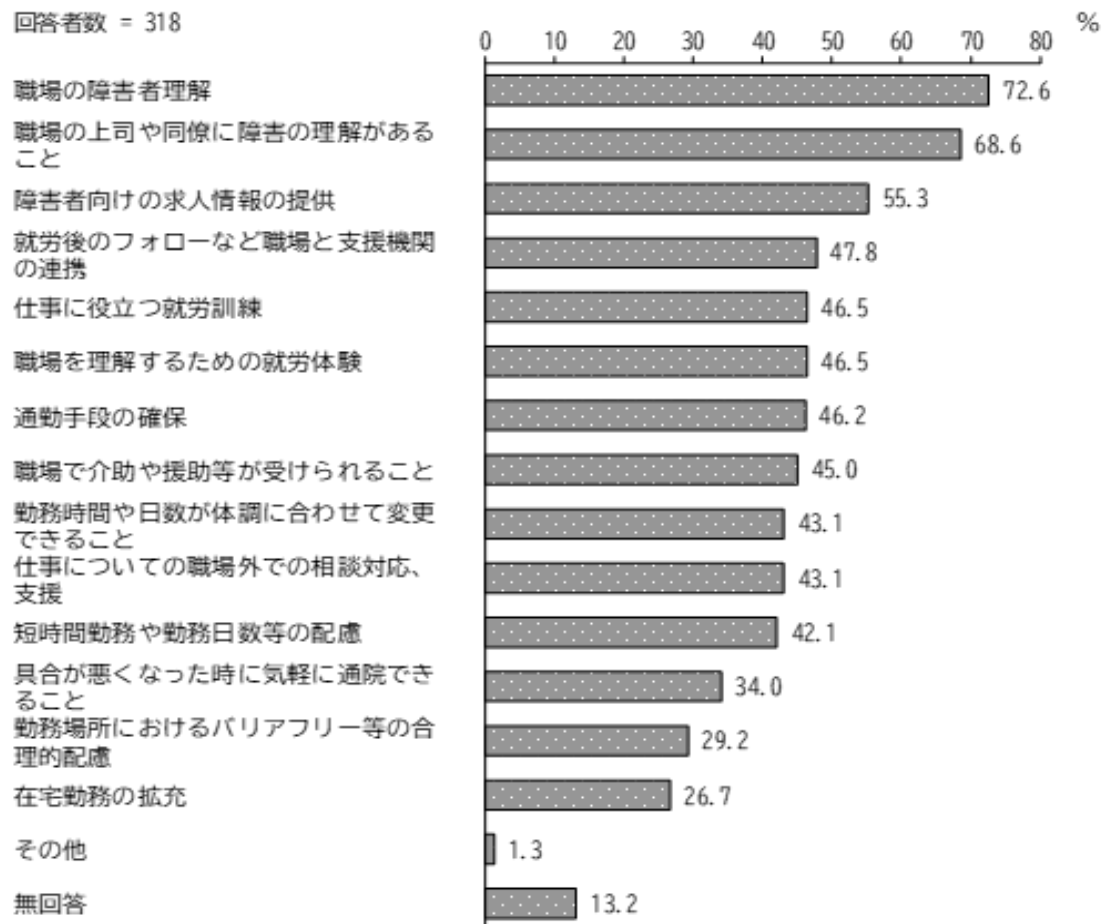
【在宅の人（18歳以上）】

回答者数 = 945



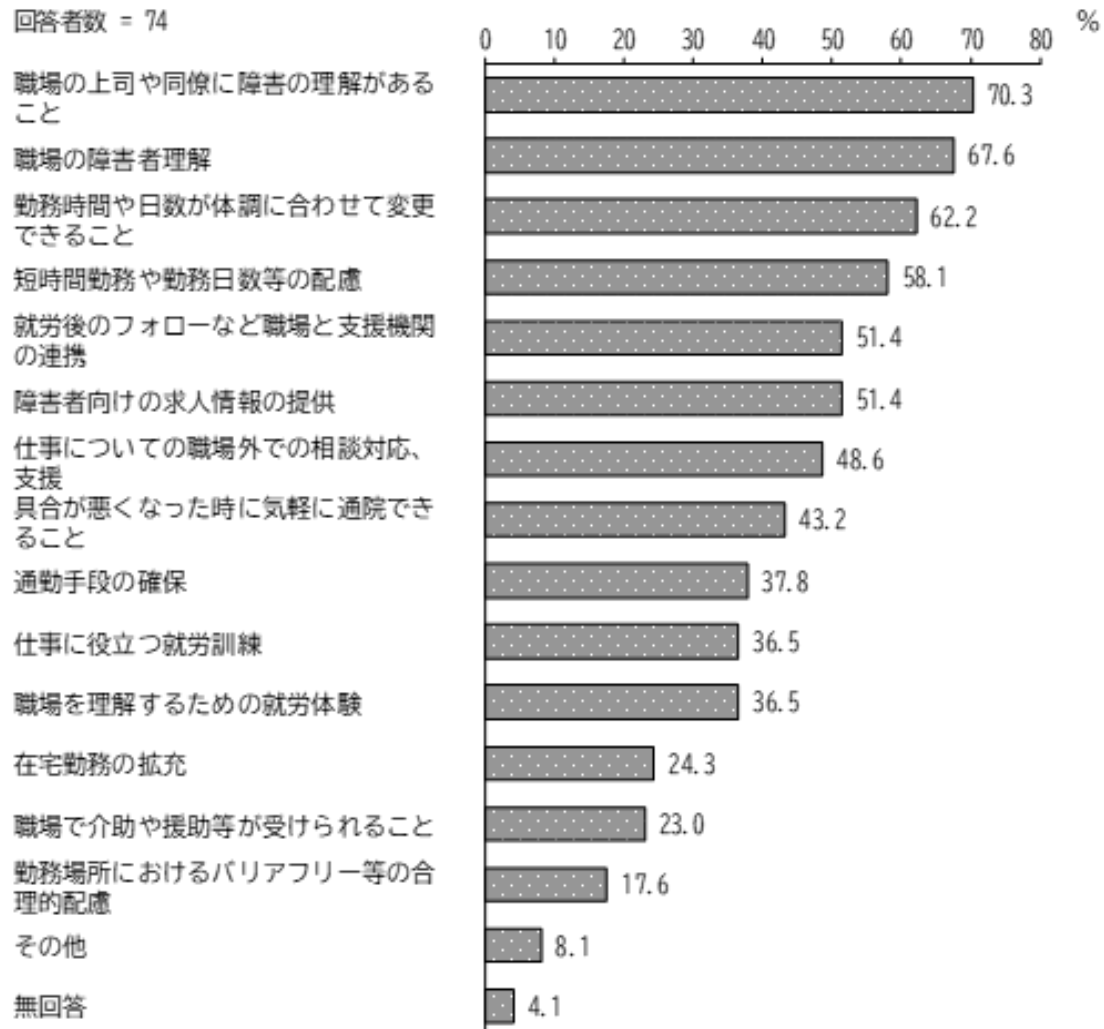
【18歳未満の人】

回答者数 = 318



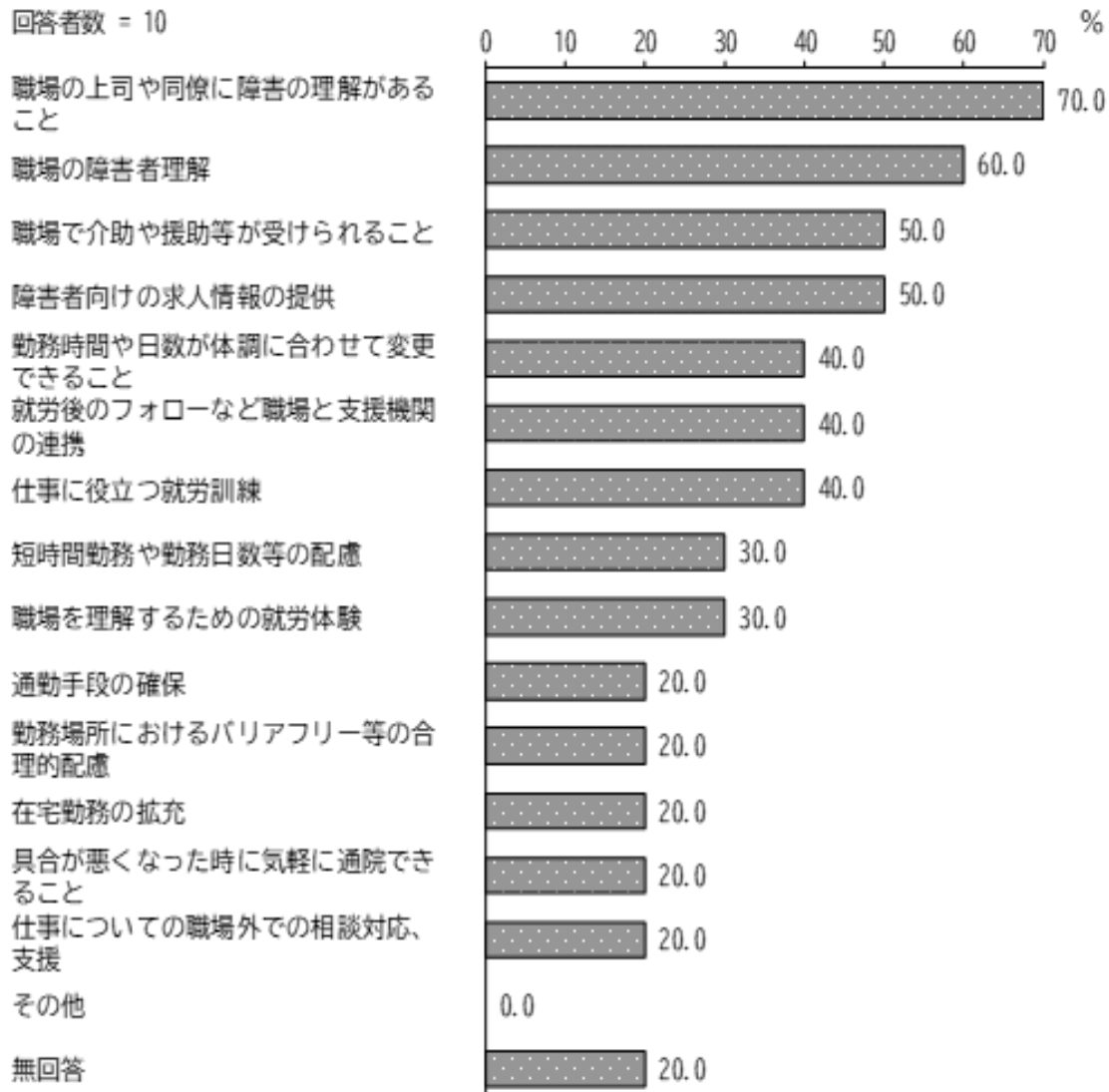
【発達障害のある人（18歳以上）】

回答者数 = 74



【発達障害のある人（18歳未満）】

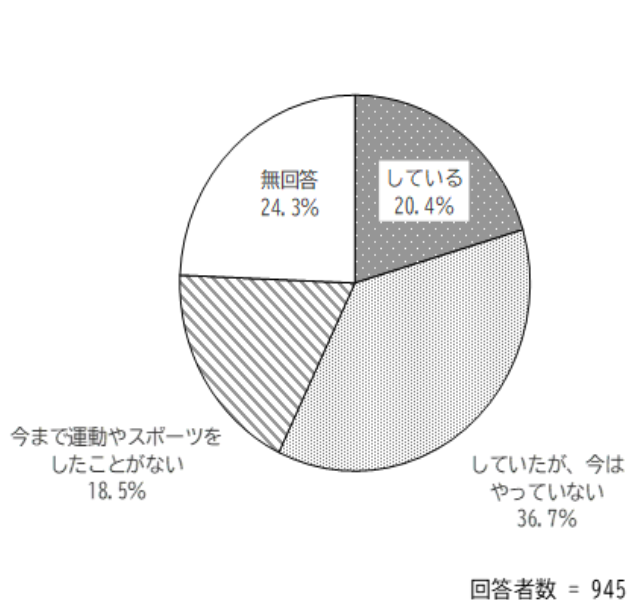
回答者数 = 10



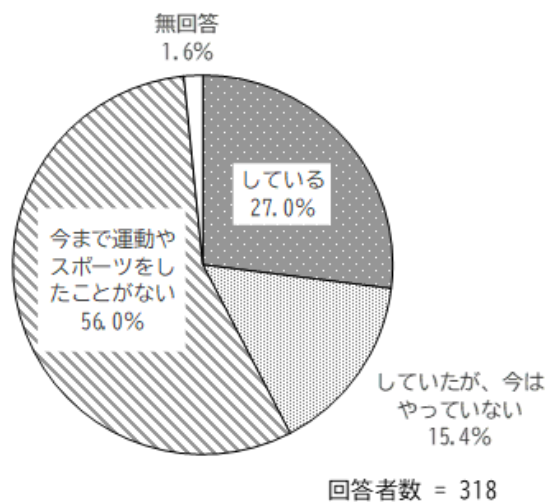
(9) 運動やスポーツの実施状況

在宅の人（18歳以上）、発達障害のある人（18歳以上）では「していたが、今はやっていない」、18歳未満の人では「今まで運動やスポーツをしたことがない」、発達障害のある人（18歳未満）では「している」が最も多くなっています。

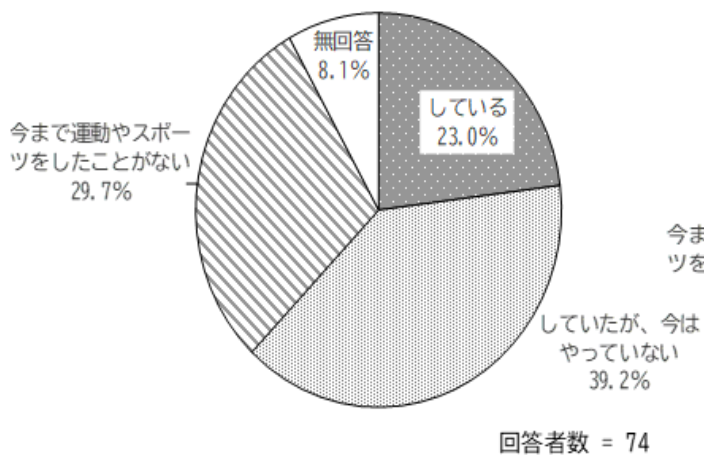
【在宅の人（18歳以上）】



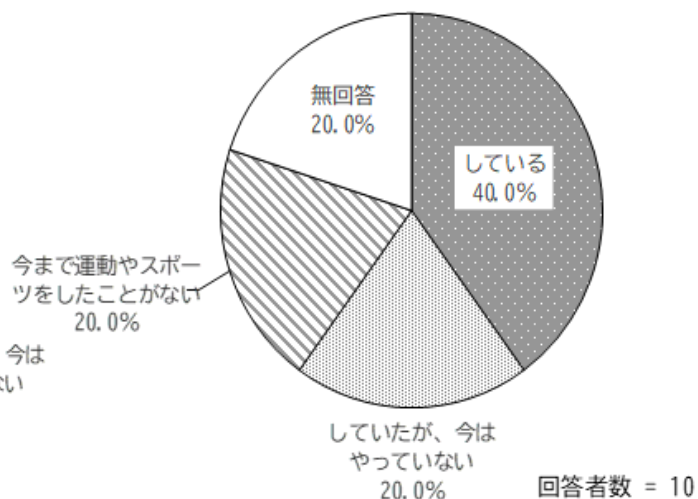
【18歳未満の人】



【発達障害のある人（18歳以上）】



【発達障害のある人（18歳未満）】

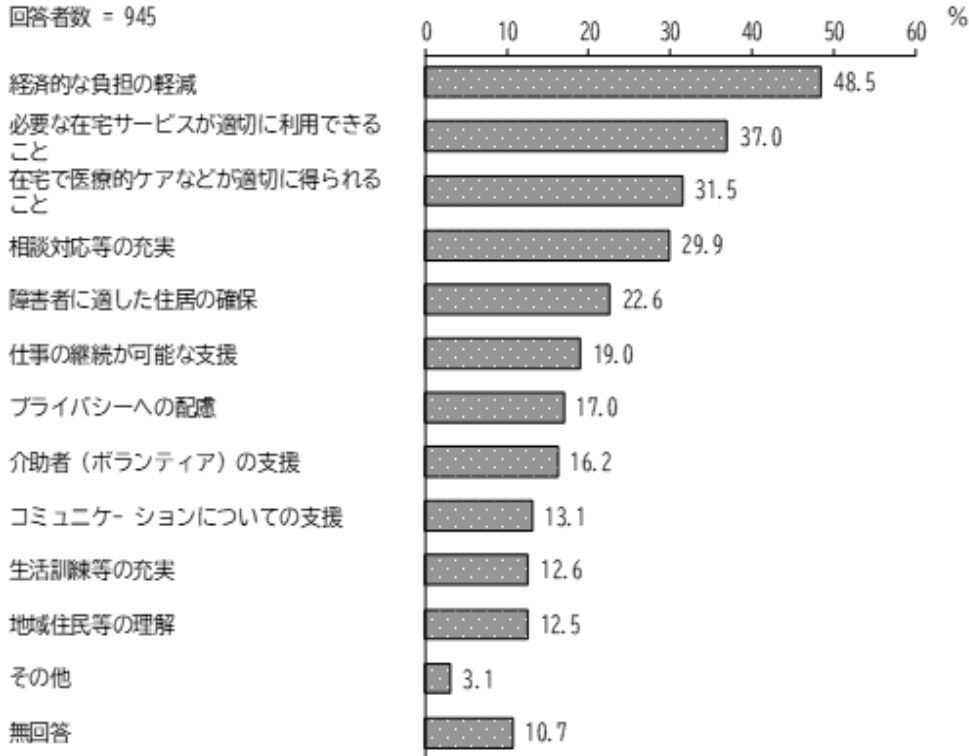


(10) 希望する暮らしを送るために必要な支援

在宅の人(18歳以上)、18歳未満の人、発達障害のある人(18歳以上)では「経済的な負担の軽減」、施設に入所している人(18歳以上)では「障害者に適した住居の確保」、発達障害のある人(18歳未満)では「経済的な負担の軽減」、「相談対応等の充実」、「コミュニケーションについての支援」が最も多くなっています。(複数回答)

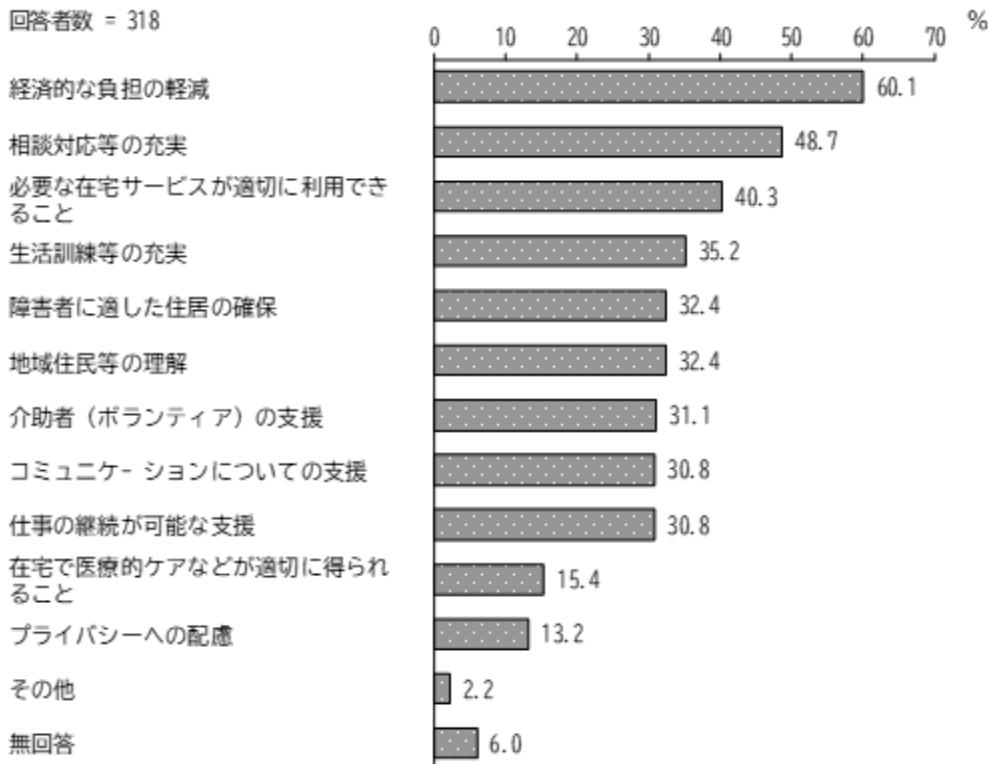
【在宅の人(18歳以上)】

回答者数 = 945



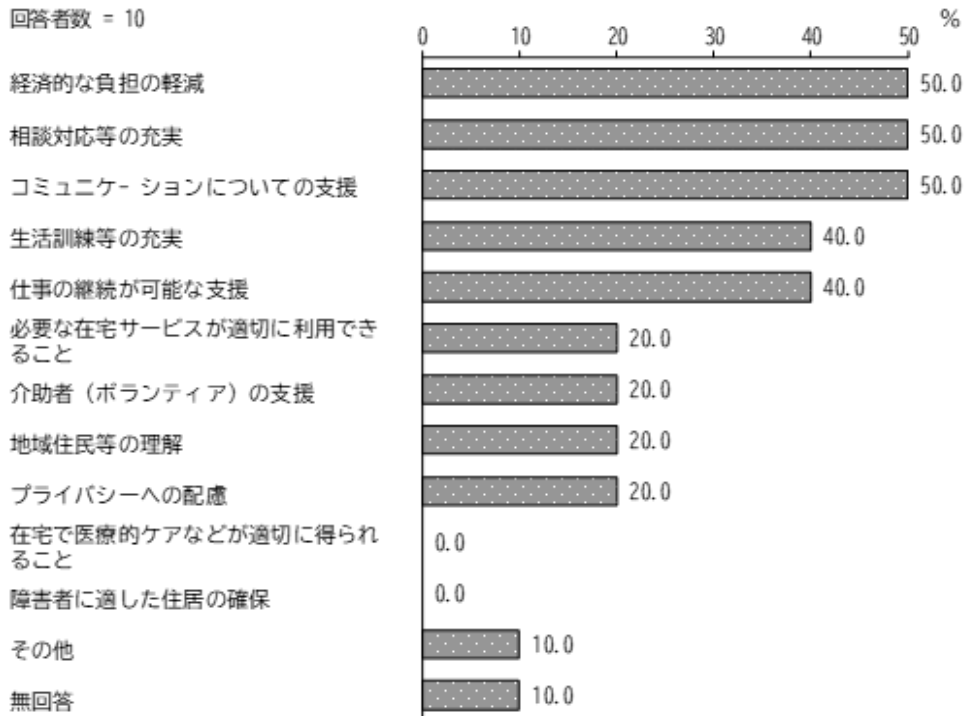
【18歳未満の人】

回答者数 = 318



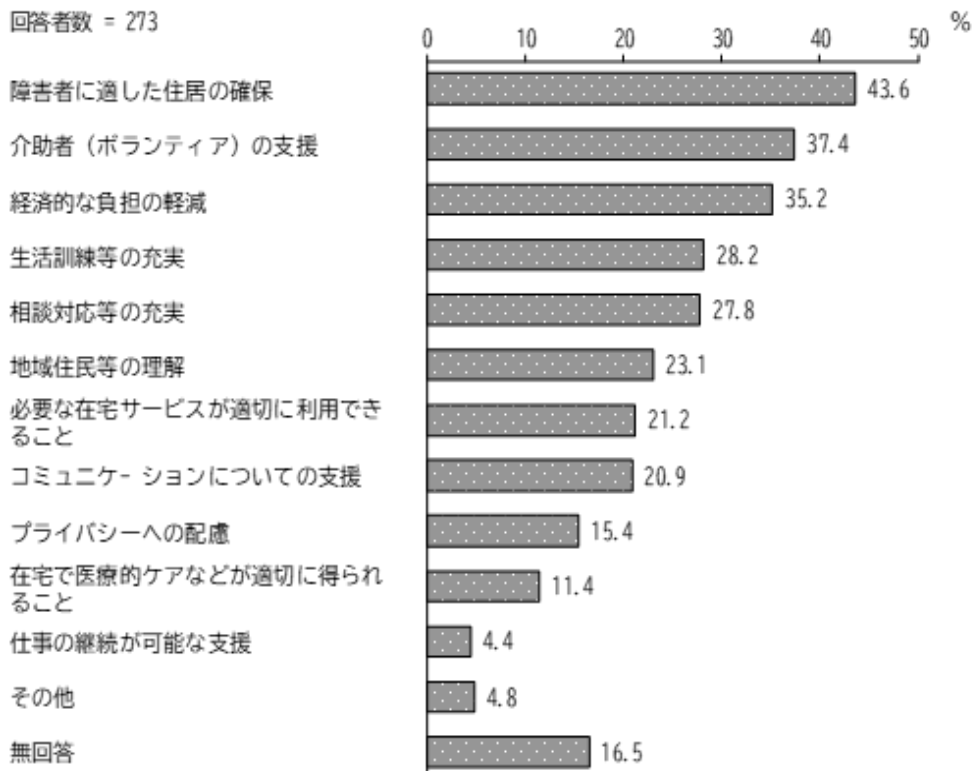
【発達障害のある人（18歳未満）】

回答者数 = 10



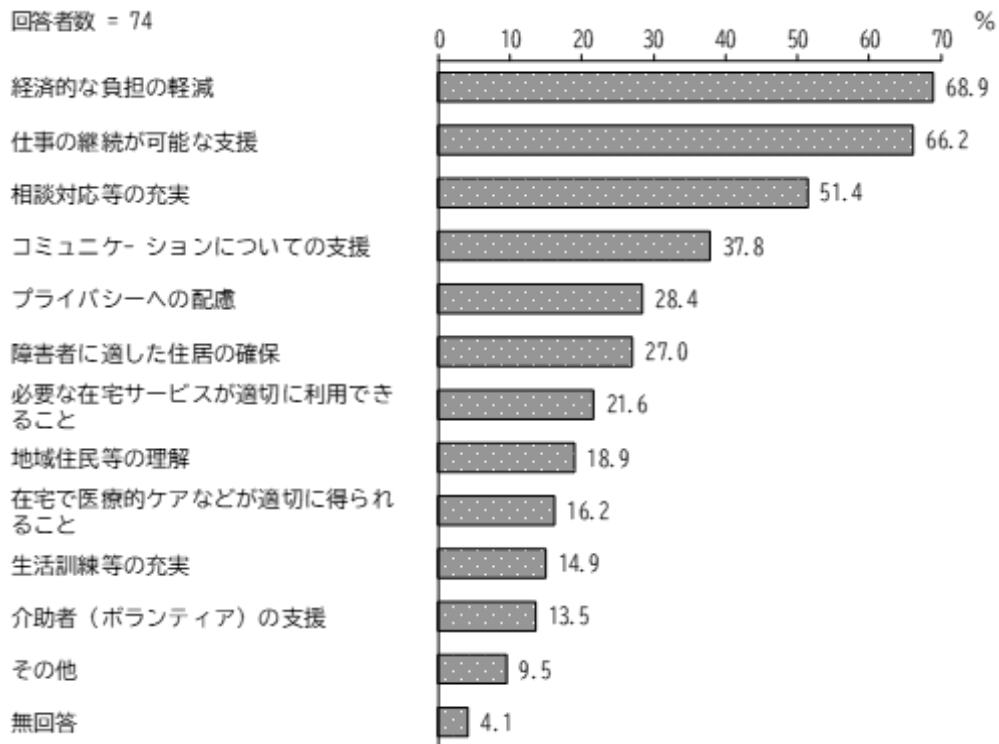
【施設に入所している人（18歳以上）】

回答者数 = 273



【発達障害のある人（18歳以上）】

回答者数 = 74



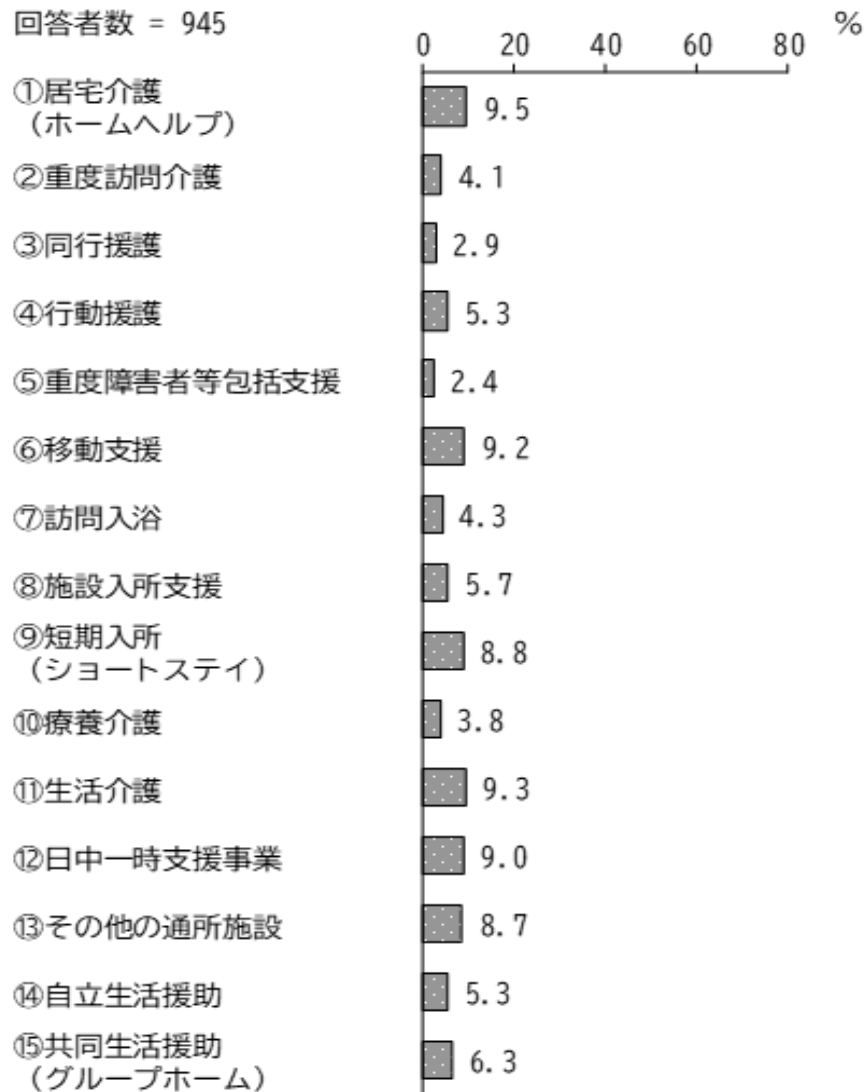
(11) サービス利用について

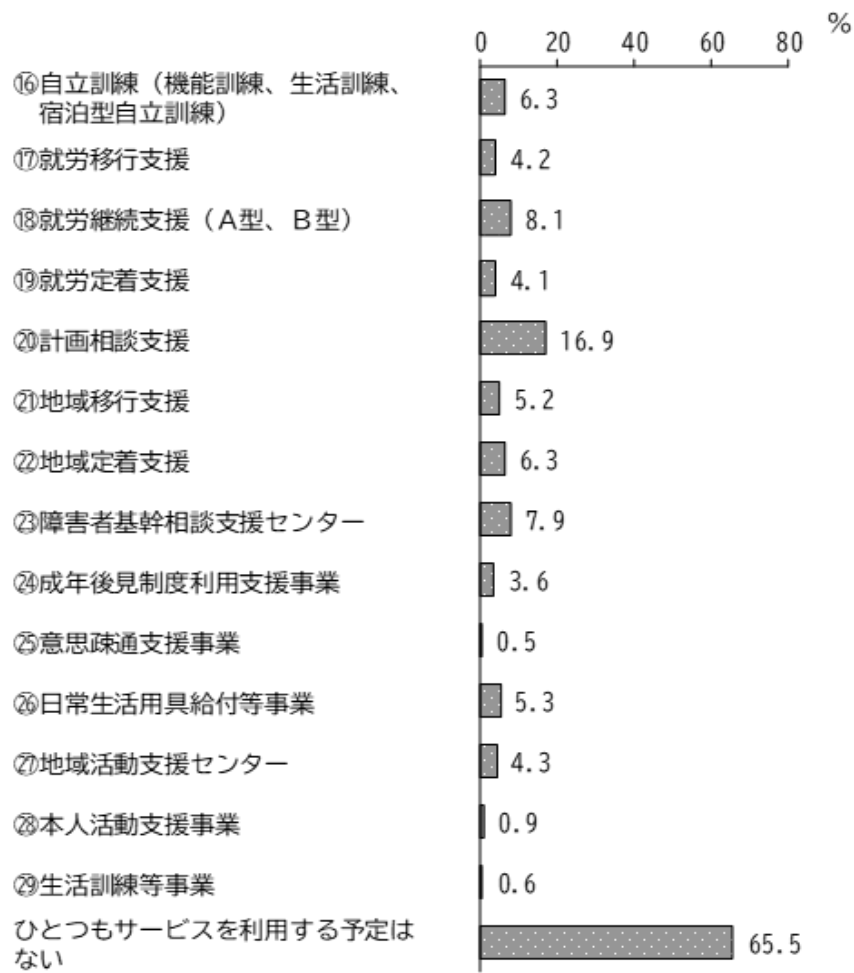
①訪問系サービスの利用意向

在宅の人（18歳以上）及び発達障害のある人（18歳以上）では「計画相談支援」、在宅の人（18歳未満）では「放課後等デイサービス」、発達障害のある人（18歳以上）及び発達障害のある人（18歳未満）では「障害児相談支援」が最も多くなっています。
(複数回答)

【在宅の人（18歳以上）】

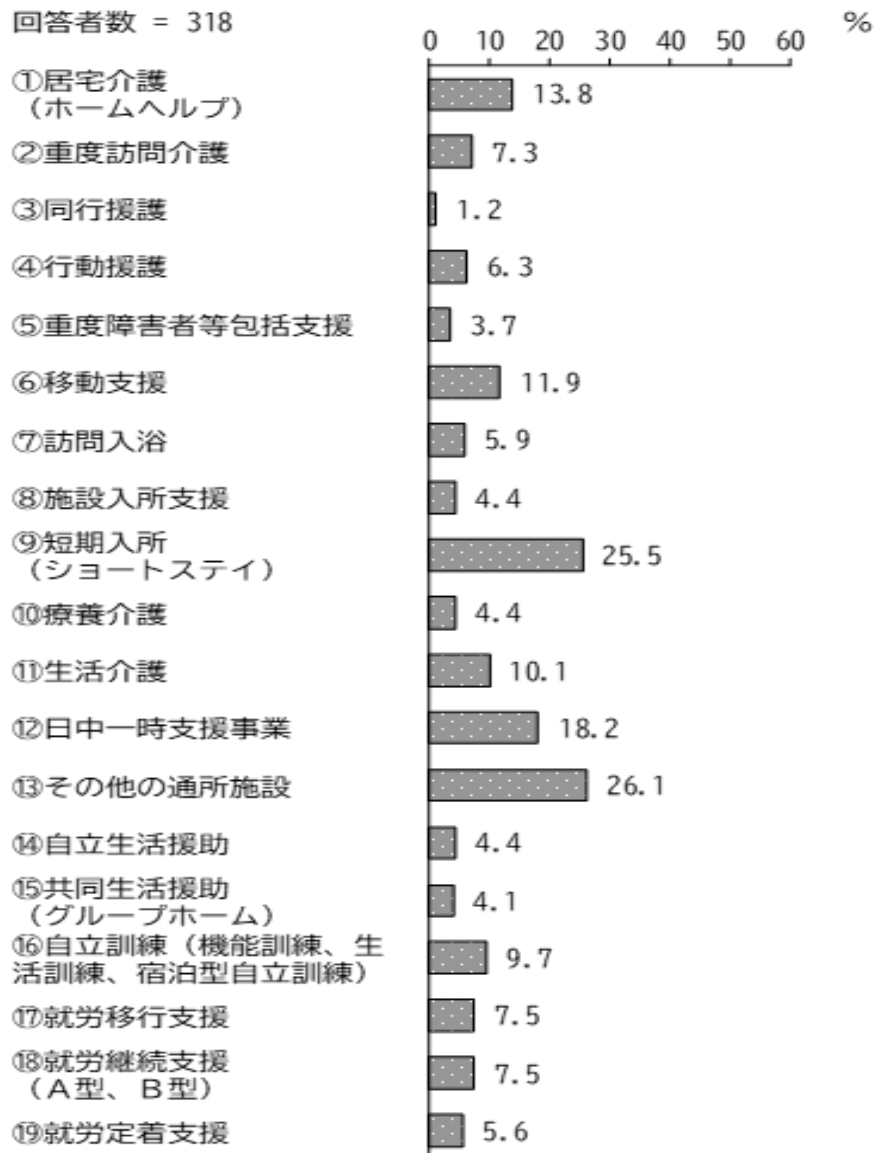
回答者数 = 945

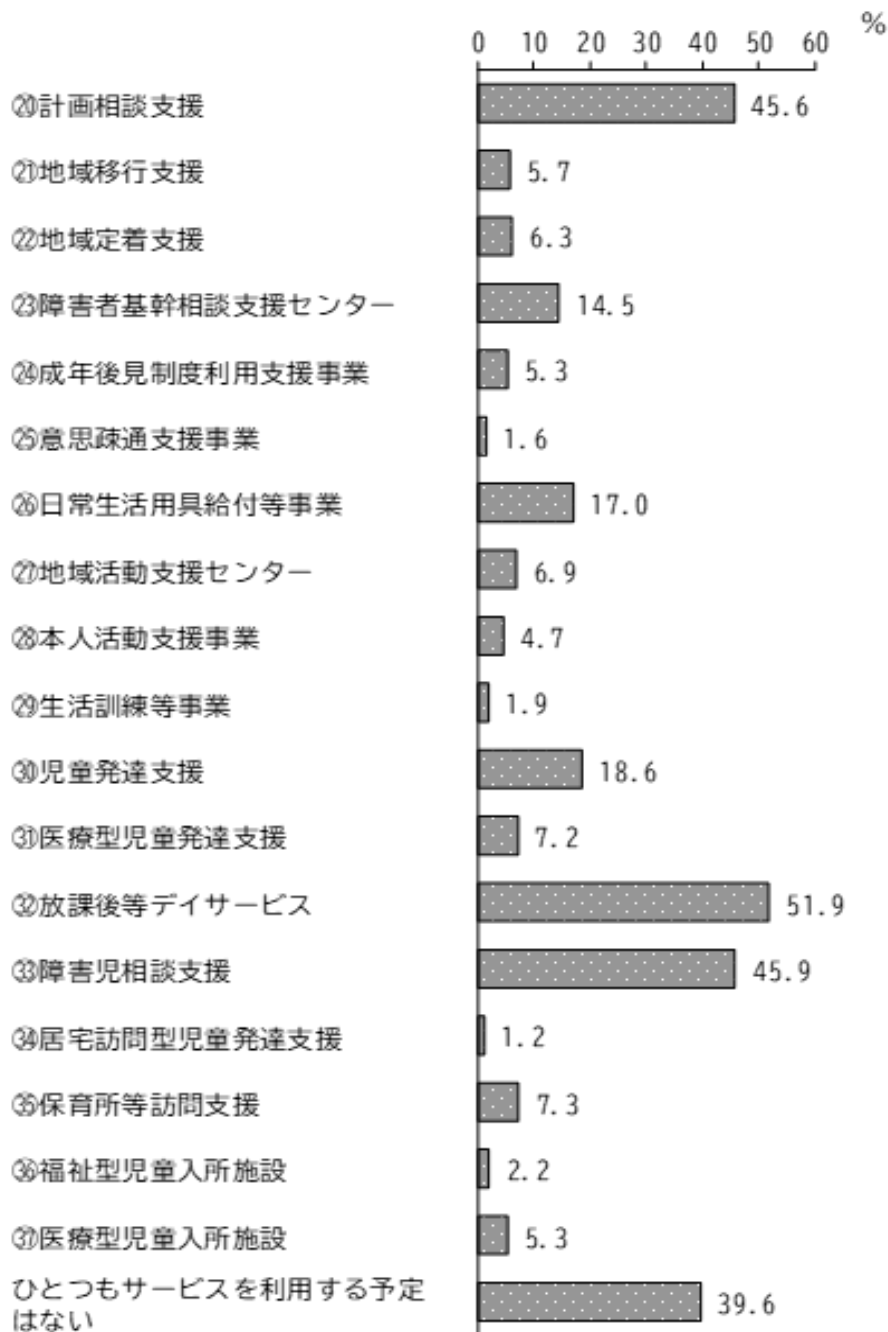




【18歳未満の人】

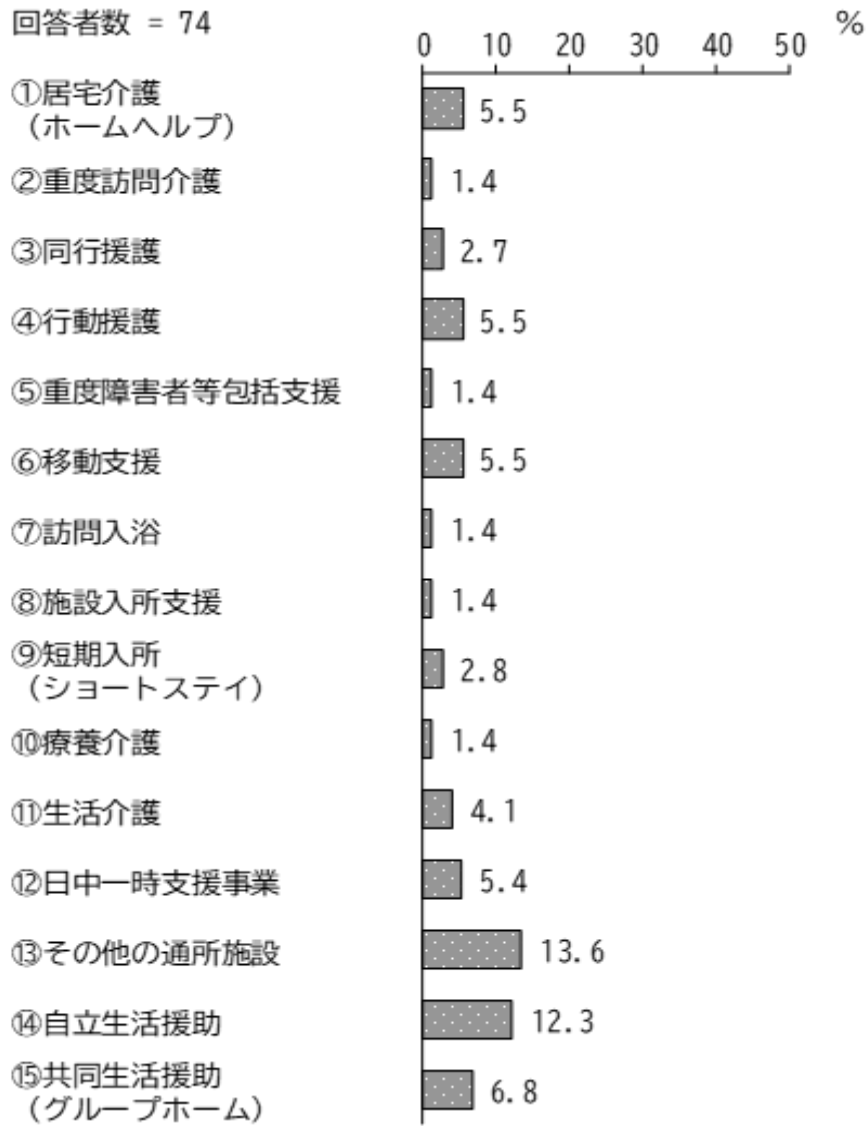
回答者数 = 318

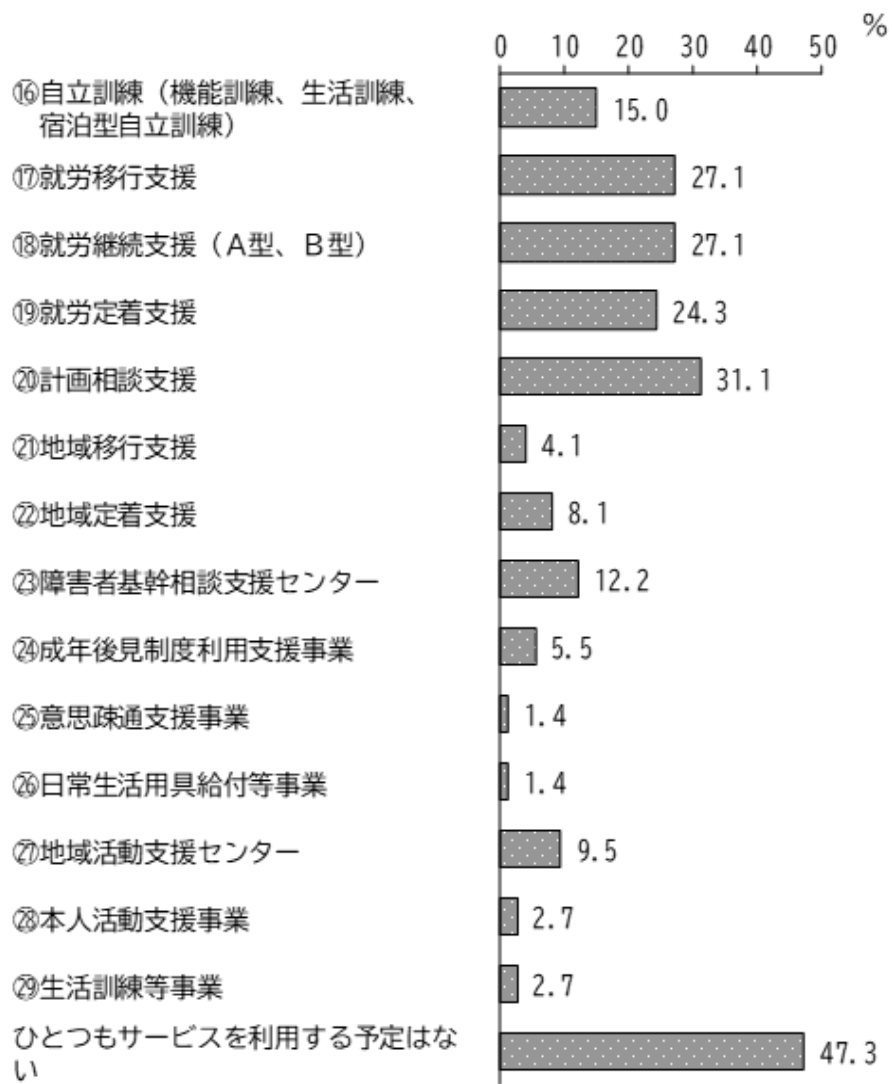




【発達障害のある人（18歳以上）】

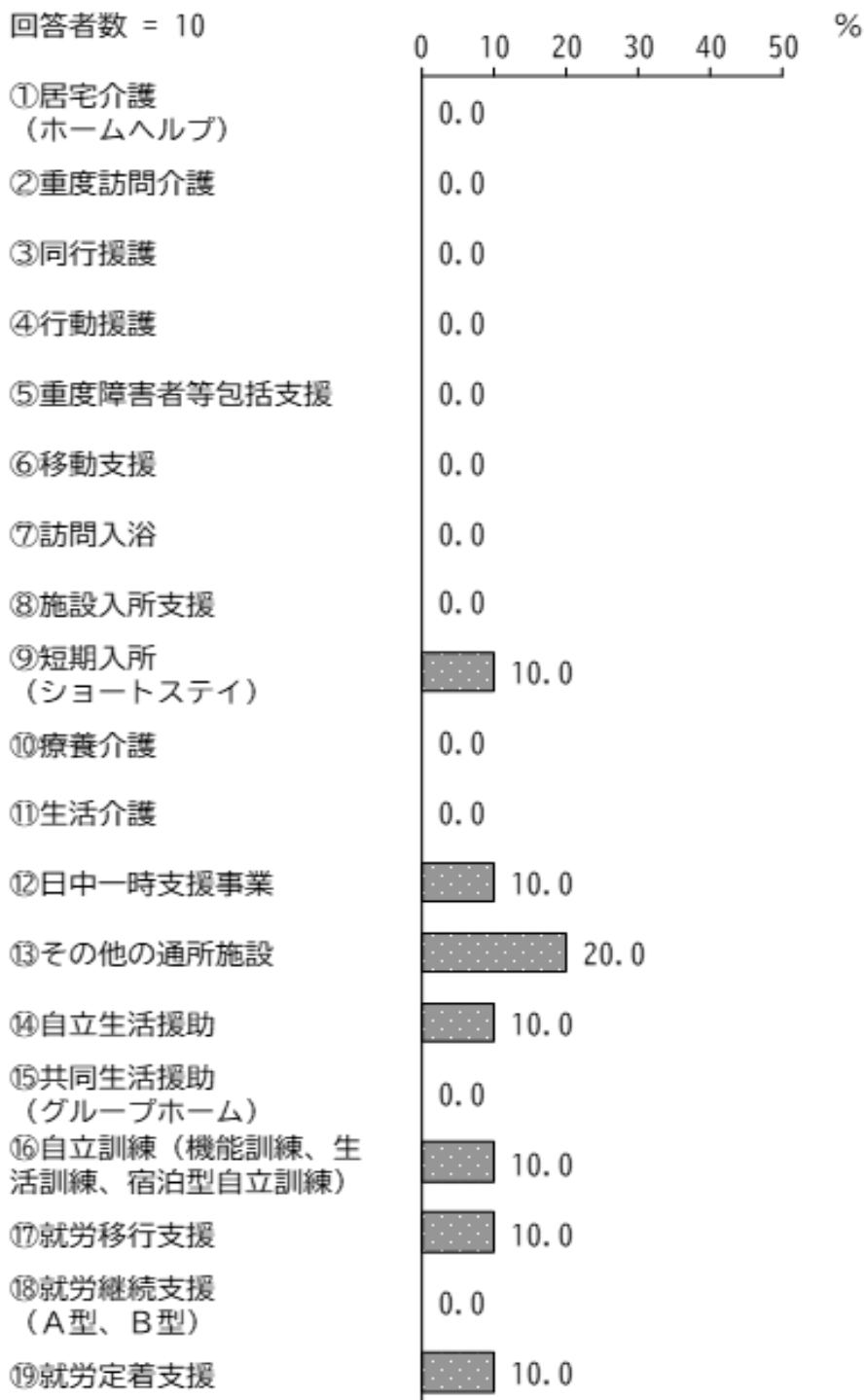
回答者数 = 74

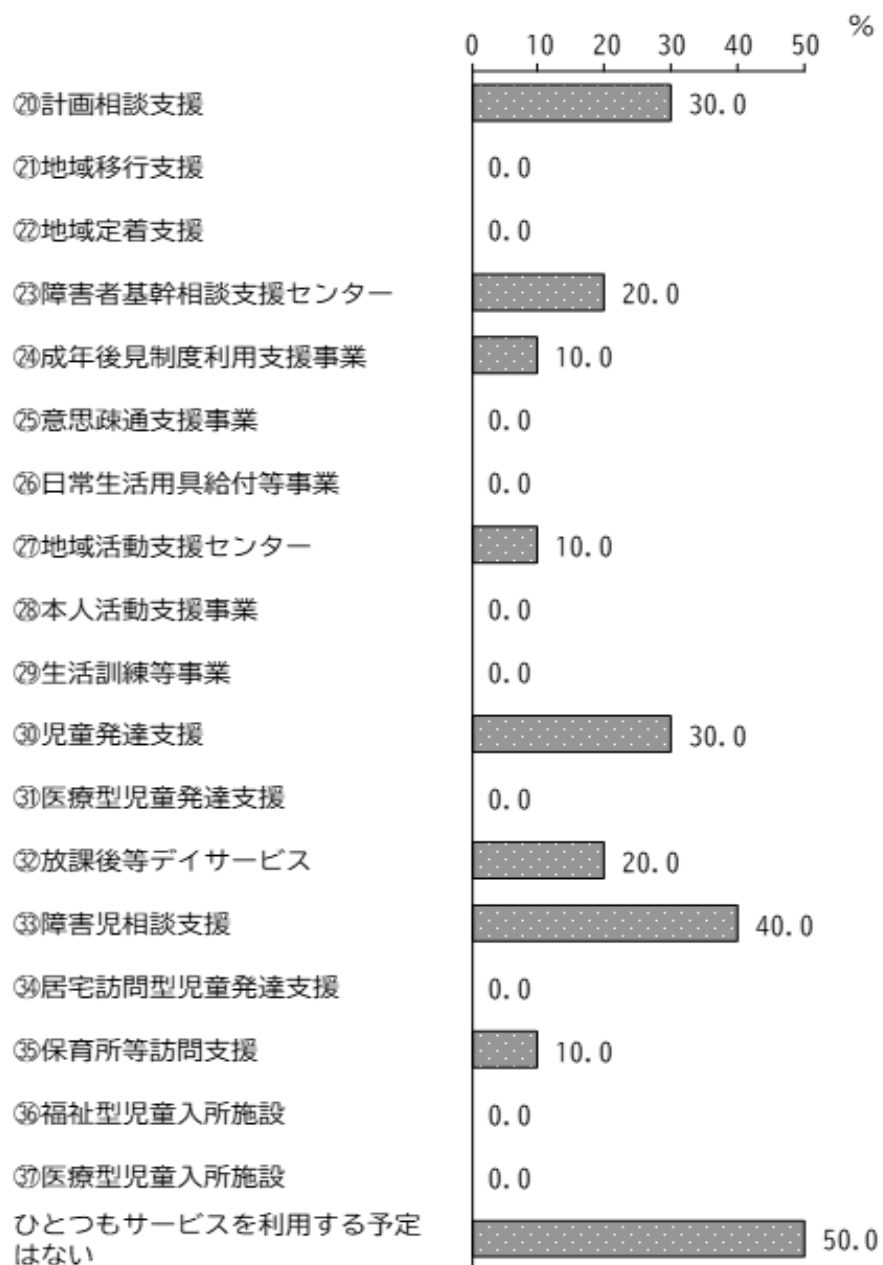




【発達障害のある人（18歳未満）】

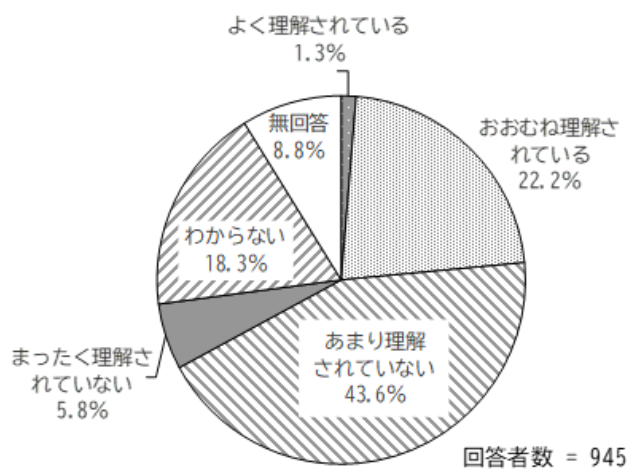
回答者数 = 10



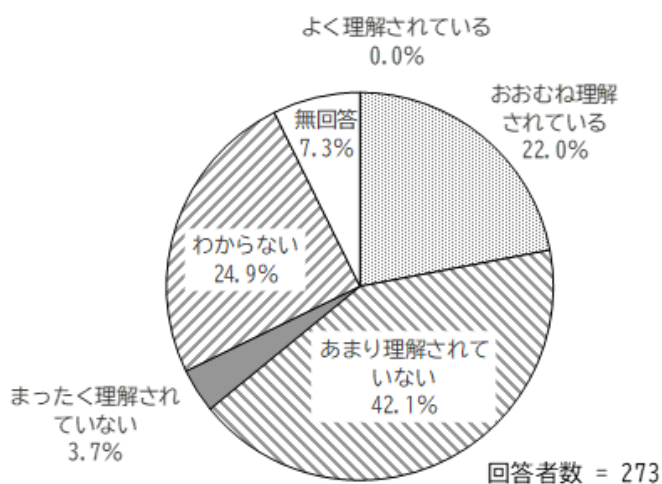


(12) 障害のある人に対する市民の理解度について
 すべてで「あまり理解されていない」が最も多くなっています。

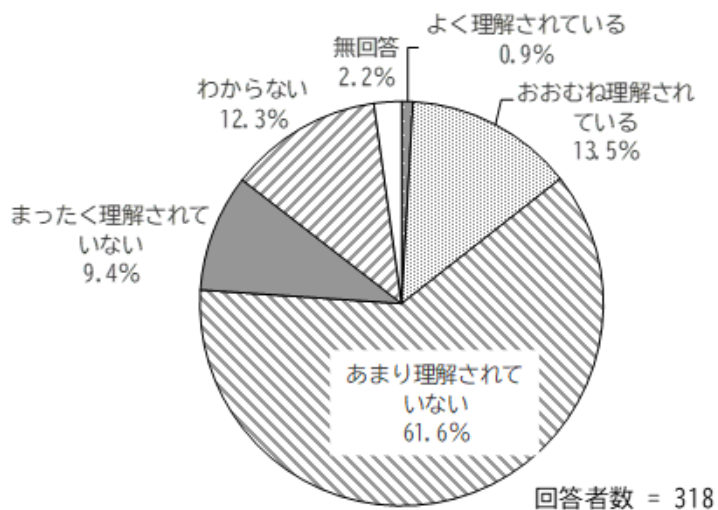
【在宅の人 (18歳以上)】



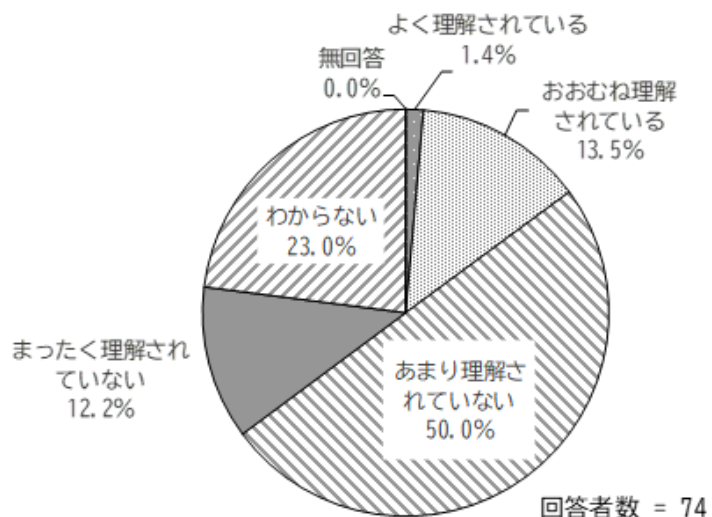
【施設に入所している人 (18歳以上)】



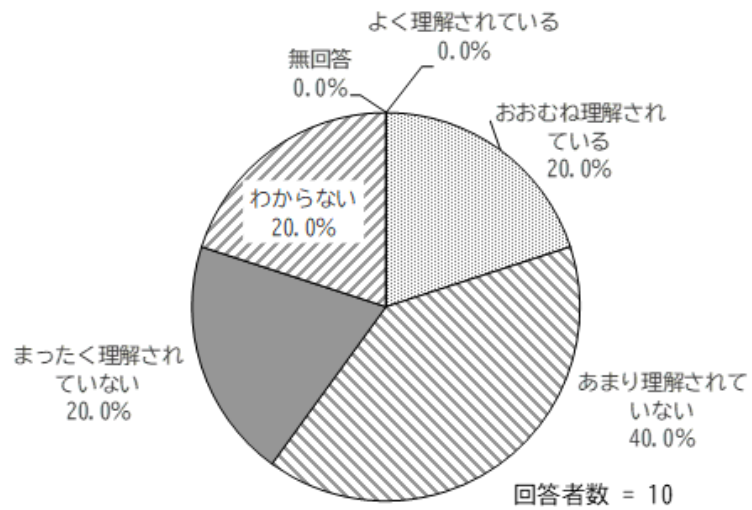
【18歳未満の人】



【発達障害のある人 (18歳以上)】



【発達障害のある人（18歳未満）】



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに、あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築する。

本市の障害福祉が目指すべき方向性は、障害者が、その障害に起因して抱えるすべての生きづらさの解消と、障害の有無にかかわらず自身の能力を最大限発揮して活躍し、共に支え合う共生社会の実現です。そのためには、障害者の社会活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するとともに、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、地域のあらゆる住民が、支え手・受け手に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高めあうことができる社会を構築していくため、様々な施策を連携して取り組んでいくことが求められています。

本市においては、平成8年度に策定した「障害者福祉推進計画」により、計画的に障害者施策の推進に取組み、平成18年度からは「障害者計画」「障害福祉計画」として、地域での生活の継続が可能となるよう、障害者への支援の充実に努め、着実に障害福祉サービス等が進展してきました。

しかし、共生社会の実現にあたり、障害者一人ひとりに寄り添う相談体制の整備、重度若しくは特別な配慮を必要とする障害のある人へのサービス提供体制の整備、社会全体の障害者への理解の不足の解消が、喫緊の課題として顕在化しており、この課題に中長期的な視点で対応するため、平成29年4月に「全ての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、よりよい生活を求める努力ができ、その努力を、否定したり妨げたりせず、理解し手助けをすることができる共生社会を目指します。」を基本目標とした「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定しました。

第6次となる本計画においては、この中長期指針で示された方向性を踏まえ、その第三段階の実施計画として、必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに、あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会の構築を目指します。

2 計画の視点

基本理念を実現するための施策展開に当たって、次の4つの視点を計画の視点とします。

(1) 中長期指針の基本目標の達成に向けた施策の推進と利用者本位の支援

平成29年4月に策定した「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」において示された方向性を踏まえ、同指針の第三段階の実施計画として、就労支援、発達障害者の相談体制の強化など、更に重点的に取り組むべき課題にも迅速に対応しつつ、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象に、本市の障害者施策の推進の方向及び具体的方策を示す必要があります。

また、市の各分野における施策の企画・立案、実施等の各段階において、共生社会の実現を図るという観点から、各部門がそれぞれの事業について、障害者の高齢化・重度化への対応等、将来を見据えた障害者視点に立った取り組みが必要です。

さらに、障害者の視点に立って施策を展開するためには、当事者が各種障害者施策へ参加又は参画することが重要であり、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を、各種施策に反映させていくことが必要です。

(2) ライフステージの全段階での相談とサービスの一層の充実と重点化

共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とするサービスの提供を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくための取り組みが必要です。併せて、いわゆるヤングケアラーを含む障害者の家族や介助者など関係者への支援体制を強化することで、より一層の充実と重点化を図ります。

さらに、障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの全段階を通じた総合的な支援を行う必要があります。また、支援にあたっては、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制を構築する必要があります。

(3) 誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進

障害者の社会参加が進むにつれて、私たちの社会にあるバリアが見つかり、これらの地域における障害者の自立や社会参加に係るバリアを一つひとつ無くすことで、すべての市民が自分らしく生活できる共生社会が実現できます。

令和6年4月には、障害者差別解消法の一部改正法が施行され、民間事業者にも合理的配慮が義務化されることから、あらゆる社会経済活動において障害者を取り巻く社会的障壁を解消するよう障害の有無に関わらず、共に知恵を出し合い、行動することが求められています。また、令和4年5月の障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法とする。）が施行されるなど、情報技術の発展に伴い、障害者の情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上なども強く求められています。

そこで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で醸成された共生社会実現への機運を一過性のものとせず、障害についての理解等の促進や意思疎通の円滑化

施設・設備の整備といったソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の取り組みを更に進め、今までの取り組みを大会のレガシーとして花開かせる必要があります。

(4) 新しい生活様式の実践

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしました。

感染症拡大防止のため、身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」が実践されるとともに、オンラインを活用した取り組みが拡大しました。デジタル共生社会に向けた取り組みがアクセシビリティ向上を促進する一方で、障害者があらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通を行うための支援が重要となります。

各種施策は、新しい生活様式の実践を念頭に組みますが、その取り組みは、障害者の視点に立ち、障害特性を理解した上で進める必要があります。

3 計画の構成

総論	
基本理念	必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに、あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築する。
計画の視点	中長期指針の基本目標の達成に向けた施策の推進と利用者本位の支援
	ライフステージの全段階での相談とサービスの一層の充実と重点化
	誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進
	新しい生活様式の実践

各論

重点課題 I 親亡き後を見据えた支援 II 発達障害者への支援 III 重度の障害のある人々への支援
IV 働く人や働きたい人々への支援

計画の体系（6つの基本目標）	1 地域生活支援の拡充 ～自立した生活を営むための支援の拡充～
	2 相談支援の充実 ～身近な相談支援体制の充実とその連携～
	3 保健・医療の充実 ～保健や医療分野との効果的な連携と地域のケアシステム構築～
	4 障害児支援の充実 ～子どもの成長に合わせた切れ目のない支援体制の充実～
	5 理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシー ～心のバリアフリーとレガシーの継承～
	6 生活環境の整備 ～社会的障壁の除去と安心・安全な環境づくり～

障害福祉サービス提供の見込量等
(第7期障害福祉計画)

障害児通所支援等の見込量等
(第3期障害児福祉計画)

計画の推進	関係機関・地域等との連携
	進行管理と評価
	計画の弾力的運用

第2部 各論

第1章 重点課題

重点課題Ⅰ 親なき後を見据えた支援

1 現状と課題

令和4年度に本市が実施した障害者生活実態・意向調査において、在宅で生活する18歳以上の障害者の主な介助者が60歳以上の割合は、知的障害で57.5%、精神障害で58.6%となっています。

そのため、障害者本人の日常生活を支援している親に代わって、障害者本人の支援における連携体制、障害者本人の意思を尊重した様々なサービスや生活支援のコーディネーター役、日常生活を維持するためのきめ細やかなサービスの提供、障害者本人の住まいの確保、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上が、親なき後だけでなく、介助者の高齢化やヤングケアラーといった支援に関する喫緊の課題となっています。

また、これらの課題は、親が支援できなくなることに備え、円滑にサービスにつながるよう各制度の普及、啓発及び相談支援体制の充実が必要です。

※「親なき後を見据えた支援」について

本計画においては、親（保護者）が亡くなった後の支援だけでなく、主たる介護者が何らかの事情により、支援が行えなくなった後（親が病気等により支援出来なくなった場合も含む。）の支援とします。

2 対応方針

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

（1）成年後見制度の利用促進

親が健在のうちに、成年後見人候補者を決定するなど、障害者本人の生活状況や趣味・嗜好などを理解して引き継げるよう、本制度の普及啓発を行っていきます。

（2）親なき後の住居への対応

地域生活の受け皿であるグループホームの整備を促進するとともに、親なき後にも住み慣れた地域で重度の障害者が生活できるよう、対応できる事業所の確保等、支援体制構築のための方策を検討します。

また、引き続き、法定サービス等の充実を図ります。

(3) 相談支援体制の充実

基幹相談支援センター等において、障害者が住み慣れた地域で暮らしていくための相談支援を実施します。また、地域自立支援協議会を中心に障害福祉サービス事業所をはじめとする地域の多様な社会資源の参画や協力を得て、ネットワークの構築を推進します。

<親なき後を見据えた支援に関する主な事業>

事業名	事業内容	掲載ページ
相談支援事業	障害者等が適切なサービスを利用するためのケアマネジメントを行う計画相談支援や、施設等から地域への移行及びその定着を支援するため、相談や情報提供などを行います。	56 ページ
障害者グループホームの整備	住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活の援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進します。	59 ページ
障害者基幹相談支援センター	障害のある人が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまな相談に応じます。また、地域の人や関係機関と連携し、障害のある人を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。	64 ページ
地域生活支援拠点の整備	障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、緊急時の受入れ・対応等の様々な支援を複数の機関が分担して機能を担うための体制を整備します。	64 ページ
障害者相談員事業	市から委託された身体障害者相談員・知的障害者相談員が、身体・知的障害者(児)、その家族等からの身近な問題について相談に応じます。また、定期的に相談員に対する研修を行い、知識の向上に努めます。	65 ページ
障害福祉サービス等利用支援コーディネーター設置事業	各保健福祉センターにコーディネーターを配置し、障害者等の相談をはじめ、障害支援区分の調査、事業者との連絡調整等を行います。	65 ページ
地域自立支援協議会運営	障害者の地域生活を支援するためのシステム作りや関係機関のネットワークの構築等に向けて定期的に協議を行います。	67 ページ
成年後見支援センター運営事業	地域における権利擁護支援の中核機関である成年後見支援センターを中心として、成年後見制度の普及・啓発、専門相談、申立手続支援、市民後見人の養成などを行い、制度に対する市民の理解を深め、利用促進を図ります。	68 ページ
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分なために契約締結などの法律行為や財産管理が困難な人が成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求費用や後見人などの報酬を助成します。	68 ページ
日常生活自立支援事業	高齢や障害者等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある人々でも、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、介護・福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理をサポートする、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。	68 ページ
法人後見事業	権利擁護支援を必要とする人への対応を図るため、市民との協働で市社会福祉協議会が法人として成年後見等の業務を受任する法人後見事業の実施を支援します。	68 ページ
消費者被害の防止	消費者被害防止に関する見守り講座の実施や情報提供など、悪質商法等による被害に遭わないための支援などを推進します。	68 ページ

1 現状と課題

令和4年に文部科学省が実施した調査において、知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童の割合は8.8%でした。発達障害への理解が進み、関心が高まる一方、インターネットやSNSで様々な情報が飛び交う中、こどもの発達に不安や戸惑いを抱える保護者が増加しています。

また、強度行動障害などの非常に重度の行動障害のある人たちの受け入れ先が無い状況や、ASD（自閉症スペクトラム）、ADHD（注意欠陥多動性障害、注意欠如多動性障害）、LD（学習障害）等の周囲の人に気づかれにくい発達障害を抱える人、強度ではないが行動障害のある人、さらには、症状があるものの、診断基準を満たさない状態のいわゆるグレーゾーンといわれる人に対する支援や発達障害の特性への理解が十分でない状況があります。

これらの現状に対し、専門機関に相談が集中し、待機期間が長期化するとともに、真に医学的判定が必要な人の診断にも支障が出るなどの課題が生じています。また、地域の関係機関の連携の不足や様々な発達障害の種類に対応した事業所の不足、強度行動障害者の家族への支援が喫緊の課題となっています。

2 対応方針

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

(1) 相談支援体制の充実

こどもの発達に困難を抱える保護者等が、障害受容ができていない人も含め気軽に相談できる窓口を開設し、適切な支援をコーディネートすることで障害の早期発見・早期療育につなげます。また、専門機関による関係機関への支援（機関支援）を通じて地域の発達障害に関する対応力を向上させます。

(2) 地域の関係機関の連携の仕組みづくり

こどもの成長にあわせて、地域で関わる関係機関は変化していくため、成長段階に応じた発達障害者本人の情報を関係機関が共有できる仕組みを検討します。

また、複数の関係機関が関わる場合、十分な連携が図れるよう、必要に応じて関係者間での話し合いの会議が設けられるなど、連携を強化します。

(3) 強度行動障害者への対応

強度行動障害者を受け入れる障害福祉サービス事業所等にインセンティブを付与するとともに、今後の支援策を検討するため実態調査を実施します。

また、親や支援者による不適切な対応の積み重ね（合理的配慮の欠如）により発生してしまう二次障害を防ぐよう理解を促進します。

<発達障害者への支援に関する主な事業>

事業名	事業内容	掲載ページ
強度行動障害者支援加算事業	強度行動障害者の支援を行う施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成します。	57 ページ
重度強度行動障害加算事業	千葉県暮らしの場支援会議での入所調整を受けた重度の強度行動障害者の支援を行う施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成します。	58 ページ
(仮称) こども発達相談室の開設	発達障害の早期発見及び早期支援体制の充実を図るため、未就学児の発達に関する相談窓口「(仮称) こども発達相談室」を設置します。	65 ページ
発達障害者支援センター運営	発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、療育に関する指導や助言を行います。 また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備に努めます。	66 ページ
発達障害等に関する巡回相談員整備事業	専門知識を有する相談員が幼稚園・保育所等を巡回し、施設職員や保護者等に対し、発達障害の疑いのある児童の早期発見・早期対応のための助言等を行います。	66 ページ
乳幼児健康診査事業	4 か月・1 歳 6 か月・3 歳児健康診査等を実施し、先天性の疾患、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・早期療育を促すとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。	69 ページ
養育支援訪問事業	育児不安の強い家庭や乳幼児健診未受診者に保健師等による家庭訪問を行い、育児不安や育児ストレスの解消を図るとともに、乳幼児健診の受診勧奨を行い、障害の早期発見・早期療育を促します。	69 ページ
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	かかりつけ医等の医療関係者を対象に、発達障害に係る研修を開催し、地域における発達障害への対応力の向上を図ります。	71 ページ
療育センター運営事業	障害児の早期発見、早期療育の観点から、診断、検査等を行い、障害に応じた訓練等を行うとともに、個別指導や保護者への相談支援を行います。 また、障害児とその保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のため、計画作成やサービス事業者との連絡調整等を行います。	72 ページ
要配慮保育事業	原則として、すべての認定こども園、保育所及び地域型保育事業所において、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。	73 ページ
私立幼稚園特別支援教育費補助事業	障害のある幼児の就園の機会の拡大を図ると共に、障害のある幼児の在籍する私立幼稚園における特別支援教育の充実と振興及び保護者の教育費負担軽減を図るため、市内私立幼稚園設置者及び公益社団法人千葉県幼稚園協会に対し補助金を交付します。	74 ページ
障害児保育・特別支援教育補助	障害のある子どもを受け入れる教育・保育施設及び地域型保育事業所に対し、障害児保育・特別支援教育の実施に必要な職員加配に係る経費に対する補助金を交付します。	74 ページ
障害児保育等に係る巡回相談	障害児保育・特別支援教育を実施する教育・保育施設及び地域型保育事業所を市嘱託職員が巡回し、障害のある子どもの経過観察、職員への助言・指導等を行います。	74 ページ
障害児保育・特別支援教育に関する研修	すべての教育・保育施設及び地域型保育事業所が参加可能な研修を実施し、専門知識の習得や技能の向上を図ります。	74 ページ

事業名	事業内容	掲載ページ
幼保小関連教育推進事業	幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校と近隣の幼稚園・保育所が連携して交流活動を行うことで、入学当初の学校生活への適応を容易にします。 併せて、幼稚園・保育所職員と小学校教職員の相互理解を図ります。	74 ページ
養護教育センター教育相談事業	特別な支援が必要な幼児（年長）、児童生徒、その保護者及び教職員等に対して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、電話相談・来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。	75 ページ
子どもルーム事業	原則として、すべての子どもルームにおいて、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。	75 ページ
特別支援教育指導員配置事業	小中学校の通常の学級に在籍する緊急に対応が必要なADHD（注意欠陥多動性障害、注意欠如多動性障害）等の児童生徒に対して、特別支援教育指導員を配置して、対象児童生徒の学習面や行動面等の困難さの改善を図ります。	75 ページ
特別支援教育介助員配置事業	特別支援教育介助員を配置し、小学校、中学校及び中等教育学校（前期課程）に在籍する常時介助が必要な児童生徒の安全を確保します。	75 ページ
通級指導教室の増設 （旧：言語障害・難聴通級指導教室の増設）	通常の学級に在籍する言語障害や難聴、LD（学習障害）等のある児童生徒を対象とした通級指導教室を増設します。	75 ページ
スクールカウンセラー活用事業	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するカウンセラーを配置し、児童生徒等の悩みの解消にあたります。	75 ページ
長柄ハッピーキャンプ事業	発達障害等の可能性のある児童生徒を対象に、豊かな自然環境の中で、宿泊体験など様々な体験活動を通しながら、基本的な生活習慣等を身につけ、自主性・社会性を高めるため、長柄ハッピーキャンプ事業を実施します。	76 ページ
学校訪問相談員派遣事業	通常の学級に在籍するADHD（注意欠陥多動性障害、注意欠如多動性障害）等の児童生徒の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、小中学校に学校訪問相談員を派遣して、学校管理職や教職員に対する指導助言を行い、学校支援体制を確立し、児童生徒の困難な状況を改善していけるように支援します。	77 ページ
教職員研修運営事業	各種研修講座、研究を定期的に行い、特別支援教育に関わる教職員の資質の向上を図ります。	77 ページ

重点課題Ⅲ 重度の障害のある人たちへの支援

1 現状と課題

本市では、これまで医療的ケアが必要な人など重度の障害者が利用できるグループホーム等の整備を進めてきた結果、重度の障害者に対応できる障害福祉サービス事業所は増加しています。令和3年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、千葉県医療的ケア児等支援センター（ぼらりす）が開設するなど、重度の障害者を取り巻く状況は着実に変化しています。しかし、令和5年度に実施した調査では、医療的ケアが必要な人など重度の障害者の人数の増加とともに、障害者自身や支援をする介護者の高齢化などの課題が明らかになっています。

そのため、医療的ケアなどの重度の障害に対応できる障害福祉サービス事業所などについて、既存の事業所への支援とより充実した支援体制の確保、専門的な相談支援機関や計画相談支援事業所の育成、医療と福祉の連携、教育機関での対応、重度の障害者の意思決定のプロセス確保が喫緊の課題となっています。

2 対応方針

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

(1) 重度の障害者に対応できる障害福祉サービス等の推進

医療的ケア等を必要とするなど重度の障害のある人に対応できる事業所や人員の確保に努めます。

(2) 教育機関での対応

普通学校に所属する医療的ケア等を必要とするなど重度の障害のある児童に対する看護師巡回サービスについて体制を拡充していきます。

<重度の障害のある人たちへの支援に関する主な事業>

事業名	事業内容	掲載ページ
訪問系サービス事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を実施します。	56 ページ
日中活動系サービス事業	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、就労選択支援、療養介護、短期入所サービスを実施します。	56 ページ
障害福祉サービス事業所の開設支援	新たに障害福祉サービス事業への参入を検討している者を対象に、講座（障害者支援版起業塾）を開設し、障害福祉サービス事業所への参入を支援します。	56 ページ
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行います。	57 ページ
喀痰吸引等研修促進事業	喀痰吸引等を実施できるヘルパーを増やすため、ヘルパー等が研修（第三号研修）を受ける費用を助成します。	58 ページ

事業名	事業内容	掲載ページ
障害者グループホームの整備	住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活の援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進します。	59 ページ
日常生活用具費支給等事業	在宅の重度障害者（児）、難病患者（児）の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具費を支給します。	60 ページ
在宅医療・介護連携推進事業	医療機関、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センターなどの医療福祉専門職への相談支援、会議・研修の開催や市民向けの在宅医療介護連携の普及啓発を行います。	67 ページ
桜木園運営事業	重症心身障害児に入所支援を通じて、治療や日常生活の指導を行います。	72 ページ
特定教育・保育施設における医療的ケアが必要な子どもへの対応	特定教育・保育施設における医療的ケアが必要な子どもへの対応を実施します。	74 ページ
スクールメディカルサポート事業	千葉市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、医療行為を行う看護師を派遣します。	75 ページ

重点課題Ⅳ 働く人や働きたい人たちへの支援

1 現状と課題

障害者にとっては、地域で質の高い自立した生活を営むためには、就労が非常に重要であり、令和4年度に本市が実施した障害者生活実態・意向調査において、在宅で生活する18歳以上の障害者の「仕事をしている」と回答しなかった人のうち、41.5%が「収入を得る仕事をしたい」と回答しています。

一方で、法定雇用率が令和6年度に2.5%、令和8年7月に2.7%に段階的に引き上げられることなどから、企業にとっても、働き手の不足も顕在化するなか、障害者の特性に合わせた業務と職場環境の提供による雇用の推進及び安定が重要になっています。

しかしながら、本市の実態調査において、「障害者の就労支援としてどのようなことが必要か」という問いに対して、「職場の障害者理解」と回答した障害者の割合が41.5%、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」と回答した割合が40.7%であり、既に働いている人の就労の安定、定着及び、これから働きたい人の就労を促進するためには、職場での相互理解を更に促進していく必要があると考えられます。

そのため、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業な機会を確保するとともに、職場での意識啓発や相互理解の促進、アクセシビリティの向上など、障害者が持続的に働くことのできる環境整備が必要です。

また、一般就労が困難な人であっても、就労は達成感や生きがいを得られるものであり、余暇活動と同様に仲間づくり等にもつながることから、引き続き、多様な場の提供や工賃の向上などに取り組んでいく必要があります。

2 対応方針

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

(1) 一般就労の支援

障害者の一般就労に向けて、就労相談、職業訓練、実習、就労後の定着のための支援等の事業に取り組むほか、障害者の福祉施設から一般就労への移行など、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化に取り組みます。

また、企業等に対し、障害の特性や接し方について、雇い入れから定着までの支援を行うなど、障害者雇用についての一層の理解と協力を求めて行きます。

(2) 福祉的就労の支援

障害の程度等により、企業等での就労が困難な障害者に対して、障害者就労施設等の活動の場を確保する一方、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、商品やサービスの掘り起こしや共同受注の積極的活用など、市の優先調達を推進するほか、授産製品の販路拡大、障害者就労施設等の経営指導などへの支援を行い、工賃向上を図ります。

<働く人や働きたい人たちへの支援に関する主な事業>

事業名	事業内容	掲載ページ
日中活動系サービス事業	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、就労選択支援を実施します。	56 ページ
重度障害者等就労支援特別事業	就労機会の拡大や社会参加を促進するため、重度障害者等に対して、通勤支援や職場等における支援を実施します。	58 ページ
障害者就業支援キャリアセンターの運営参画	県が設置した千葉障害者就業支援キャリアセンターの運営に参画し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内で障害者の職場定着を支援する人材の育成等を行います。 その他、求人開拓、広報啓発や企業、特別支援学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。	62 ページ
障害者雇用促進就職面接会	就職の困難な障害者の雇用促進を図るため、千葉公共職業安定所等と共催して求人者・求職者を対象とした合同面接会を行い、雇用機会の確保に努めます。	62 ページ
障害者職場実習事業	一般就労を希望する障害者に対し、就職前に企業等で一定期間の実習を行い、相互理解を深めたうえで雇用に結びつけることにより、障害者の職場定着を図り、もって障害者の一般就労を促進します。	62 ページ
チャレンジドオフィスちばし	「チャレンジドオフィスちばし」において、障害者が民間企業等で一般就労するための支援を行います。	62 ページ
知的障害者職親委託制度	職親として登録した事業経営者が知的障害者を一定期間預かり、生活指導及び技能習得訓練等を行います。	62 ページ
障害者法定雇用率達成企業等に対する入札参加資格者の格付けにおける優遇制度	法定雇用率を達成した場合等に、建設工事入札参加資格者の格付けの基準となる評価点の加点を行います。	62 ページ
障害者就労事業振興センターの運営参画	千葉県障害者就労事業振興センターの運営に県、船橋市及び柏市とともに参画し、授産製品の販路拡大や企業からの共同受注、農福連携の推進等を行うほか、新しい商品開発や各作業所等への経営指導、作業所等職員の資質の向上のための研修などを行います。	63 ページ
授産製品の販売促進	本庁舎や各区役所において、市内の作業所等が生産した授産製品を販売し、市民にPRして販路拡大を図ります。 また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、障害者優先調達推進法とする。）に基づき、商品やサービスの掘り起こしや共同受注の活用など、市として優先調達に積極的に取り組みます。	63 ページ
農福連携の推進	障害者の就労や生きがいがいづくりの場を生み出すため、農家等と障害福祉サービス事業所等のマッチングに係る支援を行います。	63 ページ
いずみの家運営事業	療育センターいずみの家において、福祉的就労の支援とともに、一般就労への訓練等を実施します。	63 ページ
スクールメディカルサポート事業	千葉市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、医療行為を行う看護師を派遣します。	75 ページ

第2章 基本目標

基本目標1 地域生活支援の拡充

～自立した生活を営むための支援の拡充～

障害者が地域で自立した生活を営むために、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図って行くことが求められています。そのためには、計画的な障害福祉サービス基盤を整備とともに、日常生活を送る上で必要となる多様な支援事業を展開し、経済的負担を軽減するための各種制度の周知と利用促進を図ることが必要です。また、地域で自立して質の高い生活を営むため、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては、多様な就業の機会を確保することが必要です。

一方で、就労は、単に報酬等を得られるだけではなく、達成感や生きがいを得られ、余暇活動と同様に仲間づくり等にもつながることから、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図ることが求められています。

(1) 自立した地域生活への支援・促進

必要な時に必要なサービスを利用しながら地域で自立した生活を送れるよう、訪問系・日中活動系・居住系サービスなどの障害福祉サービス及び地域生活支援事業をより充実させるとともに、サービス利用計画の作成体制の充実を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
	(詳細事業)		
1	訪問系サービス事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を実施します。	障害福祉サービス課
2	日中活動系サービス事業	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、就労選択支援、療養介護、短期入所サービスを実施します。	障害福祉サービス課
3	居住系サービス事業	障害者の地域生活への移行や、家族との同居から自立した生活への移行を支援するため、今後の住まいの場の中心となる共同生活援助の充実を図るとともに、施設入所支援、自立生活援助を実施します。	障害福祉サービス課
4	相談支援事業	障害者等が適切なサービスを利用するためのケアマネジメントを行う計画相談支援や、施設等から地域への移行及びその定着を支援するため、相談や情報提供などを行います。	障害福祉サービス課
5	計画相談支援推進事業補助金	計画相談支援事業所が相談支援専門員を新規雇用等した場合に補助を行うことで、計画相談支援の質と量の向上を図ります。	障害福祉サービス課
6	障害福祉サービス事業所の開設支援	新たに障害福祉サービス事業への参入を検討している者を対象に、講座（障害者支援版起業塾）を開設し、障害福祉サービス事業所への参入を支援します。	障害福祉サービス課

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
7	障害福祉サービス等ヘルパー研修事業		居宅介護事業所のヘルパー等を対象に、定期的な研修を行います。	障害福祉サービス課
8	難病患者等ホームヘルパー養成研修		難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技能を有するホームヘルパーを養成します。	健康支援課
9	移動支援事業		屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行います。	障害福祉サービス課
10	日常生活支援事業			
	①	訪問入浴サービス事業	身体に重度の障害があり居宅において入浴が困難な障害者等に対し、訪問入浴車を派遣します。	障害福祉サービス課
	②	生活訓練事業	障害者に対して日常生活上必要な訓練・指導等を行います。	障害者自立支援課
	③	日中一時支援事業	一時的に見守り等が必要な障害者等に対し、障害者支援施設等で日中活動の場を提供します。	障害福祉サービス課
11	地域生活での各種支援			
	①	視覚障害者への資源物排出用特別指定袋の配布	視覚障害で単身世帯の人のうち、申請があった人に、びん・缶・ペットボトルもしくは資源化できない点字書類を排出するための資源物排出用特別指定袋を配布します。	収集業務課
	②	障害者世帯等の粗大ごみの運び出し収集	粗大ごみの収集に際し、身近な人の協力を得ることが困難なため、自ら指定場所まで運び出すことができない障害者世帯、高齢者世帯等を対象に、屋内からの運び出し収集を実施します。	収集業務課
	③	高齢者等ごみ出し支援事業	家庭ごみを自らごみステーションに持っていくことが困難な高齢者世帯・障害者世帯に対し、ごみ出し支援を行う団体活動を補助することで、これらの人々のごみ出しを支援します。	高齢福祉課
	④	市役所コールセンターの運営	市民からの行政サービスやイベントなどに関する電話等の問い合わせに、一元的に対応する市役所コールセンターを運営します。また、各種制度、手続、子育て施設等に関するよくある問い合わせに、AIが回答しスマートフォンやPC等から24時間利用可能な「千葉市AIチャットボット」を運用します。	広報広聴課
	⑤	戸籍全部事項証明書等宅配サービス事業	市内に住所を有する歩行等の困難な身体障害者、ねたきり高齢者等に対し、戸籍全部（個人）事項証明書・住民票の写し等の証明書を職員が出張して交付します。	区政推進課
12	障害の重度化等に対する支援			
	①	強度行動障害者支援加算事業	強度行動障害者の支援を行う施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成します。	障害福祉サービス課
	②	高齢重度障害者介護支援加算事業	手厚い介護や医療的サービスが必要な高齢障害者を受け入れている施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成します。	障害福祉サービス課

No.	事業名		事業内容	所管課
		(詳細事業)		
12	③	喀痰吸引等研修促進事業	喀痰吸引等を実施できるヘルパーを増やすため、ヘルパー等が研修（第三号研修）を受ける費用を助成します。	障害福祉サービス課
	④	重度強度行動障害加算事業	千葉県暮らしの場支援会議での入所調整を受けた重度の強度行動障害者の支援を行う施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成します。	障害福祉サービス課
	⑤	重度障害者等就労支援特別事業	就労機会の拡大や社会参加を促進するため、重度障害者等に対して、通勤支援や職場等における支援を実施します。	障害福祉サービス課
	⑥	重度訪問介護利用者等大学修学支援事業	重度障害のある人が修学するに当たり、大学等が修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供し、障害のある人の社会参加を促進します。	障害福祉サービス課
13	うつ病集団認知行動療法の実施		うつ病で通院中の市民を対象に、集団認知行動療法を実施します。	こころの健康センター
14	精神障害者家族のつどい		精神障害者の家族を対象に、精神疾患についての知識や家族としての関わり方などを学ぶとともに、精神障害者の家族という同じ立場で、情報交換と相互交流を図ります。	こころの健康センター
15	うつ病当事者の会		うつ病の当事者同士が話し合いを通じて支え合い、回復につながることを目指します。	こころの健康センター
16	うつ病対策講演会		うつ病の正しい知識と理解を深めるため、市民を対象に講演会を開催します。	こころの健康センター
17	区支えあいのまち推進協議会の開催		地域の団体、社会福祉事業者などから選任された委員や公募委員等により構成された合議体で、区支えあいのまち推進計画の推進を目的として、議論や意見交換を通じて地域の生活課題や成果事例の共有、計画の進捗把握や推進方法の検討などを行います。	地域福祉課
18	選挙における配慮等			
	①	選挙情報の充実	選挙公報の点字版「選挙のお知らせ」及びその音声版を作成し、障害特性に応じて、選挙等に関する情報の提供を行います。	選挙管理委員会事務局
	②	投票しやすい環境の整備	すべての投票所に、貸出用車いすや高さが低い記載台、イラストを指差して意思を伝えるコミュニケーションボード、必要な支援を書き込み投票所職員に提示する投票支援シートなどを設置することにより、誰もが投票しやすい環境を整備します。	選挙管理委員会事務局
③	投票機会の確保	指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、投票所での投票が困難な人の投票機会の確保に努めます。 また、投票所において、点字による投票、投票所の係員による投票用紙への代筆を行います。	選挙管理委員会事務局	

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
19	図書館サービスの充実		<p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、アクセシブルな書籍等※1 及び音声読み上げ対応の電子書籍の充実や、サピエ図書館※2 等を利用するための支援及び情報提供など、読むことが困難な人の読書環境の整備を推進します。</p> <p>また、来館が困難な利用者に対する資料の貸出（郵送・宅配）や、職員研修の実施を通じて、誰でも利用しやすい図書館サービスの充実を図ります。</p> <p>※1 視覚障害者等が利用しやすい点字書籍、拡大図書及び録音電子書籍等</p> <p>※2 視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な人々に対して、さまざまな情報を点字、音声データ等で提供するネットワーク（正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」）のサービスの一つ</p>	教育委員会 中央図書館

(2) 日中活動の場、生活の場の確保

福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進するため、関係機関が連携して支援を行います。また、地域生活への移行については、地域生活での暮らしを継続することができるよう、グループホームその他の障害福祉サービス事業所の整備を進めるとともに、地域活動支援センターなどの日中活動の場、生活の場の確保に努めます。

【主な事業】

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
20	障害者グループホームの整備		住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活の援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進します。	障害福祉サービス課
21	地域活動支援センター事業		地域における日中活動の場として、創作的な活動や生産活動、社会との交流など多様な活動の場を提供する地域活動支援センター事業を実施します。	障害福祉サービス課
22	デイケアクラブ事業		精神障害者の社会復帰に関する相談指導の一環として、各区保健福祉センターにおいて料理、手芸、スポーツなどを通じた仲間づくりや社会参加の場としてのデイケアクラブを開催します。	精神保健福祉課
再掲 (6)	障害福祉サービス事業所の開設支援		*No. 6を参照	障害福祉サービス課
再掲 (12)	障害の重度化等に対する支援事業			障害福祉サービス課
	①	強度行動障害者支援加算事業	*No. 12-①を参照	

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
再掲 (12)	②	高齢重度障害者 介護支援加算事 業	*No. 12-②を参照	障害福祉サ ービス課
	③	喀痰吸引等研修 促進事業	*No. 12-③を参照	障害福祉サ ービス課
	④	重度強度行動障 害加算事業	*No. 12-④を参照	障害福祉サ ービス課
	⑤	重度障害者等就 労支援特別事業	*No. 12-⑤を参照	障害福祉サ ービス課
	⑥	重度訪問介護利 用者等大学修学 支援事業	*No. 12-⑥を参照	障害福祉サ ービス課

(3) 福祉用具利用支援の充実

障害者が地域で自立して生活していくために、補装具費及び日常生活用具費の適切な支給や障害者福祉センターにおける各種福祉機器の情報提供を充実し、障害者の自立や社会参加を促進します。

【主な事業】

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
23	補装具費支給事業		身体障害者（児）、難病患者（児）の日常生活や社会生活の向上を図るために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための補装具費（購入・修理）を支給します。	障害者自立 支援課
24	日常生活用具給付等事業			
	①	日常生活用具費支 給等事業	在宅の重度障害者（児）、難病患者（児）の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具費を支給します。	障害者自立 支援課
	②	小児慢性特定疾病 児童日常生活用具 給付事業	小児慢性特定疾病（国制度）児童等に対し、便器や特殊マット等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	健康支援課
25	福祉機器展示コーナー 運営事業		障害者福祉センターにおいて、障害者等が日常生活で利用する車いすや入浴用具などの福祉用具を展示するとともに、福祉機器の使用方法や選定に関する相談に応じます。	障害福祉サ ービス課

(4) 経済的支援の充実

障害者への経済的な支援として福祉手当、医療費助成など、各種の手当や助成を行うほか、日常生活における経済的負担の軽減等に努めます。

【主な事業】

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
26	心身障害者(児)福祉手当支給事業		特別障害者手当に該当しない在宅の20歳以上の重度の障害者及び障害児福祉手当に該当しない20歳未満の重度の障害児を監護する保護者に手当を支給します。	障害者自立支援課
27	心身障害者扶養共済事業		障害のある児・者を扶養している満65歳未満の人が加入者となり、毎月一定の掛け金を払い込み、加入者が死亡または重度障害になったとき、障害児・者に終身一定の年金を給付します。	障害者自立支援課
28	障害者通所交通費助成事業		障害者が通所施設、小規模作業所、デイケア等に通所する際、必要な交通費の一部を助成します。	障害者自立支援課
29	福祉タクシー事業		重度の障害者等がタクシーを利用する際に、その運賃の一部を助成します。	障害者自立支援課
30	自動車燃料費助成事業		重度の障害者等が自動車を利用する際に、その燃料費の一部を助成します。	障害者自立支援課
31	自動車改造費助成事業		身体障害者(上肢・下肢又は体幹機能障害1・2級)が、就労等の社会参加を行う目的で、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に自動車改造にかかる費用の一部を助成します。	障害者自立支援課
32	自動車運転免許取得助成事業		身体障害者が、就労等の社会参加のため、自動車免許を取得した場合に、その費用の一部を助成します。	障害者自立支援課
33	グループホーム等家賃助成事業		グループホームや生活ホームに入居する障害者の経済的負担の軽減と、自立と社会参加の促進を図るため、家賃の一部を助成します。	障害福祉サービス課
34	各種使用料等の減免		市内の各種文化施設、スポーツ施設等を利用する際、身体・知的・精神の障害者手帳を提示した障害者に対し、使用料の減免を行います。	各担当課
再掲 (79)	各種医療費助成事業			
	①	心身障害者(児)医療費助成事業	*No. 79-①を参照	障害者自立支援課
	②	小児慢性特定疾病医療支援	*No. 79-②を参照	健康支援課
	③	ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業	*No. 79-③を参照	健康支援課
	④	未熟児養育医療給付事業	*No. 79-④を参照	健康支援課
	⑤	育成医療給付事業	*No. 79-⑤を参照	健康支援課
	⑥	特定医療費(指定難病)医療費助成事業	*No. 79-⑥を参照	健康支援課

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
再掲 (103)	学校生活支援事業			
	⑨	特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業	*No. 103-⑨を参照	教育委員会 学事課
	⑩	特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業	*No. 103-⑩を参照	教育委員会 保健体育課

(5) 一般就労の支援

障害者の一般就労に向けて、就労相談、職業訓練、実習、就労後の定着のための支援等の事業に取り組むほか、障害者の福祉施設から一般就労への移行など、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化に取り組めます。

また、企業等に対し、障害の特性や接し方について、雇い入れから定着までの支援を行うなど、障害者雇用についての一層の理解と協力を求めていきます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
35	障害者就業支援キャリアセンターの運営 参画	県が設置した千葉障害者就業支援キャリアセンターの運営に参画し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内で障害者の職場定着を支援する人材の育成等を行います。 その他、求人開拓、広報啓発や企業、特別支援学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。	障害者自立 支援課
36	障害者雇用促進就職 面接会	就職の困難な障害者の雇用促進を図るため、千葉公共職業安定所等と共催して求人者・求職者を対象とした合同面接会を行い、雇用機会の確保に努めます。	雇用推進課
37	障害者職場実習事業	一般就労を希望する障害者に対し、就職前に企業等で一定期間の実習を行い、相互理解を深めたうえで雇用に結びつけることにより、障害者の職場定着を図り、もって障害者の一般就労を促進します。	障害者自立 支援課
38	チャレンジドオフィス ちばし	「チャレンジドオフィスちばし」において、障害者が民間企業等で一般就労するための支援を行います。	人事課
39	知的障害者職親委託 制度	職親として登録した事業経営者が知的障害者を一定期間預かり、生活指導及び技能習得訓練等を行います。	障害者自立 支援課
40	障害者法定雇用率達成 企業等に対する入札 参加資格者の格付け における優遇制度	法定雇用率を達成した場合等に、建設工事入札参加資格者の格付けの基準となる評価点の加点を行います。	契約課
再掲 (2)	日中活動系サービス 事業	*No. 2を参照	障害福祉サ ービス課

No.	事業名	事業内容	所管課
再掲 (12)	障害の重度化等に対する支援		
	⑤	重度障害者等就労支援特別事業 *No. 12-⑤を参照	障害福祉サービス課

(6) 福祉的就労の支援

障害の程度等により、企業等での就労が困難な障害者に対して、障害者就労施設等の活動の場を確保する一方、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、商品やサービスの掘り起こしや共同受注の積極的活用など、市の優先調達を推進するほか、授産製品の販路拡大、障害者就労施設等の経営指導などへの支援を行い、工賃向上を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
41	障害者就労事業振興センターの運営参画	千葉県障害者就労事業振興センターの運営に県、船橋市及び柏市とともに参画し、授産製品の販路拡大や企業からの共同受注、農福連携の推進等を行うほか、新しい商品開発や各作業所等への経営指導、作業所等職員の資質の向上のための研修などを行います。	障害者自立支援課
42	授産製品の販売促進	本庁舎や各区役所において、市内の作業所等が生産した授産製品を販売し、市民にPRして販路拡大を図ります。 また、障害者優先調達推進法に基づき、商品やサービスの掘り起こしや共同受注の活用など、市として優先調達に積極的に取り組みます。	障害者自立支援課、各区
43	農福連携の推進	障害者の就労や生きがいがいづくりの場を生み出すため、農家等と障害福祉サービス事業所等のマッチングに係る支援を行います。	障害者自立支援課
44	いずみの家運営事業	療育センターいずみの家において、福祉的就労の支援とともに、一般就労への訓練等を実施します。	障害福祉サービス課
再掲 (2)	日中活動系サービス事業	*No. 2を参照	障害福祉サービス課

基本目標2 相談支援の充実

～身近な相談支援機関の充実とその連携～

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、障害者個々の心身の状況、サービスの利用意向や家族の意向を踏まえたサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制が必要です。

そのためには、日常生活のあらゆることを気軽に相談できる相談支援体制を一層強化するとともに、より専門性を備えた相談員を配置することが求められています。

また、相談支援にあたっては、障害者等の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて、障害者等及びその家族が抱える複合的な問題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、行政機関とその他関係機関との連携が求められています。

さらに、障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供されるよう、理解の促進を図ることが求められています。

(1) 身近な相談支援機関の充実

障害者や家族介助者の不安を軽減するとともに、地域で福祉に関する様々な相談を気軽にできるよう、障害福祉サービス事業所をはじめとする地域の多様な社会資源の参画や協力を得ながら、地域の中で障害者を支えていく仕組みを強化します。また、こどもの発達に不安や戸惑いを抱える保護者の増加に対応するため、障害受容ができていない保護者でも気軽に相談できる「(仮称)こども発達相談室」を開設します。

また、相談支援機関同士の連携を強化するとともに、障害者への様々な支援が切れ目なく提供できる仕組みを構築します。

さらに、障害福祉サービスや相談支援機関の利用に結びつくよう、その存在や利用方法等について周知を図っていきます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
45	障害者基幹相談支援センター	障害のある人が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまな相談に応じます。また、地域の人や関係機関と連携し、障害のある人を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。	障害福祉サービス課
46	地域生活支援拠点の整備	障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしているよう、緊急時の受入れ・対応等の様々な支援を複数の機関が分担して機能を担うための体制を整備します。	障害福祉サービス課

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
47	コミュニティソーシャルワーク機能の強化		市社会福祉協議会各区事務所に配置されているコミュニティソーシャルワーカーが、複合化・複雑化した生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる取組である地域支援をより一層推進出来るよう支援するとともに、本市の福祉まるごとサポートセンターとの連携を密にし、地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制を構築します。	地域福祉課
48	障害者相談員事業		市から委託された身体障害者相談員・知的障害者相談員が、身体・知的障害者(児)、その家族等からの身近な問題についての相談に応じます。 また、定期的に相談員に対する研修を行い、知識の向上に努めます。	障害者自立支援課
49	障害福祉サービス等利用支援コーディネーター設置事業		各保健福祉センターにコーディネーターを配置し、障害者等の相談をはじめ、障害支援区分の調査、事業者との連絡調整等を行います。	障害福祉サービス課
50	民生委員・児童委員研修		民生委員・児童委員の各種研修会で障害の特性などについての知識を深めます。	地域福祉課
51	(仮称) こども発達相談室の開設		発達障害の早期発見及び早期支援体制の充実を図るため、未就学児の発達に関する相談窓口「(仮称) こども発達相談室」を設置します。	障害者自立支援課
52	福祉まるごとサポートセンターの運営		複雑化・複合化する地域生活課題に対し、必要に応じて関係者間の役割分担や支援の方向性の整理、支援プランの作成、全体の進捗管理など、関係者が協働して支援していけるようコーディネートするとともに、分野や相談内容を問わずまるごと相談を受け止め、必要な助言や適切な相談機関へのつなぎ等を行います。また、地域住民等とのネットワークを通じて、自ら支援を求めることが難しい人ともつながりを形成し、社会参加及び地域づくりに向けた支援と一体的に実施することで重層的・包括的支援体制を構築します。	地域福祉課
53	重層的・包括的支援体制の構築(参加支援事業・地域づくり支援事業)		分野や世代を超えて交流できる場や居場所の確保等により、支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らせる環境を整備するため、本市に適した社会参加及び地域づくりに向けた支援体制のあり方等の検討を進め、相談支援と一体的に実施することで、重層的・包括的支援体制を構築します。	地域福祉課
再掲(4)	相談支援事業		*No. 4を参照	障害福祉サービス課
再掲(5)	計画相談支援推進事業補助金		*No. 5を参照	障害福祉サービス課
再掲(55)	発達障害等に関する巡回相談員整備事業		*No. 55を参照	障害者自立支援課
再掲(56)	精神保健福祉相談事業		*No. 56を参照	精神保健福祉課

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
再掲 (100)	養護教育センター教育相談事業		*No. 100を参照	教育委員会 養護教育センター
再掲 (103)	学校生活支援事業			
	⑥	スクールカウンセラー活用事業	*No. 103-⑥を参照	教育委員会 教育支援課
再掲 (105)	不登校児童・生徒に対する相談、指導事業			
	①	教育相談指導教室事業(不登校生徒・中学)	*No. 105-①を参照	教育委員会 教育支援課
	②	教育相談事業(不登校・いじめ)	*No. 105-②を参照	教育委員会 教育支援課

(2) 専門的な相談支援体制の強化

障害が多様化・複雑化していく中で、発達障害者支援センター、こころの健康センターなどにおける専門性の高い相談支援体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会などを通じて、強度行動障害のある人や医療的ケアを必要とする人などの事例に対応していくための相談に応じる職員のスキルアップを図っていきます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
54	発達障害者支援センター運営	発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、療育に関する指導や助言を行います。 また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備に努めます。	障害者自立支援課
55	発達障害等に関する巡回相談員整備事業	専門知識を有する相談員が幼稚園・保育所等を巡回し、施設職員や保護者等に対し、発達障害の疑いのある児童の早期発見・早期対応のための助言等を行います。	障害者自立支援課
56	精神保健福祉相談事業	市民の心の健康の保持増進や精神疾患の早期発見、早期治療及び精神障害者の社会復帰を促進するため、こころの健康センター、保健福祉センターで相談に応じるとともに、訪問指導や受療援助等、状況に応じた支援を行います。	精神保健福祉課
57	ひきこもり地域支援センター運営	ひきこもりの状態にある人やその家族からの相談に応じ、適切な助言を行うとともに、家庭訪問などのアウトリーチ型の支援を行います。	精神保健福祉課

No.	事業名	事業内容	所管課	
58	「こころと命の相談室」運営	自殺対策として、月・金曜日（毎週・夜間）と土曜日（月2回・日中）・日曜日（月1回・日中）に、産業カウンセラー等が職場の問題、多重債務、心の健康等について相談に応じます。	精神保健福祉課	
59	在宅医療・介護連携推進事業	医療機関、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センターなどの医療福祉専門職への相談支援、会議・研修の開催や市民向けの在宅医療介護連携の普及啓発を行います。	在宅医療・介護連携支援センター	
60	難病相談事業	難病患者やその家族からの療養生活の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	健康支援課	
61	難病相談支援センター事業	難病の患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として、難病相談支援センターを設置し、難病患者等のもつ様々なニーズに対応しています。 難病患者の就労については、公共職業安定所等関係機関及び難病患者就職サポーターと連携し相談に応じます。	健康支援課	
62	障害児等療育支援事業	身近な地域で療育指導等が受けられるよう支援事業者が訪問又は外来による療育相談等を行います。また、施設に対し、療育に関する技術指導等も行います。	障害福祉サービス課	
63	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	健康支援課	
64	地域自立支援協議会運営	障害者の地域生活を支援するためのシステム作りや関係機関のネットワークの構築等に向けて定期的に協議を行います。	障害福祉サービス課	
再掲(100)	養護教育センター教育相談事業	*No. 100を参照	教育委員会 養護教育センター	
再掲(103)	学校生活支援事業		教育委員会 教育支援課	
	⑥	スクールカウンセラー活用事業		*No. 103-⑥を参照
再掲(105)	不登校児童・生徒に対する相談、指導事業		教育委員会 教育支援課	
	①	教育相談指導教室事業（不登校生徒・中学）		*No. 105-①を参照
	②	教育相談事業（不登校・いじめ）		*No. 105-②を参照

(3) 権利擁護の推進

障害者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、障害者の権利を擁護する様々な制度の利用を促進するとともに、障害者虐待については、被虐待者への対応と同時に、家族や事業所等への支援も行い、再発防止に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
65	成年後見支援センター運営事業	地域における権利擁護支援の中核機関である成年後見支援センターを中心として、成年後見制度の普及・啓発、専門相談、申立手続支援、市民後見人の養成などを行い、制度に対する市民の理解を深め、利用促進を図ります。	地域包括ケア推進課
66	成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分なために契約締結などの法律行為や財産管理が困難な人が成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求費用や後見人などの報酬を助成します。	地域包括ケア推進課 障害者自立支援課
67	日常生活自立支援事業	高齢や障害者等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある人々でも、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、介護・福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理をサポートする、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。	地域福祉課
68	法人後見事業	権利擁護支援を必要とする人への対応を図るため、市民との協働で市社会福祉協議会が法人として成年後見等の業務を受任する法人後見事業の実施を支援します。	地域福祉課
69	消費者被害の防止	消費者被害防止に関する見守り講座の実施や情報提供など、悪質商法等による被害に遭わないための支援などを推進します。	消費生活センター
70	障害者虐待の防止	各保健福祉センターに障害者虐待防止センターを設置し、通報に対応するとともに、一時的に保護する居室を確保するなど障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止します。更に、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者の支援を行います。 また、障害者虐待の防止に係る講演会などの啓発活動を実施します。	障害者自立支援課

基本目標3 保健・医療の充実

～保健や医療分野との効果的な連携と地域のケアシステム構築～

障害の原因となる疾病等を適切に予防し、その早期発見に努めるとともに、障害者が安心して医療を受けられ、健康の保持・増進が図られるよう、地域での医療体制の更なる充実が求められています。

また、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう正しい理解を促進したうえで、更に、入院中の精神障害者の早期退院と入院期間の短縮のため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

(1) 障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実

生活習慣病など、障害の原因となる疾病等を予防し、早期に対応するため、各種健康診査や予防接種などを実施するほか、障害の軽減等に必要な受診を支援することにより、生涯を通じた健康維持・増進を支援します。

【主な事業】

No.	事業名 (詳細事業)		事業内容	所管課
71	乳幼児健康診査事業		4か月・1歳6か月・3歳児健康診査等を実施し、先天性の疾患、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・早期療育を促すとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。	健康支援課
72	養育支援訪問事業		育児不安の強い家庭や乳幼児健診未受診者に保健師等による家庭訪問を行い、育児不安や育児ストレスの解消を図るとともに、乳幼児健診の受診勧奨を行い、障害の早期発見・早期療育を促します。	健康支援課
73	健康教育事業		健康に関する正しい知識を普及し、疾病の予防を図るため、講演会等の集団健康教育や個別健康教育(喫煙者)を行います。	健康推進課
74	健康相談事業		疾病の予防や生活習慣の改善など、心身の健康に関する個々の相談に応じます。	健康推進課
75	訪問指導事業		療養上の保健指導が必要な人及びその家族等に対し、保健師等が訪問します。	健康推進課
76	がん検診等事業		疾病の早期発見及び早期治療を図るため、がん検診等を実施します。	健康支援課
77	高齢者予防接種事業			医療政策課
	①	高齢者インフルエンザ予防接種事業	接種日時点で65歳以上の高齢者に加えて、接種日時点で60歳～64歳の人で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に1級相当の障害を有する者に対してインフルエンザ予防接種を行います。	

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
77	②	高齢者肺炎球菌予防接種事業	年度中に65歳になる人に加えて、接種日時時点で60歳～64歳の人で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に1級相当の障害を有する者に対し、肺炎球菌予防接種を行います。	医療政策課
78	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業		うつ病及び思春期精神疾患の早期発見・早期治療を図るため、かかりつけ医や学校関係者等に対し、適切なうつ病診療等の知識、技術及び精神科等の専門の医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得するための研修を実施します。	精神保健福祉課
79	各種医療費助成事業			
	①	心身障害者(児)医療費助成事業	重度の障害者(児)に対し保険診療の自己負担分を助成します。	障害者自立支援課
	②	小児慢性特定疾病医療支援	慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、糖尿病などの慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等について、健全育成の観点から、患者家族の医療費負担の軽減を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。	健康支援課
	③	ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病医療支援の基準は満たさないが、市の認定基準を満たす場合に、医療費の一部を助成します。	健康支援課
	④	未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟な状態で生まれ、指定医療機関での入院・養育が必要であると医師が認めた満1歳未満の児を対象に、その養育・治療に必要な医療費の一部を助成します。	健康支援課
	⑤	育成医療給付事業	身体に障害がある、または放置すれば将来障害を残すと認められる疾患がある児童等に対し、手術等の治療により、障害の除去・軽減ができると認められる場合に、その治療にかかる医療費の一部を助成します。	健康支援課
	⑥	特定医療費(指定難病)医療費助成事業	指定難病と診断され、その症状が一定程度以上の人に対し、指定された医療機関で治療を受けた際の医療費の一部を助成します。	健康支援課

(2) 地域での医療体制等の充実

医療機関の受診にあたり、特に配慮が必要な人に対応するため、休日・夜間における救急体制、訪問による診療体制等の充実を図ります。

また、地域生活への移行後における精神障害者や依存症者への支援を充実し、地域への円滑な移行と定着を進めるとともに、発達障害に関する研修を実施し、対応力の向上を図ります。

【主な事業】

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
80	歯科診療事業			
	①	訪問歯科診療事業	40歳以上の居宅で療養する通院困難な要介護者に対して歯科診療サービスを提供し、心身の健康の保持増進を図ります。	医療政策課
	②	要介護高齢者・心身障害者(児)歯科診療事業	市休日救急診療所で要介護高齢者と障害者(児)の歯科診療を行います。	医療政策課
81	精神科救急医療システム事業		休日・夜間における精神症状の急変などに対応するため、24時間の緊急医療相談に応じるとともに速やかに医療が受けられる精神科救急医療システムの充実に努めます。	精神保健福祉課
82	精神障害による措置入院者退院後支援		措置入院者を対象に、退院後の地域生活の支援を行います。	精神保健福祉課
83	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業		精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送れるよう、長期入院中の精神障害者の地域移行を支援するとともに、広報・啓発活動を行います。	精神保健福祉課
84	依存症患者への支援の推進		アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症患者や家族への支援を実施します。また、依存症問題に取り組む民間団体への支援を行います。	精神保健福祉課 こころの健康センター
85	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業		かかりつけ医等の医療関係者を対象に、発達障害に係る研修を開催し、地域における発達障害への対応力の向上を図ります。	障害者自立支援課

基本目標 4 障害児に対する支援の充実

～こどもの成長に合わせた切れ目のない支援体制の構築～

障害児支援にあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害児一人ひとりに合った切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが求められています。

また、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援するとともに、適切な時期に適切な療育を行うことにより、障害の程度を軽減し、いわゆる「二次障害」の発生を防ぐことができるよう、障害の早期発見・早期療育体制の整備・充実が求められています。

さらに、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できる体制が求められています。

(1) 早期発見・早期療育の体制の整備

乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、気軽に未就学児の発達に関する相談を行える窓口として「(仮称) こども発達相談室」を設置します。また、関連機関との連携により、ペアレントトレーニングなどを通じて、障害児の保護者に対する支援を強化します。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
86	療育センター運営事業	障害児の早期発見、早期療育の観点から、診断、検査等を行い、障害に応じた訓練等を行うとともに、個別指導や保護者への相談支援を行います。 また、障害児とその保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のため、計画作成やサービス事業者との連絡調整等を行います。	障害福祉サービス課
87	大宮学園運営事業	障害児への指導、訓練等の専門的な療育を行います。	障害福祉サービス課
88	桜木園運営事業	重症心身障害児に入所支援を通じて、治療や日常生活の指導を行います。	障害福祉サービス課
再掲 (54)	発達障害者支援センター運営	*No. 54 を参照	障害者自立支援課
再掲 (55)	発達障害等に関する巡回相談員整備事業	*No. 55 を参照	障害者自立支援課
再掲 (62)	障害児等療育支援事業	*No. 62 を参照	障害福祉サービス課

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
再掲 (71)	乳幼児健康診査事業		*No. 71 を参照	健康支援課
再掲 (72)	養育支援訪問事業		*No. 72 を参照	健康支援課
再掲 (79)	各種医療費助成事業			
	①	心身障害者(児)医療費助成事業	*No. 79-①を参照	障害者自立支援課
	②	小児慢性特定疾病医療支援	*No. 79-②を参照	健康支援課
	③	ぜんそく等小児指定疾病医療費助成事業	*No. 79-③を参照	健康支援課
	④	未熟児養育医療給付事業	*No. 79-④を参照	健康支援課
	⑤	育成医療給付事業	*No. 79-⑤を参照	健康支援課
	⑥	特定医療費(指定難病)医療費助成事業	*No. 79-⑥を参照	健康支援課
再掲 (85)	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業		*No. 85 を参照	障害者自立支援課

(2) 障害児支援の充実

障害児に対し、療育センターの専門的療育の充実を図るとともに、障害児保育、幼稚園での特別支援教育、児童発達支援などの各種サービスの実施体制を強化します。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
89	障害児通所支援事業	障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練など専門的な支援を行います。	障害福祉サービス課
90	要配慮保育事業	原則として、すべての認定こども園、保育所及び地域型保育事業所において、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。	幼保指導課
91	保育アクションプログラム	保育の質の向上を図るため、保育士等に対する研修の充実・強化を図ります。	幼保指導課

No.	事業名	事業内容	所管課
92	私立幼稚園特別支援教育費補助事業	障害のある幼児の就園の機会の拡大を図ると共に、障害のある幼児の在籍する私立幼稚園における特別支援教育の充実と振興及び保護者の教育費負担軽減を図るため、市内私立幼稚園設置者及び公益社団法人千葉市幼稚園協会に対し補助金を交付します。	幼保支援課
93	障害児保育・特別支援教育補助	障害のある子どもを受け入れる教育・保育施設及び地域型保育事業所に対し、障害児保育・特別支援教育の実施に必要な職員加配に係る経費に対する補助金を交付します。	幼保運営課
94	障害児保育等に係る巡回相談	障害児保育・特別支援教育を実施する教育・保育施設及び地域型保育事業所を市嘱託職員が巡回し、障害のある子どもの経過観察、職員への助言・指導等を行います。	幼保運営課
95	特定教育・保育施設における医療的ケアが必要な子どもへの対応	特定教育・保育施設における医療的ケアが必要な子どもへの対応を実施します。	幼保運営課
96	障害児保育・特別支援教育に関する研修	すべての教育・保育施設及び地域型保育事業所が参加可能な研修を実施し、専門知識の習得や技能の向上を図ります。	幼保運営課
97	保育環境改善事業	既存の保育所で障害児を受け入れるためにスロープの取り付けや保育室の段差解消など、必要な施設の修繕を計画的に行います。	幼保指導課 幼保運営課
再掲 (51)	(仮称) こども発達相談室の開設	*No. 51 を参照	障害者自立支援課
再掲 (101)	子どもルーム事業	*No. 101 を参照	健全育成課

(3) 学校教育の充実

早期からの教育相談や就学相談の充実を図るとともに、個に応じた教育支援計画を作成し、福祉や医療等との連携を図り、継続性、一貫性のある指導・支援の充実を図ります。また、医療的ケアや常時介護を必要とする児童への支援、専門的な知識・経験を有する相談員等の学校への派遣をするほか、教室の改修や備品の整備などにより、特別な教育的ニーズのある児童生徒の教育環境を整えます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
98	幼保小関連教育推進事業	幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校と近隣の幼稚園・保育所が連携して交流活動を行うことで、入学当初の学校生活への適応を容易にします。併せて、幼稚園・保育所職員と小学校教職員の相互理解を図ります。	教育委員会 教育改革推進課

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
99	特別支援連携協議会		特別な支援を要する子どもに関わる医療、保健、福祉、教育、労働等の関係諸機関のネットワーク構築等に向け、乳幼児期から成人までライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制づくりのための定期的な情報交換・意見交換を行います。	教育委員会 養護教育センター
100	養護教育センター教育相談事業		特別な支援が必要な幼児（年長）、児童生徒、その保護者及び教職員等に対して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、電話相談・来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。	教育委員会 養護教育センター
101	子どもルーム事業		原則として、すべての子どもルームにおいて、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。	健全育成課
102	アフタースクール		原則としてすべてのアフタースクールにおいて、障害のある児童の受入れが可能な体制を整備します。	生涯学習振興課
103	学校生活支援事業			
	①	障害のある子どもの学校生活サポート事業	千葉市立小・中学校に在籍する肢体不自由児や難聴児等の学校生活を支援するために、児童生徒及び学校の実態に応じてボランティアを派遣します。 また、車椅子・車椅子用可動機・スロープ等を必要とする児童生徒に対し貸出を行い、学習面や生活面を支援します。	教育委員会 養護教育センター
	②	スクールメディカルサポート事業	千葉市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、医療行為を行う看護師を派遣します。	教育委員会 養護教育センター
	③	特別支援教育指導員配置事業	小中学校の通常の学級に在籍する緊急に対応が必要なADHD（注意欠陥多動性障害、注意欠如多動性障害）等の児童生徒に対して、特別支援教育指導員を配置して、対象児童生徒の学習面や行動面等の困難さの改善を図ります。	教育委員会 養護教育センター
	④	特別支援教育介助員配置事業	特別支援教育介助員を配置し、小学校、中学校及び中等教育学校（前期課程）に在籍する常時介助が必要な児童生徒の安全を確保します。	教育委員会 養護教育センター
	⑤	通級指導教室の増設 （旧：言語障害・難聴通級指導教室の増設）	通常の学級に在籍する言語障害や難聴、LD（学習障害）等のある児童生徒を対象とした通級指導教室を増設します。	教育委員会 教育支援課
	⑥	スクールカウンセラー活用事業	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するカウンセラーを配置し、児童生徒等の悩みの解消にあたります。	教育委員会 教育支援課
	⑦	小・中学校特別支援学級運営事業	小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒が使用する備品等の購入を進め、障害のある児童生徒の学校生活の充実を図ります。	教育委員会 総務課 教育支援課

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
103	⑧	新設の特別支援学級等の備品整備	新設の特別支援学級・通級指導教室に対して多様な障害に対応した教育を充実させるために、必要な管理用備品を整備します。	教育委員会 教育支援課
	⑨	特別支援教育児童生徒学用品等扶助事業	小中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対し、要件に応じて学用品費、修学旅行費、その他就学に必要な経費を援助します。	教育委員会 学事課
	⑩	特別支援教育児童生徒学校給食費扶助事業	小中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対し、要件に応じて給食費の援助を行います。	教育委員会 保健体育課
	⑪	学校歯科事業	特別支援学校や小中学校特別支援学級の児童生徒や保護者を対象に、実技を通して児童生徒個々に応じた歯みがきや介助の必要性を啓発し、口腔衛生の充実を図ります。	教育委員会 保健体育課
104	体験活動事業			
	①	長柄げんきキャンプ事業	特別支援学校・学級の児童生徒を対象に、豊かな自然環境の中で、宿泊体験など様々な体験活動を通して、基本的な生活習慣等を身につけ、自主性・社会性を高めるため、長柄げんきキャンプ事業を実施します。	教育委員会 教育支援課
	②	長柄ジョイントキャンプ事業	不登校児童生徒を対象に、豊かな自然環境の中で様々な体験活動を通し、自主性・社会性を高めるため、長柄ジョイントキャンプ事業を実施します。	教育委員会 教育センター
	③	長柄ハッピーキャンプ事業	発達障害等の可能性のある児童を対象に、豊かな自然環境の中で、宿泊体験など様々な体験活動を通して、基本的な生活習慣等を身につけ、自主性・社会性を高めるため、長柄ハッピーキャンプ事業を実施します。	教育委員会 養護教育センター
105	不登校児童・生徒に対する相談、指導事業			
	①	教育相談指導教室事業（不登校生徒・中学）	心理的要因等による不登校生徒の増加と多様化に対応するため、「教育相談指導教室」を設置し、教育センターの適応指導教室やグループ活動等の適応・相談事業と連携しながら、個々の生徒の状況に応じた指導を行うことにより、人間関係の改善と自我の確立を図り、学校生活への適応及び社会的自立を目指します。	教育委員会 教育支援課
	②	教育相談事業（不登校・いじめ）	いじめや心理的要因等による不登校児童生徒にかかわる相談などについて、電話等による相談窓口の充実を図るほか、学校訪問により、その対応について指導や助言を行います。	教育委員会 教育支援課
	③	教育支援センター「ライトポート」管理運営事業	教育支援センター（ライトポート花見川ほか）で少人数での個別指導を中心に自己の回復をめざし、学習活動やスポーツ活動への参加を通して社会的自立を支援します。	教育委員会 教育センター

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
106	学校施設の整備			
	①	学校エレベーターの設置	既存校の中で階段昇降に困難を伴う児童生徒が通学、または通学を予定している学校について、必要に応じてエレベーターを設置します。 また、エレベーター設置に併せて、昇降口や体育館にスロープ、手すり等の設置を行います。	教育委員会学校施設課
107	教職員に対する支援			
	①	学校訪問相談員派遣事業	通常の学級に在籍するADHD（注意欠陥多動性障害、注意欠如多動性障害）等の児童生徒の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、小中学校に学校訪問相談員を派遣して、学校管理職や教職員に対する指導助言を行い、学校支援体制を確立し、児童生徒の困難な状況を改善していけるように支援します。	教育委員会養護教育センター
	②	教職員研修運営事業	各種研修講座、研究を定期的に行い、特別支援教育に関わる教職員の資質の向上を図ります。	教育委員会養護教育センター

基本目標5 理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシー
～心のバリアフリーとレガシーの継承～

本市では、障害のある人もない人も一緒に活動できる共生社会の実現に向けて、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催都市として、同大会を契機とした理解促進・社会参加事業を実施してきました。しかし、令和4年度に本市が実施した障害者生活実態・意向調査の結果からも、障害のある人や障害特性についての市民の理解はまだ十分とは言えません。そのため、同大会を契機とした機運を一過性のものにするのではなく、レガシーとして継続し、アクセシビリティの向上、更なる理解促進、社会参加を図っていくことが求められています。

また、令和6年4月には、障害者差別解消法改正法が施行され、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されるとともに、令和4年5月の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定など、障害者の社会参加を困難にしているあらゆる社会的障壁を取り除くための法整備も進んでいます。全ての市民が障害の有無で分け隔てられることのない社会を実現するため、相互の意思疎通をさらに円滑にし、互いに人格や個性を尊重していけるような環境整備が求められています。

(1) 相互理解の推進

障害者団体との連携等により、「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人もない人も、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害者への差別をなくし、正しい理解の普及に努めるとともに、障害のある人とない人の交流機会を充実することにより相互理解の推進を図ります。

また、福祉講話等の学校における取組みを充実することにより、次世代を担うこどもたちに対する理解の促進に努めます。

さらに、障害を理由とする差別は、障害者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであることから、社会のあらゆる場面において、その解消に努めていきます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
108	福祉講話の開催	市内の小学校等において、障害及び障害者への理解を促進するため、障害者本人が学校に赴き、児童生徒の視点に立って体験談等を語るとともに、スポーツ・レクリエーションや手話等の体験学習を通じて、障害者と交流を深めることにより、共生社会の意識醸成を図ります。	障害者自立支援課
109	ふれあいトークの開催	市社会福祉協議会が行う、こどもたちを対象にした障害者の講演等、福祉教育の取組みを支援します。	地域福祉課

No.	事業名	事業内容	所管課
110	心の輪を広げる障害者理解促進事業	障害者理解の促進を図るため、作文及びポスターを募集し、最優秀作品を内閣府に推薦します。 なお、最優秀賞受賞者は12月に開催する「障害者福祉大会」において表彰します。	障害者自立支援課
111	障害者福祉大会開催事業	障害者福祉大会を開催し、障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を超えた交流を図ります。	障害者自立支援課
112	心のふれあいフェスティバル開催事業	精神障害者の文化活動の発表、作品展示、こころの健康相談などを行う心のふれあいフェスティバルを開催し、障害者相互及び障害者と地域住民との交流を図ります。	こころの健康センター
113	精神障害者家族セミナー	精神障害者の社会参加の促進及び家族会の活性化を図るため、精神障害者の家族や市民を対象とするセミナーを開催します。	こころの健康センター
114	地域精神保健福祉講演会の開催	精神疾患に関する知識と精神障害の正しい理解についての普及啓発を図るため、市民を対象とする地域精神保健福祉講演会を実施します。	こころの健康センター
115	児童・思春期精神保健福祉講演会の開催	児童思春期の心の問題への理解を深め、適切な対応と援助について考える機会とすることを目的に、市民を対象とする講演会を実施します。	こころの健康センター
116	障害者社会参加推進センター運営事業	障害者自らが社会参加施策を実施することにより、地域における自立生活と社会参加の推進を図ります。	障害者自立支援課
117	障害者マークの普及	各種障害者に関するマークの啓発・広報を行い、障害に関する正しい知識及び理解を促進します。	障害者自立支援課
118	ヘルプマーク普及促進事業	外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない人が身に着けることで、周囲の人に配慮を必要としていることなどを知らせるためのヘルプマークの普及促進を図ります。	障害者自立支援課
119	障害者差別解消の推進	障害者差別に関する相談窓口を設置し相談に対応するとともに、講演会開催などの啓発活動を実施します。	障害者自立支援課
120	社会福祉研修センターにおける研修等の開催	社会福祉事業従事者や市民を対象とした研修を行い、障害者等への理解を広めます。	地域福祉課
121	社会福祉協議会地区部会活動への支援	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、担い手の拡大、健康づくりなど、地域福祉の推進に取り組む社会福祉協議会地区部会の活動を支援します。	地域福祉課
再掲(16)	うつ病対策講演会	*No. 16を参照	こころの健康センター
再掲(59)	在宅医療・介護連携推進事業	*No. 59を参照	在宅医療・介護連携支援センター

(2) スポーツ・文化活動の支援及び交流の促進

障害のある人もない人もスポーツや文化活動を通じて交流することができるよう様々なイベントを開催するとともに、障害者がスポーツ活動に参加しやすくなるよう取り組むとともに、健康増進を図ることを支援します。

また、地域のスポーツ施設、障害者福祉センター、療育センターふれあいの家等において、スポーツ・文化活動の機会を確保するとともに、健康づくりや生きがいがづくりにつながるよう活動事業の内容の充実を図り、より多くの障害者の参加を促進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
122	ちばしパラスポーツ コンシェルジュ	障害者が地域のスポーツ活動に参加するためのつなぎ役として、コーディネーターが障害の種類・程度に応じたスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行います。 また、パラスポーツに関する情報発信や、団体や施設等が行う体験会等の普及活動への支援を行います。	スポーツ振興課
123	パラスポーツ教室の 開催	障害者のスポーツ活動への参加拡大やスポーツ習慣の定着を目指し、障害者を対象としたスポーツ教室を開催します。	スポーツ振興課
124	スケート教室の開催	気軽にアイススケートを楽しむことができるよう、障害者を対象としたレクリエーションクラスを開催します。	スポーツ振興課
125	障害者スポーツ大会 の開催等事業	障害者の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいがづくりを促進するため、各種教室、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などに取り組みます。	障害者自立支援課 こころの健康センター
126	スポーツ・レクリエーション事業	療育センターふれあいの家、障害者福祉センターにおいて、障害者の余暇活動の充実、社会参加へのきっかけづくり、リハビリテーションなどを目的に、スポーツ・レクリエーションなどの講座を開催します。	障害福祉サービス課
127	千葉県パラスポーツ 振興補助金	障害者のスポーツ活動参加を促進し、生きがいや生活の質の向上、健康づくりの機会等を創出するため、市民団体等が行うパラスポーツ振興事業に対し補助金を交付します。	スポーツ振興課
128	パラスポーツフェスタ ちば	年齢や障害の有無に関わらず、みんなで楽しめる体験等を通してパラスポーツの魅力が体感できるイベントを開催します。	スポーツ振興課
129	千葉県オープンボッチャ大会	年齢や障害の有無に関係なく、誰もが参加できるボッチャの大会を開催します。	スポーツ振興課
130	障害者とのスポーツ 交流の促進	障害者とのスポーツ交流を促進するため、各種団体が実施するスポーツ大会などに障害者が参加できるよう、働きかけます。	スポーツ振興課
131	パラスポーツ推進関係者会議	障害者のスポーツ活動促進に向けて、庁内外の関係者で情報共有・意見交換を行い、課題の解決を図ります。	スポーツ振興課

No.	事業名	事業内容	所管課
132	千葉県理学療法士会との連携	理学療法士のネットワークを活用し、リハビリからスポーツ活動への参加を促していきます。	スポーツ振興課
133	パラスポーツ指導員養成講習会の開催	障害者が身近な施設でスポーツを楽しめる環境整備を進めるため、地域でパラスポーツの推進を図る担い手を養成します。	スポーツ振興課
134	パラアスリートの学校訪問	市内の小中特別支援学校にパラアスリートを招き、講話や競技体験を通して、児童生徒の競技や障害者への理解を深めます。	スポーツ振興課
135	体育・保健体育におけるパラスポーツの実施	ゴールボール、シッティングバレーボール等のパラスポーツを体育の授業に取り入れます。	保健体育課
136	競技用車いすを活用した授業の実施	競技用車いすを全市立小中学校に1年に1回巡回し、車いすバスケットボールや乗車体験等の授業を実施します。	保健体育課
137	大学連携によるパラスポーツ講座	パラスポーツへの関心を高めてもらうため、大学生を対象に、講話や競技体験等を実施して、競技普及の担い手育成を支援します。	スポーツ振興課
138	パラスポーツ体験会	区民まつり等において、パラスポーツ体験会を実施し、パラスポーツへの市民の理解を深めます。	スポーツ振興課
139	パラスポーツ競技用具の整備	市民がパラスポーツを気軽に体験できるよう、競技用車いす(バスケットボール用)、ゴールボール(ゴール・ボール・アイシェード)、パラバレーボール(ネット・ボール・アンテナ)などの貸出を行います。	スポーツ振興課
140	スポーツ施設の障害者利用の促進	<p>主なスポーツ施設での障害者利用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・YohaS アリーナ ～本能に、感動を～ ・こてはし温水プール ・千葉ポートアリーナ ・北谷津温水プール ・宮野木スポーツセンター ・中田スポーツセンター ・みつわ台体育館 ・高洲スポーツセンター ・磯辺スポーツセンター ・古市場体育館 ・大宮スポーツ広場 ・宮崎スポーツ広場 ・幕張西スポーツ広場 ・千葉市民ゴルフ場 ・アクアリンクちば 	スポーツ振興課
141	スポーツ施設・スポーツ広場の整備	スポーツ施設やスポーツ広場の整備にあたり、障害者の利用に配慮した施設として整備します。	スポーツ振興課
142	チバリアフリーアートプロジェクトの実施	障害のある人もない人も一緒になって表現するファッションショーなどのイベントを実施します。	文化振興課

No.	事業名	事業内容	所管課
143	障害者作品展の開催	障害者が製作した作品を公開展示することを通して、障害者の自己表現の場を提供するとともに、障害者への理解を広げるため、「障害者作品展」を開催します。	障害者自立支援課
144	創作的活動事業	療育センターふれあいの家、障害者福祉センターにおいて、障害者の余暇活動の充実、文化・教養の向上、社会参加へのきっかけづくりなどを目的に、様々な障害特性に対応した創作的活動を行う講座を開催します。	障害福祉サービス課
145	肢体不自由児激励会の開催	市内の肢体不自由児及びその家族の交流と親睦を図るため、交流会を開催します。	障害者自立支援課
146	知的障害児激励会の開催	市内の特別支援学級と特別支援学校で学ぶ児童生徒及びその保護者の交流と親睦を図るため、交流会を開催します。	障害者自立支援課
147	成人学習団体育成事業	知的障害のある人を対象に、市内小学校等の特別支援学級担当教諭の指導のもと、社会人として必要な基礎的な知識・技能を身につける活動を支援します。	健全育成課
148	地域福祉交流館の運営	子どもから高齢者まで広く市民が利用できる施設として、小中台・犢橋地域福祉交流館を運営し、地域福祉活動を促進します。	地域福祉課
149	市民農園における車いす使用者用区画の貸出	車いす使用者が野菜作りなどの農作業を楽しめるよう「中田やつ耕園」に整備した車いす使用者用プランターを貸し出します。	農政課
再掲 (22)	デイケアクラブ事業	*No. 22 を参照	精神保健福祉課

(3) 情報提供、コミュニケーションの充実

障害者が利用できる各種福祉サービスはもとより生活に関わる情報まで、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報提供を行います。

その際、カラーユニバーサルデザイン等に配慮したり、音声コードを付したりするなど、視覚障害や聴覚障害などの特性に配慮した情報提供、意思疎通に配慮します。

また、障害者が円滑に意思疎通を行えるようにするため、行政をはじめ市民、事業者などの多様な主体がともに取り組んでいけるよう、それぞれの役割を明らかにし相互に認識するとともに、具体的な行動を促します。

加えて、障害者が意思疎通のための手段について選択する機会が確保され、円滑に意思表示やコミュニケーションが行うことができるよう、手話通訳者など障害者のコミュニケーション支援に関する知識・技能をもった支援者の養成及び派遣体制を充実することにより、障害者の社会参加を促進します。

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
150	障害者福祉のあんない発行事業		障害者が利用できる相談窓口や各種制度について、分野別に対象者、内容を掲載した冊子を作成するとともに、ホームページに掲載し、情報提供に努めます。 なお、視覚障害者に配慮し、音声コードを添付するほか、点字版を作成します。	障害者自立支援課
151	情報提供における配慮に関する事業			
	①	点字市政だより	視覚障害者に対し、点字により市政に関する情報を提供します。	広報広聴課
	②	声の市政だより	視覚障害者に対し、音声録音により市政に関する情報を提供します。	障害福祉サービス課
	③	市議会だより点字版・録音版	視覚障害者に対し、市議会の活動をお知らせするため、「ちば市議会だより」の点字版と録音版（テープ・デジタル）を作成し、提供します。	議会事務局調査課
	④	点字即時情報ネットワーク	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が提供する毎日の新しい情報を点字により提供します。	障害者自立支援課
⑤	家庭ごみの減量と出し方ガイドブック発行事業	視覚障害者に配慮し「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」に、音声コードを掲載します。	収集業務課	
152	意思疎通支援事業			
	①	手話通訳者設置事業	手話通訳者を本庁舎及び各保健福祉センターに配置し、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図ります。	障害者自立支援課
②	手話通訳者夜間等派遣事業	夜間等に聴覚障害者が急病等により医療機関への受診が必要となった場合や事故等により警察から立ち会いを求められた場合等において、手話通訳者派遣に係る受付・調整を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	障害者自立支援課	
153	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業			
	①	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。	障害者自立支援課
②	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者のコミュニケーションや移動等を円滑に支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。	障害者自立支援課	
154	新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔手話通訳事業		新型コロナウイルスの感染が疑われるまたは本人の感染は疑われないが、医療機関等の新型コロナウイルス感染予防対策により、医療機関への受診等に係る手話通訳派遣を受けられない聴覚障害者が、適切な情報保障を受けられるよう、感染の危険性がないタブレットによる遠隔手話通訳システムを導入し、遠隔での手話通訳を行います。	障害者自立支援課

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
155	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業			
	①	手話通訳者養成事業	聴覚障害者の自立と社会参加の担い手となる手話通訳者を養成するため、必要な知識や技術を指導します。 また、千葉県と共同で手話通訳者全国統一試験を実施します。	障害者自立支援課
	②	要約筆記者養成事業	聴覚障害者の自立と社会参加の担い手となる要約筆記者を養成するため、必要な知識や技術を指導します。	障害者自立支援課
	③	盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	盲ろう者の自立と社会参加の担い手となる通訳・介助員を養成するため、点字又は手話の知識を有する者に対して、盲ろう者に対する通訳及び移動等支援方法を指導します。	障害者自立支援課
156	点訳・朗読奉仕員養成事業		視覚障害者のコミュニケーション確保のため、点訳又は朗読に必要な技術を持つ奉仕員を養成します。	障害者自立支援課
再掲 (11)	④	市役所コールセンターの運営	*No. 11-④を参照	広報広聴課

(4) 一般就労の支援（再掲）

障害者の一般就労に向けて、就労相談、職業訓練、実習、就労後の定着のための支援等の事業に取り組むほか、障害者の福祉施設から一般就労への移行など、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化に取り組みます。

また、企業等に対し、障害の特性や接し方について、雇い入れから定着までの支援を行うなど、障害者雇用についての一層の理解と協力を求めていきます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
再掲 (2)	日中活動系サービス事業	*No. 2 を参照	障害福祉サービス課
再掲 (12)	障害の重度化等に対する支援		
	⑤ 重度障害者等就労支援特別事業	*No. 12-⑤を参照	障害福祉サービス課
再掲 (35)	障害者就業支援キャリアセンターの運営 参画	*No. 35 を参照	障害者自立支援課
再掲 (36)	障害者雇用促進就職面接会	*No. 36 を参照	雇用推進課
再掲 (37)	障害者職場実習事業	*No. 37 を参照	障害者自立支援課
再掲 (38)	チャレンジドオフィスちばし	*No. 38 を参照	人事課

No.	事業名	事業内容	所管課
再掲 (39)	知的障害者職親委託制度	*No. 39 を参照	障害者自立支援課
再掲 (40)	障害者法定雇用率達成企業等に対する入札参加資格者の格付けにおける優遇制度	*No. 40 を参照	契約課

(5) 福祉的就労の支援（再掲）

障害の程度等により、企業等での就労が困難な障害者に対して、障害者就労施設等の活動の場を確保する一方、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、商品やサービスの掘り起こしや共同受注の積極的活用など、市の優先調達を推進するほか、授産製品の販路拡大、障害者就労施設等の経営指導やなどへの支援を行い、工賃向上を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
再掲 (2)	日中活動系サービス事業	*No. 2 を参照	障害福祉サービス課
再掲 (41)	障害者就労事業振興センターの運営参画	*No. 41 を参照	障害者自立支援課
再掲 (42)	授産製品の販売促進	*No. 42 を参照	障害者自立支援課、各区
再掲 (43)	農福連携の推進	*No. 43 を参照	障害者自立支援課
再掲 (44)	いずみの家運営事業	*No. 44 を参照	障害福祉サービス課

(6) ボランティア活動の促進

障害者へのボランティア活動にあたり必要となる基本的知識や技能の習得に関する講座などを開催するとともに、様々な活動機会を提供することにより、市民のボランティア活動への参加を促進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
157	ボランティア活動の促進	ボランティア活動を促進させるために、千葉市ボランティアセンター及び各区ボランティアセンターが行う情報提供や講座の開催、施設の貸出し等のボランティア育成事業を支援します。	地域福祉課
158	市民活動支援センターの運営	市民公益活動の促進を図るための拠点施設として市民活動支援センターを運営し、ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供や活動場所の提供、活動に関する相談などを行います。	市民自治推進課

No.	事業名	事業内容	所管課
159	手話等ボランティア養成等事業	療育センターふれあいの家において、手話等ボランティア養成講習会を開催します。	障害福祉サービス課
160	精神保健福祉ボランティア事業	精神保健福祉に関する普及啓発を図るとともに、精神保健福祉ボランティアとして活動できる人材を育成します。	こころの健康センター
161	ボランティア活動推進協力校指定事業への支援	児童・生徒に対して、社会福祉への理解と関心を高めるため、千葉県社会福祉協議会が市立の小中学校から指定したボランティア活動推進協力校でのボランティア学習の実施を支援します。	地域福祉課
162	ボランティア活動支援事業（自発的活動支援事業）	在宅の知的障害者によるボランティア活動を支援するため、その活動の機会を提供するとともに、その活動に関する便宜を図ります。	障害者自立支援課

(7) オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組みとレガシーとしての継承
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として取り組んだ事業
をレガシーとして継承し、更なる障害者への理解促進と社会参加促進を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
再掲 (108)	福祉講話の開催	*No. 108 を参照	障害者自立支援課
再掲 (122)	ちばしパラスポーツコンシェルジュ	*No. 122 を参照	スポーツ振興課
再掲 (123)	パラスポーツ教室の開催	*No. 123 を参照	スポーツ振興課
再掲 (127)	千葉県パラスポーツ振興補助金	*No. 127 を参照	スポーツ振興課
再掲 (128)	パラスポーツフェスタちば	*No. 128 を参照	スポーツ振興課
再掲 (130)	障害者とのスポーツ交流の促進	*No. 130 を参照	スポーツ振興課
再掲 (131)	パラスポーツ推進関係者会議	*No. 131 を参照	スポーツ振興課
再掲 (132)	千葉県理学療法士会との連携	*No. 132 を参照	スポーツ振興課
再掲 (134)	パラアスリートの学校訪問	*No. 134 を参照	スポーツ振興課
再掲 (135)	体育・保健体育におけるパラスポーツの実施	*No. 135 を参照	保健体育課
再掲 (136)	競技用車いすを活用した授業の実施	*No. 136 を参照	保健体育課
再掲 (137)	大学連携によるパラスポーツ講座	*No. 137 を参照	スポーツ振興課

No.	事業名	事業内容	所管課
再掲 (138)	パラスポーツ体験会	*No. 138 を参照	スポーツ振興課
再掲 (139)	パラスポーツ競技用具の整備	*No. 139 を参照	スポーツ振興課
再掲 (142)	チバリアフリーアートプロジェクトの実施	*No. 142 を参照	文化振興課

基本目標 6 生活環境の整備
～社会的障壁の除去と安心・安全な環境づくり～

障害の有無に関わらず、すべての人が安全に安心して日常生活を送ることができるよう、障害当事者等の意見を踏まえ、住宅環境、公共施設、交通機関、道路などにおける社会的障壁の除去を進め、誰もが利用しやすいバリアフリーのまちをつくることが求められています。

また、目的地まで安全にアクセスできる環境づくりとともに、防犯・防災体制の充実も求められています。

(1) 住環境の整備

障害者の生活の場を確保するため、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、グループホームの整備を促進します。

また、障害者のグループホームの家賃助成を行い、経済的負担を軽減します。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
163	障害者等住宅改造相談事業	障害者等に適した住宅改造の促進を図るため、専門知識を有する相談員による訪問相談事業を実施します。	障害福祉サービス課
164	障害者住宅改造費助成事業	重度の障害者世帯のバリアフリー化を促進するため、住宅の改造費の一部を助成します。	障害者自立支援課
再掲 (20)	障害者グループホームの整備	*No. 20 を参照	障害福祉サービス課
再掲 (33)	グループホーム等家賃助成事業	*No. 33 を参照	障害福祉サービス課

(2) 公共施設等の整備

公共施設はもとより、公共性の高い施設等の建築主に対して指導や助言を行うことなどにより、オストメイト対応トイレ設備の整備など、バリアフリー化の取組みを促進します。また、障害者の意見を取り入れながら施設設備の改修等を進めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
	(詳細事業)		
165	都市公園のバリアフリー化	安全で快適な公園利用を促進するため、公園の園路や出入口等のバリアフリー化を推進します。	公園管理課 公園建設課

No.	事業名		事業内容	所管課
	(詳細事業)			
166	公民館の改修		人に優しく、使いやすい公民館を目指し、トイレ改修等を進めます。	教育委員会 生涯学習振興課
167	多機能トイレ設備の充実(オストメイト対応トイレ設備・フィッティングシート)の整備		市施設の多機能トイレにオストメイト対応トイレ設備やフィッティングシートを整備し、障害者の社会参加を促進します。	各施設所管課
再掲 (106)	学校施設の整備			教育委員会 学校施設課
	①	学校エレベーターの設置	*No. 106-①を参照	

(3) 安全な交通の確保

障害者がバリアを感じることなく気軽に外出できるよう、歩道や、公共交通機関などのバリアフリー化を進める一方、交通マナーの普及や放置自転車対策など、安全な交通環境の確保に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
168	歩道の改良	誰もが安全・安心に通行できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などを推進します。	土木保全課
169	交通安全教育事業	子どもの交通安全を図るため、交通安全専門の指導員が小学校・保育所等を訪れ、交通安全教室を開催し、交通ルールとマナーの指導・啓発活動を行います。	地域安全課
170	放置自転車対策の推進	歩道や駅前広場などの道路上において、歩行や救急車などの緊急車両の活動を阻害するほか、街の美観を損ねるなど様々な問題を生じさせている放置自転車等を解消するため、自転車駐車場の確保、放置自転車の撤去などに取り組みます。	自転車政策課
171	鉄道駅バリアフリー化の推進	鉄道事業者が実施する、鉄道駅への段差解消設備、多機能トイレ及び内方線付点状ブロック等の整備に対し助成します。	交通政策課
172	千葉都市モノレール旅客トイレ整備事業	利便性向上のため、トイレのリニューアル(バリアフリートイレの整備)を計画的に進めます。	交通政策課
173	地区別バリアフリー基本構想の策定	バリアフリーマスタープランに基づき、鉄道駅等を中心とした促進地区の面的・一体的なバリアフリー化を促進するとともに、具体的なバリアフリー事業を検討・調整し、地区毎にバリアフリー基本構想を策定し、重点整備地区に位置づける。	交通政策課

(4) 防犯・防災体制の整備

障害者が地域において安心して暮らせるよう、防犯街灯の設置・維持管理に対する助成や市民防犯活動を支援します。

また、災害発生時の救援・救助体制、避難支援体制を構築するほか、避難所における支援の充実を図ります。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	所管課
174	市民防犯活動の支援	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯の設置助成等を進め、市民の自主的な防犯活動を支援します。	地域安全課
175	地域防犯ネットワーク	市民、事業者及び警察と連携し、地域防犯を進めるネットワークを構築します。	地域安全課
176	障害者家具転倒防止対策事業	家具の転倒防止金具を取り付けることが困難な重度の障害者のみの世帯等に対し、金具の取付費用の助成を行います。(金具代は除く。)	障害者自立支援課
177	火災警報器設置費の支給(日常生活用具費支給事業)	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯のうち、重度の障害者がいる世帯に対して、音または光により火災を知らせることができる火災警報器の設置費用を支給します。	障害者自立支援課
178	住宅防火訪問指導	「住宅防火対策の推進」として、住宅火災による死傷者及び損害の低減を図るため、住宅用火災警報器などの住宅用防災機器の設置を促進するとともに、要援護高齢者等への防火訪問指導等により防火対策を推進します。	消防局予防課
179	メール及びインターネットによる119番通報の受付	携帯電話等のメール及びスマートフォン等のインターネットからの緊急通報受付システムの導入により、事前登録した聴覚障害者及び音声・言語障害者からの緊急通報受付を行います。	消防局指令課
180	電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス	携帯電話を使用していない人で緊急情報の入手が比較的困難な高齢者などを対象に、ご自宅の電話やFAXに災害時緊急情報を配信します。	防災対策課
181	自主防災組織の育成	地域の住民が平常時からお互いに協力し合い「自分たちの町は自分たちで守る」ということを目的に結成される自主防災組織の育成・支援を行います。	防災対策課
182	避難所運営委員会の設立促進及び活動支援	災害時に迅速かつ円滑に避難所の開設・運営を行うため、地域の町内自治会等が主体となった避難所運営委員会の設立を促進します。 また、避難所運営委員会の活動を支援するため、訓練や会議等に要する経費を補助します。	防災対策課
183	災害時における避難支援体制の強化	災害から障害者を守るため、避難行動要支援者名簿の町内自治会等への提供を進め、災害時に地域で避難支援を行う体制の整備に努めます。また、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた避難行動等を定める「個別避難計画」をハザードマップ上のリスクや心身の状況を鑑み、優先度の高い人から順次作成します。	防災対策課

No.	事業名	事業内容	所管課
184	避難行動要支援者名簿情報の活用	避難行動要支援者名簿システムで把握した要支援者情報をちば消防共同指令センターの指令管制システムに取り込むことで、火災や、風水害等の発生時に、災害地点から一定範囲の要支援者の安全を確保します。	消防局指令課
185	オストメイト用装具預かり保管の実施	災害発生時に、オストメイトの人が自己のオストメイト用装具の調達を容易にできるよう、装具を市立施設で預かり保管します。	障害者自立支援課
186	拠点福祉避難所の指定	要配慮者支援として、入院、加療は必要ではないものの、より専門性の高いサービスを必要とする人たちの二次避難先として、高齢者施設、障害者施設を中心に協定を結び、拠点福祉避難所の指定を進めます。	高齢福祉課 障害者自立支援課
187	要配慮者向け防災用備蓄品の整備	災害時に必要に応じて開設される拠点福祉避難所等において、要配慮者向け防災用備蓄品の整備を進めます。	高齢福祉課 障害者自立支援課

第3部 障害福祉サービス提供の見込量等

(第7期千葉市障害福祉計画)

第1章 成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

本市の福祉施設から地域生活への移行者については、令和3年度から令和4年度までの累計は63人となり、現時点で第6期障害福祉計画の目標値である33人に達しています。第7期障害福祉計画の目標値については、国の基本指針に沿って目標値を設定します。

また、国の基本指針では、施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを目標値に設定することとしていますが、今後、障害者及び介護者の高齢化は更に進むと考えられることから、総入所者数を減少させることは難しい状況であるため、施設入所定員については、削減目標を設定しないこととします。

【本市の目標値】

項目	目標値	備考
地域生活移行者数	35人以上	令和4年度末時点の施設入所者数(581人)の6%以上

【目標達成に向けた取組み】

障害者が地域で自立した生活を営むために、日中活動の場や居住の場であるグループホームの整備を進めるほか、地域移行に向けた相談機能を一層充実させるとともに、関係機関との連携を強化することにより、安心して暮らしていくための仕組みを強化します。

2 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、地域生活支援拠点等の設置か所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定することが示されています。本市においては、地域生活支援拠点等の相談機能を担う各区の障害者基幹相談支援センターにそれぞれ1人ずつコーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所をはじめとする既存の社会資源を活用して、拠点機能を確保しつつ、その機能の充実のため、地域自立支援協議会にて年1回以上運用状況を検証、検討します。

(2) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることが示されていま

す。本市においては、関係機関から強度行動障害者に対する支援（相談先・受入先）の拡充についての要望を受けており、効果的な事業実施に向け、市内における対象者の状況や現場の要望等の実態を十分に把握する必要があるため、ニーズ調査を実施します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設から一般就労への移行者については、令和3年度は299人となり、第6期障害福祉計画の目標値である295人を上回る結果となっていることから、第7期障害福祉計画の目標値については、国の基本指針に沿って目標値を設定します。

また、就労移行支援事業所の一般就労への移行率、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率についても、同指針に沿って目標値を設定します。

なお、同指針では、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業（以下「就労移行支援事業等」という。）における、令和8年度までに一般就労に移行する者の目標値と一般就労への移行率が高い就労移行事業所数について設定することとされていますが、本市においては、一般就労への支援として、就労移行支援事業所等による支援のみならず、千葉障害者就業支援キャリアセンターなどの独自の取組みによるアプローチも複合的に行っており、一般就労に向けて就労移行支援事業所等を利用することが唯一の方法ではないことから、本市においてはこれらの目標については、設定しないこととします。

【本市の目標値】

項目	目標値	備考
一般就労移行者数	383人以上	令和3年度の一般就労への移行実績(299人)の1.28倍以上

項目	目標値
就労定着支援事業の利用者数	令和3年度の実績(124人)の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

【目標達成に向けた取組み】

障害者の一般就労に向けて、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化により、横断的かつ効果的な事業に取り組む一方、障害者一人ひとりの状況を踏まえた、就労相談、職業訓練、職場実習等の充実を図るとともに、就労後の定着支援等を通じて企業等に対する障害者雇用の一層の理解と協力を求めています。

第2章 活動指標

1 発達障害者等に対する支援

(1) 発達障害者支援地域協議会の開催

国の基本指針では、地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な発達障害者支援地域協議会の開催回数の見込みを設定することとしており、本市では、現在の開催状況を元に、年1回の開催をすることとします。

【本市の実施見込み】

項目	見込量
発達障害者支援地域協議会の開催回数	年1回

(2) 発達障害者支援センター

国の基本指針では、発達障害者支援センターによる相談件数、関係機関への助言件数、外部機関や地域住民への研修、啓発件数、ペアレントトレーニングの受講者数の見込みの見込みを設定することとしており、本市では、以下の通り実施することとします。

【本市の実施見込み】

項目	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	実人数/年	924	933	942
関係機関への助言	件/年	562	610	663
外部機関や地域住民への研修、啓発	回/年	163	163	163
ペアレントトレーニングの受講者数	実人数/年	8	8	8

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

国の基本指針では、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の、開催回数、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の参加者数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定することとしており、本市では、以下の通り実施することとします。

【本市の実施見込み】

項 目	見込み
開催回数	3回／年
関係者の参加者数	延べ90人／年
目標設定及び評価の実施回数	3回／年

3 相談支援体制の充実・強化のための取組み

(1) 総合的・専門的な相談支援

国の基本指針では、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施見込みを設定することとされています。本市では、障害者基幹相談支援センター（各区1か所設置）を設置し、地域生活支援拠点コーディネーターを配置することで総合的・専門的な相談支援の実施をすることとします。

(2) 地域の相談支援体制の強化

国の基本指針では、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数の見込み、個別事例の支援内容の検証の実施回数及び基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定することとされています。本市では、6か所設置している障害者基幹相談支援センターにおいて以下の通り実施することとします。

【本市の実施見込み】

項 目	見込み
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	445回
相談支援事業者の人材育成の支援件数	100回
相談機関との連携強化の取組の実施回数	420回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	年6回×6か所
主任相談支援専門員の配置数	令和8年度末までに 6人

(3) 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

国の基本指針では、協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定することとされています。本市では、地域自立支援協議会の地域部会に設置している相談支援事業所意見交換会において、引き続き、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行い、以下①～④の通り実施することとします。

【本市の実施見込み】

項 目	見込み
① 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	年6回×6か所
② ①の参加事業者・機関数	320（延べ）
③ 相談支援事業所意見交換会の設置数	6か所
④ 相談支援事業所意見交換会の実施回数	年6回×6か所

4 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

国の基本指針では、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定することとされています。本市では、各種研修への参加人数の見込みを以下の通り設定することとし、障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から、職員に対し障害者の権利擁護や虐待防止に関する各種研修への受講を促し、職員への意識付けを図ります。

【本市の実施見込み】

項 目	見込み
各種研修の参加人数	20人／年

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

国の基本指針では、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定することとされています。本市では、請求の過誤を減らすための取組みとして障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、年1回事業所説明会等にて情報共有を行うこととします。

【本市の実施見込み】

項 目	見込み
共有の実施回数	1回／年

(3) 指導監査結果の関係市町村との共有

国の基本指針では、都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定することとされています。本市では、千葉県及び関係自治体と1年に1回の頻度で指導監査に関する情報共有を行うこととします。また、処分を行うなど関係自治体と情報共有が必要な場合は、適宜情報共有を行うこととします。

【本市の実施見込み】

項目	見込み	備考
共有の実施回数	1回/年	処分等があれば適宜実施

第3章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

1 指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方

(1) 訪問系サービス

過年度実績の伸び等を勘案して見込みます。

また、重度障害者等包括支援は、現在、県内に事業者がなく利用実績はありませんが、事業者の新規参入により利用者が発生することを想定して見込みます。

(2) 日中活動系サービス

第6期計画期間の利用実績の伸び等を勘案して見込みます。

(3) 居住系サービス

共同生活援助は、施設入所者の地域移行目標者数や介助者の高齢化による利用者数の伸び等を勘案して見込みます。

施設入所支援は、利用実績は減少傾向にありますが、障害者本人の高齢化・重度化や介助者の高齢化を見据えて、現状維持として見込みます。

なお、自立生活援助は、新たに利用が発生することを想定して見込みます。

(4) 相談支援

過年度実績の伸び等を勘案して見込みます。

2 指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策

(1) 訪問系サービス

障害福祉サービス事業者には、連絡協議会や事業者説明会等を通じて、ホームヘルパーの増員を働きかけるとともに、介護サービス事業者には、指定居宅サービス事業者等連絡会議等を通じて、障害福祉サービス事業への参入を促します。

また、居宅介護及び重度訪問介護については、ホームヘルパーが医療的ケアを必要とする重度障害者等に対しても支援を行えるよう、必要な研修の受講を支援します。

同行援護及び行動援護については、事業者の参入を促進するとともに、利用者への情報提供に努めます。

重度障害者等包括支援は、居宅介護、短期入所、生活介護等複数のサービスを提供している事業者等に、事業の実施を働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

「障害者支援版起業塾」の開催等により、事業者の参入を促進します。

また、指定事業者等への説明会において必要な情報提供を行うなどを通じて、事業者の参入を促進します。

(3) 居住系サービス

共同生活援助は、民間事業者の参入により事業者数は増加していますが、施設や精神科病院からの地域移行を更に促進するとともに、介助者の高齢化によるニーズの増加に対応するため、必要な助成を行い、積極的な整備を進めます。

(4) 相談支援

指定相談支援事業者の確保に努めます。また、従事する相談支援専門員を養成するため、指定障害福祉サービス事業者に対し、相談支援従事者研修の受講等を促します。

3 指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

サービスの種類	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数 (実人/月)	1,434	1,581	1,660	1,743
	利用量 (時間分/月)	37,191	41,106	43,160	45,318
重度訪問介護	利用者数 (実人/月)	104	128	142	156
	利用量 (時間分/月)	41,347	50,944	56,516	62,088
同行援護	利用者数 (実人/月)	193	197	199	201
	利用量 (時間分/月)	4,504	4,531	4,577	4,623
行動援護	利用者数 (実人/月)	48	73	90	111
	利用量 (時間分/月)	1,064	1,606	1,980	2,442
重度障害者等 包括支援	利用者数 (実人/月)	0	1	1	1
	利用量 (時間分/月)	0	467	467	467

(2) 日中活動系サービス

サービスの種類	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数 (実人/月)	1,940	2,019	2,059	2,100
	利用量 (延人日/月)	39,371	40,163	40,565	40,971
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (実人/月)	10	12	13	14
	利用量 (延人日/月)	179	263	318	385
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (実人/月)	143	166	179	193
	利用量 (延人日/月)	2,453	2,861	3,090	3,337
就労選択支援	利用者数 (実人/月)	—	—	256	296
就労移行支援	利用者数 (実人/月)	326	353	367	382
	利用量 (延人日/月)	5,895	6,376	6,631	6,896
就労継続支援 (A型)	利用者数 (実人/月)	518	627	690	759
	利用量 (延人日/月)	10,411	12,597	13,857	15,243
就労継続支援 (B型)	利用者数 (実人/月)	1,349	1,943	2,332	2,798
	利用量 (延人日/月)	22,557	25,345	26,866	28,478
就労定着支援	利用者数 (実人/月)	166	222	256	296
療養介護	利用者数 (実人/月)	81	83	84	85
短期入所 (福祉型)	利用者数 (実人/月)	222	268	295	325
	利用量 (延人日/月)	2,051	2,392	2,583	2,790
短期入所 (医療型)	利用者数 (実人/月)	29	33	35	37
	利用量 (延人日/月)	152	173	183	194

サービスの種類	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (実人/月)	—	128	138	149
重度障害者の生活介護	利用者数 (実人/月)	—	554	567	579
重度障害者の短期入所 (福祉型)	利用者数 (実人/月)	—	88	91	94

(3) 居住系サービス

サービスの種類	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 (実人/月)	2	3	3	3
精神障害者の自立 生活援助	利用者数 (実人/月)	—	2	2	2
共同生活援助	利用者数 (実人/月)	1,043	1,355	1,545	1,761
精神障害者の共同 生活援助	利用者数 (実人/月)	—	453	516	588
施設入所支援	利用者数 (実人/月)	705	705	705	705
重度障害者の共同 生活援助	利用者数 (実人/月)	—	95	98	101

(4) 相談支援

サービスの種類	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 (実人/月)	1,589	1,923	2,115	2,327
地域移行支援	利用者数 (実人/月)	20	30	35	40
精神障害者の地域 移行支援	利用者数 (実人/月)	—	29	34	39
地域定着支援	利用者数 (実人/月)	59	67	71	75
精神障害者の地域 定着支援	利用者数 (実人/月)	—	56	60	63

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業です。実施が義務付けられている「必須事業」と、市町村の判断により地域の実情に応じて実施する「任意事業」があります。

1 必須事業

事業の種類	事業名	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量			実施に関する考え方 (確保の方策)
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
理解促進 研修・啓 発事業	①心の輪を 広げる理 解促進事 業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	障害に関する理解の促進を図るため、市内の小中学校等を通じて、作文及びポスターを募集し、最優秀作品を内閣府に推薦します。
	②障害者福 祉大会	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	障害者週間事業の一環として、障害者(児)の自立の促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を超えた交流を図るため、障害者福祉大会の企画・運営を実施します。
自発的活 動支援事 業	①本人活動 支援事 業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	在宅の知的障害者本人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、地域におけるボランティア活動を支援します。
	③精神障害 者家族セ ミナー	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	精神障害者の社会参加の促進及び家族会活動の活性化を図るため、精神障害者の家族を主な対象とするセミナー等を開催します。
相談支援 事業	障害者基幹 相談支援セ ンター	か所数	6	6	6	6	各区に1か所ずつ設置した障害者基幹相談支援センターにおいて、障害者やその保護者、介護者からの相談、その他必要な支援を実施します。

事業の種類	事業名	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量			実施に関する考え方 (確保の方策)
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
専門性の高い相談支援事業 専門性の高い相談支援事業	①障害児等療育支援事業	か所数	14	11	11	11	身近な地域で療育相談及び指導が受けられるよう、障害児(者)施設等の有する機能を活用して実施します。
	②発達障害者支援センター運営事業	か所数	1	1	1	1	発達障害児(者)に対する総合的な支援拠点として療育センター内に設置し、(福)千葉市社会福祉協議会に委託して実施します。
実利用見込者数		1,069	924	933	942		
成年後見制度利用支援事業		実利用見込者数	83	116	202	349	千葉市成年後見支援センター・障害者相談支援事業所等での広報・相談及び、各区高齢障害支援課・健康課での相談等により、制度の周知を図ります。
意思疎通支援事業	①手話通訳者設置事業	実設置見込者数	7	7	7	7	聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、本庁舎及び各保健福祉センターに手話通訳者を配置します。
	②手話通訳者夜間派遣等事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	夜間等の緊急時における聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、(福)千葉県聴覚障害者協会に委託して実施します。

事業の種類	事業名	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量			実施に関する考え方 (確保の方策)
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
専門性の高い 意思疎通支援 を行う者の派遣事業	①手話通訳者派遣事業	延利用 見込者数	1,845	1,861	1,876	1,892	聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、(福)千葉県聴覚障害者協会に委託して実施します。
	②要約筆記者派遣事業	延利用 見込者数	311	438	617	869	聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するため、(福)千葉県聴覚障害者協会に委託して実施します。
	③盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	延利用 見込者数	215	215	215	215	盲ろう者のコミュニケーションや移動等を確保するため、四州市(千葉県・船橋市・柏市・千葉市)共同事業として、NPO法人千葉盲ろう者友の会に委託して実施します。
専門性の高い 意思疎通支援 を行う者の養成研修事業	①手話通訳者養成研修事業	実修了 見込者数	39	0	20	0	聴覚障害者のコミュニケーション等の支援者として、手話による通訳に必要な技術や知識を習得した手話通訳者の養成講座を実施します。
	②要約筆記者養成研修事業	実修了 見込者数	4	0	10	0	聴覚障害者のコミュニケーション等の支援者として、要約筆記に必要な技術や知識を習得した要約筆記者の養成講座を実施します。
	③盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実修了 見込者数	4	3	3	3	盲ろう者の自立と社会参加の担い手となる通訳及び移動等の支援方法を習得した通訳・介助員を養成するため、四州市(千葉県・船橋市・柏市・千葉市)共同事業として、養成講座を実施します。

事業の種類	事業名	単位	令和4年度実績(参考)	見込量			実施に関する考え方(確保の方策)
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	給付等見込件数	68	65	65	65	地域で生活する障害者の利便性の向上を図ります。また、障害者の生活実態や技術進歩に対応した品目選定等に努めます。
	②自立生活支援用具	給付等見込件数	142	155	155	155	
	③在宅療養等支援用具	給付等見込件数	165	116	116	116	
	④情報・意思疎通支援用具	給付等見込件数	189	210	210	210	
	⑤排泄管理支援用具	給付等見込件数	21,067	22,001	24,575	27,451	
	⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等見込件数	22	15	15	15	
移動支援事業		実利用見込者数	845	996	1,081	1,174	事業者数は着実に増えていますが、移動支援の登録をしていない介護保険の訪問介護事業者等への情報提供に努め、事業所の一層の参入を促進します。
		延利用見込時間数	94,602	111,552	121,072	131,488	
地域活動支援センター事業	①Ⅰ型	か所数	6	6	6	6	利用者に創作的活動、生産活動の機会等を提供する事業(Ⅱ型、Ⅲ型)を実施するほか、これに加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業(Ⅰ型)を実施します。
		実利用見込者数	418	418	418	418	
	②Ⅱ型	か所数	2	2	2	2	
		実利用見込者数	50	51	51	51	
	③Ⅲ型	か所数	14	11	11	11	
		実利用見込者数	243	243	243	243	

事業の種類	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量			実施に関する考え方 (確保の方策)
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会の開催見込数	1	1	1	1	発達障害児(者)への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」を設置し、発達障害者支援センターの活動状況等について検証を行うとともに、関係機関の連携の緊密化を図ります。

2 任意事業

事業の種類	事業名	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量			実施に関する考え方 (確保の方策)	
				令和6年度	令和7年度	令和8年度		
日常生活支援	①福祉ホーム運営事業	か所数	1	1	1	1	地域における住まいの場を確保するため、民間事業者への補助事業により実施します。	
		実利用見込者数	5	5	5	5		
	②訪問入浴サービス事業	か所数	14	14	14	14		重度身体障害者の生活支援のため、登録事業者による訪問入浴サービスを提供します。
		実利用見込者数	67	85	95	107		
日常生活支援	③生活訓練等事業							
	盲婦人家庭生活訓練事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	盲婦人の生活支援に係る訓練事業を実施します。	
	盲青年社会生活教室開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	盲青年の生活支援に係る訓練事業を実施します。	
	中途失明者緊急生活訓練事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	中途失明者の生活支援に係る訓練事業を実施します。	
	視覚障害者自立生活訓練等事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	視覚障害者の生活支援に係る訓練事業を実施します。	
	ろうあ者社会生活教室開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	ろうあ者の生活支援に係る訓練事業を実施します。	
日常生活支援	④日中一時支援事業	実利用見込者数	341	437	495	560	障害者等の日中活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を確保します。	

事業の種類	事業名	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量			実施に関する考え方 (確保の方策)
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日常生活支援	⑤発達障害等に関する巡回相談員整備事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	保育所等に相談員が赴き、保護者等に対し、発達障害等に関する助言等を行うため、発達障害者支援センター運営事業を受託している(福)千葉県社会福祉協議会に委託して実施します。
社会参加支援事業	①レクリエーション活動等支援						
	身体障害者スポーツ大会開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	身体障害者の社会参加の促進を図るため、一般社団法人千葉県身体障害者連合会に委託して実施します。
	ゆうあいピック開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	知的障害者の社会参加の促進を図るため、千葉県手をつなぐ育成会に委託して実施します。
	精神障害者ソフトボール大会開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	精神障害者の社会参加の促進を図るため、障害者スポーツ団体に委託して実施します。
	精神障害者卓球大会開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	精神障害者の社会参加の促進を図るため、一般社団法人千葉県身体障害者連合会に委託して実施します。
	②芸術文化活動振興						
	障害者作品展開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	障害者の自己表現の場をとおして、自立と社会参加の促進を資するよう作品の展示公開を実施します。
	心のふれあいフェスティバル開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	精神障害者の社会参加の促進を図るため、委託して実施します。
	③点字・声の広報等発行						
	点字市政だより発行事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	視覚障害者に対し、点字により市政に関する情報を提供するため、(福)千葉県視覚障害者福祉協会に委託して実施します。

事業の種類	事業名	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量			実施に関する考え方 (確保の方策)
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
社会参加 支援事業	③点字・声の広報等発行						
	声の市政だより発行事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	視覚障害者に対し、音声録音により市政に関する情報を提供します。
	市議会だより点字版発行事業	実施の有無	—	実施	実施	実施	視覚障害者に対し、点字により市議会の活動に関する情報を提供します。
	市議会だより録音版発行事業	実施の有無	—	実施	実施	実施	視覚障害者に対し、音声録音により市議会の活動に関する情報を提供します。
	④奉仕員養成研修事業						
	点訳奉仕員養成研修事業	実修了見込者数	11	11	11	11	視覚障害者への情報提供の支援者として、点訳に必要な技術や知識を習得した点訳奉仕員を養成するため、講座を実施します。
朗読奉仕員養成研修事業	実修了見込者数	7	7	7	7	視覚障害者への情報提供の支援者として、朗読に必要な技術や知識を習得した朗読奉仕員を養成するため、講座を実施します。	
就業・就労支援	知的障害者職親委託事業	実利用見込者数	1	1	1	1	知的障害者を対象に生活指導も含めた就労訓練の一環として実施します。

第4部 障害児通所支援等の見込量等

(第3期千葉市障害児福祉計画)

第1章 成果目標

1 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターでは、障害のある児童が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または、集団生活への適応のための訓練を行っています。

国の基本指針では、児童発達支援センターについて、令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することとしています。

本市においては、令和4年度末において、児童発達支援センターを6か所設置しており、国の基本指針の目標を上回っていることから、目標値は設定しないこととします。

2 障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）

国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村において、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制を構築することとしています。本市においては、関係機関と連携・協議しながら、体制の構築について検討していきます。

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

国の基本指針では、未就学の障害児が発達支援を受けられる児童発達支援事業所のうち、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所について、令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上を確保することとしています。

本市においては、令和4年度末において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を5か所確保しており、同指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

4 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供する放課後等デイサービス事業所のうち、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所について、令和8年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上を確保することとしています。

本市においては、令和4年度末において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を9か所確保しており、同指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

5 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、医療的ケア児が適切に支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場について、令和5年度末までに設置することとしています。

本市においては、令和元年度に設置しており、同指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

6 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

第3期計画の策定に係る国の基本指針では、医療的ケア児が適切に支援を受けられるよう、コーディネーターを配置することを基本としています。本市では、令和6年度から8人配置することを目標とします。

【本市の目標値】

項目	令和4年度実績 (参考)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	8人設置	8人配置	8人配置	8人配置

7 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置

障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、関係機関と連携を図ります。特に、障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、必要に応じて、自立支援協議会に「協議の場」を設け、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整を行います。

第2章 指定通所支援等の見込量と確保の方策

1 指定通所支援等の見込量の算定の考え方

令和3年度から令和4年度の利用実績の伸びをベースに、障害者手帳交付児童数の伸び等を勘案して見込みます。

なお、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は、新たに利用が発生することを想定して見込みます。

2 指定通所支援等の見込量確保の方策

指定事業者等への説明会において必要な情報提供を行うなどを通じて事業者の参入を促進します。なお、障害児入所支援は、既存施設において対応していきます。

さらに、障害児相談支援については、指定相談支援事業者の確保に努めます。また、従事する相談支援専門員を養成するため、指定障害福祉サービス事業者に対し、相談支援従事者研修の受講等を促します。

3 指定通所支援等の見込量

(1) 日中活動系サービス

サービスの種類	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用人数 (実人/月)	1,689	1,952	2,098	2,256
	利用量 (人日分/月)	15,707	18,151	19,513	20,976
放課後等デイサービス	利用人数 (実人/月)	2,222	2,787	3,122	3,496
	利用量 (人日分/月)	26,123	32,769	36,701	41,105
保育所等訪問支援	利用人数 (実人/月)	177	470	767	1,249
	利用量 (人日分/月)	413	1,097	1,789	2,915
居宅訪問型児童発達支援	利用人数 (実人/月)	-	1	1	1
	利用量 (人日分/月)	-	4	4	4

(2) 居住系サービス

サービスの種類	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所支援	利用人数 (実人/月)	39	37	37	37
医療型障害児入所支援	利用人数 (実人/月)	17	19	19	19

(3) 相談支援

サービスの種類	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用人数 (実人/月)	677	705	719	733
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	6	8	8	8

第5部 計画の推進に向けて

1 関係機関・地域等との連携

障害者施策は、福祉、保健・医療、雇用、教育等の様々な分野を対象とするものであり、また身近な地域での結びつきを強め、支え合う体制を整備するためには、各分野との連携が重要であることから、庁内関係部局の連携はもとより、サービス提供事業者、障害者団体、社会福祉協議会等の関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、民間企業、医療機関、国・県などの関係行政機関等との連携強化に努めます。

2 進行管理と評価

本計画に基づき、各施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに、目標量を設定している事業については、その達成状況について、点検・評価を行い、障害者施策推進協議会に報告します。

3 計画の弾力的運用

法改正等に伴う制度改正や、障害者の高齢化・重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など社会経済環境の変化に応じて計画の弾力的運用に努めます。

資 料 編

1 計画策定過程

実施年月日	会議名等	主な内容
令和4年12月～1月	千葉県障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査	
令和5年9月12日	令和5年度第1回 千葉県障害者施策推進協議会	・計画策定の趣旨・骨子案
令和5年9月26日 ～10月13日	障害者団体等意見照会	・計画骨子案への意見
令和5年12月13日	令和5年度第2回 千葉県障害者施策推進協議会	・計画原案の検討
令和6年1月22日 ～2月21日	パブリックコメント手続の実施	・計画案への意見
令和6年3月 日	令和5年度第3回 千葉県障害者施策推進協議会	・計画案の承認

2 千葉市障害者施策推進協議会条例

平成4年3月19日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、千葉市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 障害者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 市職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解嘱されるものとする。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の障害者差別解消支援地域協議会として、協議会に障害者差別解消支援部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 前3条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条第1項中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「協議会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第3項、第6条第1項及び前条中「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

8 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月24日条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成6年規則第36号で平成6年6月1日から施行）

附 則（平成17年7月14日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月21日条例第13号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に定める日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第10号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

3 千葉市障害者施策推進協議会委員名簿

(氏名：五十音順、敬称略)

令和5年11月1日現在

氏名	役職名等	備考
伊藤 文彦	千葉市身体障害者施設連絡協議会会長	
大濱 洋一	(一社) 千葉市医師会副会長	
緒方 昭一郎	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉障害者職業センター所長	
菊池 裕美	千葉市自閉症協会会長代行	
国本 雄一郎	(一社) 千葉市身体障害者連合会副会長	
斉藤 浩司	(一社) 千葉市歯科医師会会長	
坂本 雅雄	(特非) 千家連理事長	
佐久間 正敏	千葉商工会議所常務理事	
佐久間 水月	千葉県弁護士会弁護士	
佐藤 幸生	千葉公共職業安定所所長	
白井 貴	千葉市立養護学校校長	
高梨 憲司	(一社) 千葉市身体障害者連合会会長	
高山 功一	(一社) 千葉市身体障害者連合会副会長	
内藤 八洲夫	千葉市民生委員児童委員協議会副会長	
成田 智子	千葉市手をつなぐ育成会会長	
新倉 義広	千葉市知的障害者福祉施設連絡協議会理事	
初芝 勤	(福) 千葉市社会福祉協議会会長	
村田 淳	千葉大学医学部附属病院准教授	
山下 幸子	淑徳大学教授	

○主な用語解説

(あ行)

一般就労

雇用契約を締結し、企業などで働き、収入（給料）を得る就労のこと。

インセンティブ

動機付け、刺激、誘因など、意欲をかき立てる要因のこと。

(か行)

強度行動障害

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する不適応行動を頻繁に示す障害のこと。

拠点福祉避難所

災害が発生した場合、緊急の入院加療等を必要としないが、より専門性の高いサービスを必要とする人が利用するための避難所のこと。なお、あらかじめ本市が高齢者施設、障害者施設などの施設を指定のうえ、災害時に必要が生じた際に指定施設に対し開設を要請し、身近な避難所である指定避難所から対象となる人を移送することになるため、指定避難所を経ずに直接拠点福祉避難所に避難することはできません。

(さ行)

障害者差別解消法

平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的に制定された法律です。令和6年度に改正法が施行され、行政だけでなく、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます。

障害者総合支援法

平成25年4月1日に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を改正したものです。

なお、障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまでの障害の種類ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した法律で、平成18年4月に施行されました。

成年後見制度

認知症のある高齢者、知的障害者、精神障害者などの主として判断能力が十分でない人を対象として、その人の財産がその人の意思に即して保全活用され、また、日常生活の場面において、主体性がよりよく実現されるよう、財産管理や日常生活での援助をする制度です。

(た行)

地域包括ケアシステム

令和7年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が一体的に提供される体制です。

(な行)

二次障害

本来の症状とは別に、二次的な問題・行動・症状が発生してしまうこと。

(は行)

福祉的就労

社会参加や日中活動の場として、福祉施設等で授産活動に従事し、売上げの中から収入（工賃）を得る就労のこと。

福祉避難室

災害時に、専門性の高いサービスは必要としないが、指定避難所での避難生活に困難が生じる高齢者、障害者等に対して特別の配慮をした避難所（福祉避難室）のこと。本市では学校などの指定避難所内に必要に応じて開設します。

(ら行)

ライフステージ

人の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けた各段階のこと。

第6次千葉市障害者計画
第7期千葉市障害福祉計画
第3期千葉市障害児福祉計画
(令和6年度～8年度)

発行年月 令和6年3月
編集・発行 千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課
住 所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
電 話 043 (245) 5175
F A X 043 (245) 5549
E-mail shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

表紙及び裏表紙

令和5年度心の輪を広げる障害者理解促進事業「障害者週間のポスター」
表紙：本市及び内閣府中学生の部最優秀賞受賞作品（内閣総理大臣表彰）
（作 市立おゆみ野南中学校 山上結希奈さん）
裏表紙：本市小学生の部最優秀賞受賞作品
（作 市立打瀬小学校 福田 優理子さん）

